

分する等の必要がないようにし、株主の利益の保護をはかるとともに、新株の発行が円滑に行なわれるようにいたしました。

第七に、転換社債の転換の請求は、株式名簿閉鎖期間内でもすることができるものとし、転換社債権者は、同期間内に転換の請求をすることによって株式を取得して、これを処分する道を開いて、その利益の保護をはかるとともに、転換社債の募集の円滑化をはかりました。

以上がこの法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう希望いたします次第でございます。

二、衆議院法務委員長報告(四月二十六日)

○大竹太郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、株式会社運営の安定をはかり、株式の譲渡の手續を合理化し、さらに株式会社の資金調達の方法を容易かつ適正にする等のため、早急に改正を要する事項について、商法の一部を改正しようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一は、株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨を定款で定めることができることとし、取締役会が承認しない場合には、その指定する者が株式を買い受けるものとするのであり、第二は、額面株式と無額面株式との間の変更を認めることであり、第三は、株式を譲渡するには株券を交付することを要し、か

つ、これをもって足りるものとするともに、株券の発行停止または寄託の制度を設けたことであり、第四は、株式の信託の受託者その他他人のために株式を有する株主は、議決権を統一しないで行使することができることとするともに、会社はその他の株主による議決権の不統一行使の申し出を拒むことができるものとしたことであり、第五は、株主以外の者に対し、特に有利な発行額を定めて新株を発行する場合には、株主総会の特別決議を要するものとするともに、会社が新株を発行する場合には、株主に新株引き受け権を与える場合等を除き、あらかじめその旨を公告するものとしたことであり、第六は、株主の新株引き受け権の譲渡の道を開くことであり、第七は、転換社債の転換の請求は、株主名簿閉鎖期間内でもこれをなし得るものとする等であります。

さて、本案は、三月二十七日当委員会に付託せられ、自來慎重審議を行ない、さらに学識経験者等参考人の意見を聞き、また、大蔵委員会との連合審査会を開き、審議の完へきを期したのであります。

かくて、四月二十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して私より賛成、日本社会党を代表して坂本泰良君より反対、民主社会党を代表して吉田賢一君より賛成の各討論がなされました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以下、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(六月八日)

○和泉寛君 商法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、会社の運営、株式取引等の実情にかんがみ、株式会社に關する規定の一部を改正しようとするものであります。

改正事項は、

第一に、株式の譲渡についての取締役会の承認を必要とする旨を定款で定めることができることとし、取締役会が承認しない場合に、株主は会社の指定する者に株式の買い取りを求め、買い取り価格に關する協議不調のときは、裁判所にその価格の決定を請求できること等について規定すること。

第二に、株式の譲渡に株券の交付によるものとし、株券の所持を欲しない株主からその旨を申し出たときは、会社はその株券の発行を停止し、またはこれを銀行もしくは信託会社に寄託すべきこと。

第三に、株主は、所有株式について、額面株式と無額面株式相互間の変更を請求できること。

第四に、株主以外の者に対し、特に有な発行価額を定めて新株を発行する場合に、株主総会の特別決議を必要とすることとし、会社が新株を発行する場合には、株主に新株引き受け権を与える場合等を除いて、あらかじめその旨を公告すべきこと。

第五に、株主の新株引き受け権の譲渡の道を開くこと。

第六に、株式の信託の受託者など他人のために株式を所有する者

商法の一部を改正する法律

は、あらかじめ会社に申し出の上、議決権を統一しないで行使することができることとし、その他の場合に、会社は議決権の不統一行使を拒み得ること。

第七に、転換社債の転換請求は、株主名簿の閉鎖期間中でもすることができることあります。

委員会においては、五回にわたって熱心な質疑が行なわれ、また、五月十二日には、学者、弁護士等三名の参考人から意見を聴取しました。

質疑の内容は、商法改正の沿革、株式会社の資本別の現況、小資本会社に対しては適用規定を区別できないが、個人企業と会社の税負担の不均衡とその是正、株式の譲渡制限の復活を必要とする理由、株式の譲渡制限や譲渡方法の改正に伴う株式の利益の保護、株主以外に新株を発行する場合における特に有利な発行価額等、多岐にわたりましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終り、討論には別に発言もなく、次いで採決の結果、多数をもって本法律案は原案のとおり決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

◎港湾運送事業法の一部を改正する法律

(昭四一・六・一五法八四)

一、提案理由(三月十六日)

○福井政府委員 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。港湾運送が海陸輸送のかなめとして、流通機能の一翼をにない、産業の発展、貿易の振興等わが国産業経済上きわめて重要な機能を果たしておりますことは、御高承のとおりであります。

ことに近年、わが国経済の高度成長に伴い、港湾における取り扱い貨物は急激に増加しており、その重要性は一段と高まってきておりますが、これとともに、増大する運送需要に対応して港湾運送機能を整備、増強し、ことに最近における労働需給の逼迫、流通経費節減の要請等に対処して荷役を機械化、能率化することが各方面から強く要請されております。

しかるに港湾運送事業の現状は、一昨年三月の港湾労働等対策審議会の答申で指摘されておりますように、近代化、合理化をはかるべき幾多の問題を包蔵いたしております。この点につきましては、さきの通常国会における港湾労働法の御審議に際しましても、同法による近代的労働施策に対応して、港湾運送事業に関する合理化施策のすみやかな整備が強く要望された次第であります。今回の港湾運送事業法の改正は、このような情勢にかんがみまし

て、港湾運送事業の近代化、合理化をはかるための諸施策の実施に
関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

改正の第一点は、港湾運送事業の事業規模の拡大をはかるため、
免許の基準を整備することでありませう。すなわち、現行法におきま
しては、施設及び労働者については、当該事業を適確に遂行するに
足りるものであることが要求されておりますが、さらにこれを事業
の種類及び港湾ごとに一定規模以上のものでなければならぬこと
といたしました。

改正の第二点は、港湾運送の一貫責任体制の確立をはかるため、
下請に関する規制を強化することでありませう。現行法におきまして
も、引き受けた港湾運送の全部を下請させることは禁止されてはお
りませうが、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送のうちい
ずれかの一つについてその作業の一部をみずから行なえば足りること
となっておりませうため、主要港におきましては、港湾荷役作業が大
幅に下請業者の手にゆだねられるのが常態となっており、このた
め、港湾運送の円滑な遂行に支障を来たすことも少なくない現状で
あります。このような欠陥を是正するために、港湾運送事業者に対
し、港湾運送の行為の種類ごとに一定率以上の作業の直営を義務づ
けるとともに、一定の要件のもとに下請制度の利用を認め、また港
湾運送の再下請を禁止することといたしました。

改正の第三点は、港湾運送の円滑な遂行に資するため、これに直
結して行なわれる船積貨物の位置の固定、警備等の行為を行なう事
業を港湾運送関連事業として、新たに港湾運送事業法の規制の対象

として、届け出を要することいたしました。

このほか、現在までの港湾運送事業法の運営にかんがみ、港湾運
送事業者の会計面における近代化をはかるため、会計に関する規定
を整備する等所要の改正をすることといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお
願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(五月三十一日)

○古川丈吉君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を
改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結
果を御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

近年、わが国経済の高度成長に伴い、港湾における取り扱い貨物
は激増しており、これに対応して、港湾荷役の機械化、能率化が各
方面から強く要請されております。

本案は、このような情勢にかんがみまして、港湾運送事業の近代
化並びに合理化をはかろうとするものでありまして、改正の要点を
申し上げますと、

第一点は、免許基準を整備すること。すなわち、施設及び労働者
については、事業の種類及び港湾ごとに一定規模以上のものとする
こと。

第二点は、港湾運送事業者に対し、港湾運送の種類ごとに一定率
港湾運送事業法の一部を改正する法律

以上の作業の直営を義務づけるとともに、一定の要件のもとに下請
制度を認め、また、再下請を禁止すること。

第三点は、船積み貨物の位置の固定、警備等の行為を行なう事業
を港湾運送関連事業として、新たに港湾運送事業法の規制の対象と
すること。

の三点であります。

本案は、三月十四日日本委員会に付託され、同十六日政府より提案
理由の説明を聴取し、七回にわたって慎重審議を行ない、その間、
自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、自由民主党砂田
重民君より、港湾運送関連事業に船倉の清掃を加えるとともに、関
連事業の料金を実施前に届け出る等の修正案が提出されました。

かくて、五月二十七日、質疑を終了し、討論を省略、採決の結
果、修正案及び修正案を除く原案は起立総員をもって可決され、
よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、政府は、港湾運送の新秩序の確立にあたつ
ては、各港の実情に沿って育成し、その能力の活用をはかり、ま
た、省令の制定にあたっては、幅広い考慮を払うとともに、港湾運
送関連事業の実態にかんがみ、近い将来、これを本来の港湾運送事
業として規制を強化すべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(六月八日)

○江藤智君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改

正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、港湾運送事業の近代化を促進し、その合理化をはかるうとするものでありまして、その要旨を申し上げますと、

第一は、港湾運送事業の規模の拡大をはかるため、免許基準を整備することとし、これを事業の種類及び港湾ごとに運輸省令で定める一定規模以上のものでなければならぬものとしたことであります。

第二は、港湾運送の作業遂行の責任体制を確立するため、再下請を全面的に禁止するとともに、港湾運送の行為の種類ごとに運輸省令で定める一定率以上の作業の直営を義務づける等、下請に関する制限を強化したことあります。

第三は、港湾運送に直結して行なわれる船積み貨物の位置の固定、警備、または船倉の清掃等の行為を行なう事業を、港湾運送関連事業として、新たに本法の規制の対象として届け出を要することとし、また、料金についても届け出制を採用したこと等であります。

本法案は、衆議院において修正議決されたものでありまして、本委員会におきましては、政府よりの提案理由のほか、衆議院議員砂田重民君から修正部分の趣旨説明を聴取した後、免許基準設定の方針、事業集約化とその推進の方策、事業の近代化促進と所要資金確保の具体策、港湾運送における暴力組織等、前近代的要素の排除、港湾運送事業の運賃料金の適正化等、港湾運送事業に関する各般の

諸問題につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知願います。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩間委員より反対の意見の開陳がありました。次いで採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭四一・六・二三法八五)

一、提案理由(三月二十九日)

○藤井(勝)政府委員 たいだいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

公認会計士は、企業の公表する財務書類について、独立の立場から監査証明を行なうことを業とするものでありまして、投資者に対し企業の内容について正しい資料を提供し、投資者の保護に資することを目的とする有価証券届け出制度のもとにおいて、きわめて重要な役割を果たしております。

特に最近における企業規模の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士による監査を充実し、企業経理の適正化を期することが一そう必要となっております。このような事情にかんがみ、公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上をはかり、その監査体制を充実するため、ここに公認会計士法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、公認会計士の自主責任体制を通じてその資質の向上及び業務の改善進歩をはかるため、すべての公認会計士を会員とす

る特殊法人日本公認会計士協会を設立することとしております。現在、公認会計士の団体としては、民法に基づいて設立された社団法人日本公認会計士協会がありますが、任意加入制のため、未加入の公認会計士に対して同協会の監督及び事業の効果が及ばない点において制度的に不十分でありますので、これを公認会計士法上の特殊法人とし、すべての公認会計士をその会員とすることにより、公認会計士の自主責任体制を確立しようとするものであります。

この協会は、会員の指導、連絡及び監督に関する事項並びに公認会計士等の登録に関する事務を行なうことを目的としております。

協会の運営等につきましては、おおむね弁護士会、税理士会等すでに特殊法人化が行なわれている職業団体の例と同様でありまして、監査証明業務に関する紛議の調停、公認会計士制度に関する建議、答申等を行なうことができることとしております。

第二は、企業の経営規模の拡大及び経営の多角化に対応して、公認会計士の側においても、複数の公認会計士による組織的な監査を推進するため、監査法人の制度を設けることとしております。

監査法人は、監査証明業務を組織的に行なうことを目的とする公認会計士の協同組織体であります。アメリカ、西ドイツ等の諸国においても、このような公認会計士の協同組織体の制度は、今日大きな発展を見ているところであります。このような状況にかんがみ、わが国においても、この際、公認会計士が協同して組織的な監査を行ない得ることとし、これにより監査の充実、適正化をはかること

するものであります。

また、監査法人は、五人以上の公認会計士を社員とする等、一定の要件を備えることを要し、その設立に当たっては、大蔵大臣の認可を受けることとしておりますが、このような制度を設けることにより、監査業務の内容の充実と独立性の維持の面で大きな効果をもたらされるものと期待されます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十八日)

(地震保険に関する法律(昭四一―法七三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(五月二十七日)

○徳永正利君 たいだいま議題となりました「公認会計士法の一部を改正する法律案」は、最近における企業規模の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上をはかり、監査体制を充実するため、所要の改正を行なおうとするものであります。その骨子は、

第一に、公認会計士の自主責任体制を確立するため、すべての公認会計士を会員とする特殊法人日本公認会計士協会を設立し、会員

の指導、連絡及び監督、並びに公認会計士等の登録に関する事務等を行なわせ、監査証明業務に関する紛議の調停や公認会計士制度に關する建議、答申等を行なうことができることとし、

第二に、監査証明業務を組織的に行なうことを目的とする公認会計士の協同組織体として、新たに監査法人制度を設けることとし、その設立認可の要件、業務の執行方法等の規定を設けようとするものであります。

委員会の審議におきましては、企業経理の健全化のため、公認会計士の規制のみではなく、被監査法人の責任体制の確立が必要ではないか。公認会計士の監査対象の拡大をどう考えるか。監査日数等に見られる実態からして、監査内容の充実を今後どのように指導するのか等の諸点について、質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討議に入りましたところ、青柳委員より、自由民主党を代表して賛成意見が述べられるとともに、「日本公認会計士協会の発足にあたっては、全員の加入が円満に行なわれるよう配慮すべきである。公益的な性格の法人をも監査対象とするよう検討すべきであり、また、監査内容充実のため、監査日数や報酬等の面で、自主性や独立性をそこなうことのないよう検討すべきである」という趣旨の、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の四派共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定され、青柳委員提出の附帯決議案は、多数をもつ

て委員会の附帯決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎国民の祝日に関する法律の一部を改正

する法律 (昭四一・六・二五法八六)

一、提案理由(四月二十六日)

○安井国務大臣 たいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

国民の祝日に関する法律は、昭和二十三年の第二回国会において制定されたものであります。当時の国会における審議の過程において将来なお祝日の増加が予想されていたところであり、国民の間に現行の祝日のほかに幾つか祝日にふさわしい日を加えたいという要望があり、国会におきましても御承知のとおり、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案が、昭和三十三年の第二十六回国会以降昭和三十九年の第四十六回国会までに、議員提案として七回提出されましたほか、継続審査が三回ありましたが、いずれも不成立となっていたのであります。

政府といたしましては、このような事情にかんがみ、昨年は政府において、新たに国民の祝日を加えることとし、第四十八回国会に国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。国会会期終了により審査未了となったのであります。よって、ここに再びこの法律案を提出いたしました次第であります。

す。

以下、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

この法律案におきましては、現行の国民の祝日に新たに建国記念の日(二月十一日)、敬老の日(九月十五日)及び体育の日(十月十日)を加えることとしております。

まず、建国記念の日につきましては建国をしのび、国を愛し、国の発展を期するという国民がひとしく抱いている感情を尊重して、国民の祝日にするにいたしましたのであります。また、この日を二月十一日といたしましたのは、この日が明治初年以來七十余年にわたり祝日として国民に親しまれてきた伝統を尊重したからであります。

次に、敬老の日につきましては、多年にわたり社会に尽くしてこられた年寄りの方々に感謝することにも、老後の精神的な安定を願ひ、敬老の日を国民の祝日にするにいたしましたのであります。また、この日を九月十五日といたしましたのは、昭和二十六年以來十数年にわたり、「としよりの日」として全国各地においてその趣旨にふさわしい行事が行なわれており、また、昭和三十八年に制定された老人福祉法において、「老人の日」として九月十五日が定められていることなど、この日が広く国民の間に浸透しているからであります。

最後に、体育の日につきましては、国民がスポーツに親しみ、その精神を通じて健康な心身をつちかかって、明かるく住みよい社会を建設することを願ひ、体育の日を国民の祝日にするにいたしましたのであります。また、この日を十月十日といたしましたのは、昭和三十

六年に制定されましたスポーツ振興法において「スポーツの日」として十月の第一土曜日が定められていることを尊重し、あわせて成功をおさめました一昨年オリピック東京大会を記念し、その開会式の日を選んだものであります。

また、以上の改正に伴い、関連する法律についても所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

二、衆議院内閣委員長報告(六月七日)

○木村武雄君 たいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行九つの祝日に、二月十一日の建国記念の日、九月十五日の敬老の日、十月十日の体育の日の三つの祝日に加え、これに伴う関係法律の規定を整備しようとするものであります。

本案は、四月十五日本会議において趣旨の説明及び質疑が行なわれ、同日本委員会に付託、四月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、六月二日質疑に入り、同日、同日民主社会党より修正案が提出されましたが、翌三日、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の間に共同修正の話し合いがまとまりましたので、同修正

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

案は撤回されました。

かくて、本七日、三党共同提案により、建国記念の日については、「二月十一日」を「政令で定める日」に改め、この政令は、本法律公布の日から六月以内で制定するものとし、その制定にあたっては、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に学識経験者を委員とする建国記念日審議会を昭和四十一年十二月十五日まで設置し、内閣総理大臣は、政令制定の立案にあたっては、同審議会の答申を尊重しなければならないとする旨の修正案が提出され、岩動委員より趣旨説明がなされた後、特に委員長より発言を求め、「政府は、建国記念日審議会の設置に際しては、その審議すべき事項の性格及び今回の三党一致の話し合いの精神にかんがみ、委員の選考及び会議の運営については、公正不偏、慎重な配慮のもとに、国民の要望にかなう結論が得られるよう最善を尽くすべきである。」とする旨の質疑がなされ、政府を代表して、安井総務長官より、「質疑の趣旨を体して、審議会の人選並びに運営については、十分配慮して万全を期する。」旨の答弁がなされました。

かくて、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院文教委員長報告(六月二十五日)

○二木謙吾君 たいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、政府提出の原案によれば、現行の国民の祝日に、新たに建国記念の日・二月十一日、敬老の日・九月十五日、及び、体育の日・十月十日を加えることを規定しようとするものであります。衆議院において、次のように修正議決されております。

すなわち、建国の日については、二月十一日を削り政令で定める日とし、その政令は、この法律公布の日から起算して六カ月以内に制定するものとし、総理府設置法を改正して、内閣総理大臣の諮問に応じ、建国記念の日となるべき日について調査審議するため、建国記念日審議会を設置することとし、内閣総理大臣は、その政令の制定にあたっては、審議会の答申を尊重しなければならないことといたしておるのであります。

なお、審議会の設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとなつております。

委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、審議の慎重を期するため、五人の参考人を招いて、本法案に対する意見を聴取するとともに、政府に対し各委員からきわめて熱心な質疑が行なわれました。

質疑の過程において取り上げられました主要点は、一、衆議院議長あつせんによる三党一致の申し合わせに基づき、衆議院において修正されるに至つた経過、二、建国記念日審議会の委員の選考及びその運営に関する問題、三、紀元節及び建国の日に関する問題、

見が述べられました。

続いて、まず、辻委員提出の修正案について採決の結果、同修正案は多数をもって否決され、衆議院送付の原案について採決の結果、多数をもって可決、結局、衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、北島委員より、自民、社会両党を代表して、本案に対する附帯決議案が提案され、多数をもって可決されました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。

政府は、日本国憲法のもとで国民が挙つて祝う祝日の性格に鑑み、祝日法の運用については世論の対立をさけるべきである。よつて次の事項について適確なる措置をとるべきである。

記

- 一、今回の如き政令による施行は例外的便法なることを考慮し、政府は、審議会委員の人选にあつては、三党と話し合ひ等、公正慎重を期し円満に行ひよう措置すること。
 - 二、審議会の運営については公正不偏広く国民各界各層の要望にこたへ特段の配慮をすること。
- 右決議する。

以上で本法案についての報告を終わります。

次に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、私立学校教職員共済組合の長期給付に要する費用に対する国の補助率を、現行百分の十五を百分の十六に引き上げると

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

- 四、建国神話と歴史教育との関係、五、建国記念の日が定められた後における歴史教育上の取り扱いの問題、六、体育の日の意義及び国民の体育振興についての構想、七、祝日を休日とすることに伴い、中小企業及び日給労働者等に対する配慮、八、建国記念の日を政令で定めること及び審議会の設置期限等に関する問題、等の諸点であります。最後に、内閣総理大臣の出席を求め、建国記念日審議会の委員の人选及び運営について質疑が行なわれ、これに対し、内閣総理大臣より、円満なる運営を期する旨の答弁がありました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員より、政府提出の原案による二月十一日は歴史的根拠がないこと、国民の祝日は、国民の各階層から要望される日でなければならぬこと、建国記念の日となるべき日の決定が法律事項でないこと等の理由をもつて、反対討論が述べられ、自由民主党を代表して玉置委員より、政府原案による建国記念の日は建国の理想を象徴する日であること、衆参両院における三党申し合わせの精神を尊重して、審議会委員の選考は公正不偏に行なわれるものと期待する等の理由を付して、賛成の意見が述べられました。

次いで、辻委員から公明党を代表して、原案に反対し、建国記念の日となるべき日は法律で定めること、建国記念日審議会の答申を国会に報告後法律を制定すること、建国記念日審議会には設置期限を設けないこと等を骨子とする修正案が提出されました。また、林委員からは、右と同趣旨をもつて修正案に賛成し、原案に反対の意

ともに、年金給付額の算定方法の改善、旧私学恩給財団の年金額の引き上げ、既裁定年金者の年金の最低保障額の引き上げ等を行なうとするものであります。衆議院において修正が行なわれ、長期給付費並びに事務費に対する国庫補助のほか、新たに、財源調整のため必要があるときは、国は、予算の範囲内において、その一部を補助することができる旨の規定等がつけ加えられております。

委員会におきましては、組合の概況、衆議院の修正点、未加入校の問題、組合員の給与と掛け金率との関係、高齢組合員に対する年金支給、並びに事務機構の整備等、今後改善すべき諸問題について、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、別に討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、小林委員より、高齢者組合員に対する年金支給のため国の補助率をさらに引き上げること、及び、短期給付等に必要な費用についても国の補助を行なう旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎労働省設置法の一部を改正する法律

(昭四一・六・二七法八七)

一、提案理由(四月十九日)

○小平国務大臣 たいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国には、雇用労働者のほかに、問屋や製造業者から委託を受けて、自宅で、物の製造加工等の作業に従事しているいわゆる家内労働者が多数存在しております。これらの家内労働者は、工賃や労働時間、安全衛生等の作業条件が一般に低く、問題が少なくありません。

このような家内労働者について対策を講ずることは、単に家内労働者の保護のみならず、一般の労働者の労働条件の向上、国民経済の健全な発展という観点からもきわめて重要であり、特に最近、本問題に関する関心が高まり、その要請はますます強まっております。

政府は、かねてから、学識経験者のお集まりである臨時家内労働調査会に、家内労働の実態の把握とその対策の検討をお願いしていたところではありますが、同調査会は、昨年十二月、家内労働対策の検討を行なうにあたっては、まず、家内労働の実態を明らかにする必要があるという観点から、家内労働の実態と問題点を明らかにしたわが国内労働の現状に関する報告を出されるところに、今後の

家内労働対策の進め方について見解を提出され、家内労働について当面、行政措置による対策を推進するほか、法制的措置を含む総合的家内労働対策について検討を進めるため、調査審議を行なう機関を設置すべきことを述べられたのであります。

政府といたしましては、この見解を尊重して、家内労働対策を進めてまいり所存であります。家内労働問題の重要性にかんがみ、今後有効な家内労働対策を樹立するためには、前述の調査会の見解にも述べられているとおり、総合的視野に立って、この問題の調査審議を行なう機関を設けることが特に必要であると考える次第であります。

この法律案の内容は、以上述べました考えに基づき、労働省の付属機関として、家内労働に関する重要事項を調査審議する家内労働審議会を設置するため、労働省設置法の一部を改正しようとするものであります。

なお、本審議会は、その設置の趣旨から見て、一定の期間内に結論を得ることが適当であると存じ、その設置期間については、家内労働問題の複雑性及び重要性を考慮して、昭和四十四年三月三十一日までとした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由と、その概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十八日)

○木村武雄君 たいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、家内労働問題の重要性にかんがみ、労働省の附属機関として、家内労働審議会を設置し、その設置期限を昭和四十四年三月三十一日までとしようとするものであります。

本案は、去る四月十六日日本委員会に付託され、四月十九日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十七日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、昭和四十年における恩給扶助料増額の際の年令制限を、妻子及び六十五才以上の者については昭和四十一年十月分以降、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃すること。

第二は、加算恩給の年額について、妻子の普通扶助料は最短恩給年限に相当する額とすること。

第三は、長期在職者の普通恩給の年額を最低六万円、扶助料を最低三万円とすること。

第四は、恩給扶助料の年額の調整規定を設けること。

第五は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた旧文官等の恩給扶助料の不均衡を是正すること。

労働省設置法の一部を改正する法律

第六は、不具廢疾で生活資料を得る道のない成年の子についても扶養加給を支給すること。

第七は、特例扶助料の支給条件を緩和すること。

第八は、日本赤十字社救護員の従軍期間を恩給公務員期間に通算すること。

以上の措置は昭和四十一年十月より実施することのほか、旧軍人としての加算年を旧文官の在職年に通算する措置を昭和四十二年一月より実施することとしようとするものであります。

本案は、去る二月十八日日本委員会に付託され、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月二十六日質疑を終了、本二十八日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案により、全会一致をもって、調整規定の運用について、その実効ある措置が講ぜられるよう適切な配慮をすること、並びに通算及び加算の措置に関し、恩給制度と共済組合制度間の総合調整をはかることとする趣旨の附帯決議が付されました。

次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、本年二月二日、人事院が国会及び内閣に対して行なった意見の申し出に基づき、国家公務員の災害補償制度について、

第一に、障害補償年金の範囲を拡大すること。

第二に、遺族補償のうち、職員と親族関係の深い一定要件に該当する遺族については、その遺族数に応じて、平均給与年額の三〇%

から五〇%までの年金とすること。
第三に、年金を受けることができる遺族がない場合には一時金とし、その額は、業務上の死亡にかかる他の法令による給付との均衡を考慮するが、当分の間は従前の額の範囲内で人事院規則で定める額とすること。

第四に、年金たる補償額について調整規定を設けること。
などであります。

本案は、三月二十五日本委員会に予備付託され、四月二十二日参議院より送付されて本付託となり、二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、本二十八日、質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、全会一致をもって、遺族補償一時金の額の決定については、従来額を十分保障するよう配慮すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

○熊谷太三郎君 ただいま議題となりました法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、家内労働問題の重要性にかんがみ、家内労働に関する重要事項を調査審議するため、労働省の付属機関として、設置期

間三カ年の家内労働審議会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、家内労働の実態、臨時家内労働調査会の間報告による行政措置の実施状況、家内労働審議会の使命とその構成、最低賃金・最低工賃並びに標準工賃の実施状況、内職公共職業補導所の現状等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎国立劇場法 (昭四一・六・二七法八八)

一、提案理由(二月十八日)

(国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(昭四一―法二二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(四月十九日)

○八田貞義君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

本案の要旨は、特殊法人国立劇場を設置すること、政府は、この法人の資本金としてその金額を出資すること、この法人は、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興をはかり、もって文化の向上に寄与することを目的とすること、及びこの法人の組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る二月十四日当委員会に付託となり、同月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。四月六日には、本案について、俳優守田俊郎君外三名の参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、四月十五日、本案に対する質疑を終了、次いで、本案に

対し上村千一郎君外五名から、第一条中「国立劇場は、」の下に「主として」を加え、第十九条第二項中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削る旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本修正案及び修正部分を除く原案は、起立総員をもって可決されました。

次いで、自由民主党上村千一郎君外五名から、本案に対し、政府は、伝統芸能以外の芸能の振興をはかるため、施設その他につき必要な措置を講ずるとともに、国立劇場において行なう芸能について、入場税はすべて課さないようすみやかに検討すべきである旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

かくて、本案は附帯決議を付して修正議決されました。
以上、御報告いたします。(拍手)

三、参議院文教委員長報告(六月二十二日)

○二本謙吉君 ただいま議題となりました国立劇場法案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本法案は、主として、歌舞伎、文楽等、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、及びその調査研究等を行ない、その保存及び振興をはかり、もって文化の向上に寄与することを目的として、特殊法人国立劇場を設立し、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けようとするものであり

ます。

なお、衆議院において、本法案の目的及び業務に関する規定について修正が行なわれましたことを申し添えます。

文教委員会におきましては、俳優喜熨斗俊貞君ほか四名の参考人から意見を聴取するとともに、国立劇場設立準備協議会の答申が変更されたいきさつ、現代芸能に対する考え方、国立劇場において公演される伝統芸能の範囲とそのあり方、伝統芸能の伝承者の養成、伝統芸能の新しい支持層の拡大、国立劇場の自主公演の入場料、劇場貸与の料金、本法案に対する衆議院の修正点、等の諸問題について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員及び北島委員から、現代芸能の振興、その他、今後の劇場運営の問題について、各般の要望を付して、賛成の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎内閣法の一部を改正する法律

(昭四一・六・二八法八九)

一、提案理由(三月十八日)

○橋本政府委員 ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、内閣官房長官は、内閣の直接の補佐としての内閣官房における複雑多岐にわたる事務を統轄し、閣議にかかる重要事項に関する総合調整の事務を統轄して行政各部の統一保持の衝に当たり、また、国内及び国外に対して機敏に内閣の重要政策に関する広報を行なうなど、きわめて重要かつ広範にわたる国務を処理しているのがあります。その職責は、まことに重要であります。このような内閣官房長官の職責にかんがみまして、この際、内閣官房長官は国務大臣をもって充てることとし、これがため現在の国務大臣の定数を一人増加する措置を講ずる必要があるものであります。

次に、内閣法第十二条第二項に定める内閣官房の事務のうち、財政経済政策に関する総合調整及び内閣の重要政策に関する広報などの事務量の増大にかんがみ、内閣官房に、この分野における内閣官房長官の職務を専門的に補佐する特別職の職員二人を置く必要があるものであります。

以上のような観点から、内閣法の一部を改正して、内閣官房長官は国務大臣をもって充てることとし、これがため国務大臣の定数

内閣法の一部を改正する法律

を一人増加して十八人以内とするほか、内閣官房に内閣調整官及び内閣報道官各一人を置き、内閣法第十二条第二項の内閣官房の事務のうち、内閣調整官は、財政経済政策に関する総合調整にかかるとのについて、また、内閣報道官は、広報にかかるとのについて、それぞれ内閣官房長官を助けることとするものであります。

なお、内閣調整官及び内閣報道官の身分取り扱い等については、その職責にかんがみ、内閣官房副長官と同様とする等関係法につき所要の改正をしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(六月二十五日)

(行政相談委員会(昭四一・法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

○熊谷大三郎君 ただいま議題となりました二法案の内容と審査の経過は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

採決の結果、二法案は、いずれも全会一致をもって原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

る法律 (昭四一・六・二九法九〇)

一、提案理由(三月九日)

(踏切道改良促進法の一部を改正する法律(昭四一・法三〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(五月二十六日)

○古川丈吉君 たいだいま議題となりました自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げますと、最近の原動機付自動車の車両数は、自動車の車両数に匹敵する六百七十二万両に達し、これによる人身事故は、三十九年度において九百四十人もの死傷者を出すという、まことに憂慮すべき事態に立ち至ったのにかんがみまして、損害賠償を保障する制度を確立し、これら被害者の保護をはかろうとするものであります。

改正の第一は、政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自動車も自動車損害賠償保障法の適用を受けることとし、第二に、保険金額を定める政令が改正せられた場合、所要の経過措置を政令で定めることができることとし、第三に、自動車損害賠償責任保険

審議会の委員を二名増員して十三名とし、その他所要の整備をしようとするものであります。

本案は、去る三月四日提出、同日付託となり、三月九日提案理由の説明を聴取し、九回にわたって慎重審議を重ね、五月十一日質疑を終了、自由民主党田邊國男君外四名より、耕うん機を本法より除くこと、新たに自動車責任共済制度を設け、政令で定める自動車について、農協並びに農協連合会が共済責任を負うことができることとする、施行日を公布の日とする等の趣旨の修正案が提出され、また、日本社会党久保三郎君外一名より、耕うん機を本法の第十条に加えること、自動車責任共済制度を設けて農協並びに農協連合会が共済責任を負うこととし、原付自転車をも国が再保険する等の修正案が提出されたのであります。

次いで、五月二十四日、原案及び修正案を一括して、討論に付し、自由民主党を代表して壽原正一君が、原案及び自民党に賛成、社会党案に反対、日本社会党を代表して久保三郎君、民主党を代表して竹谷源太郎君が、それぞれ社会党案に賛成、原案及び自民党案に反対の意を表明され、採決の結果、社会党修正案を起立少数で否決、自民党修正案及び修正部分を除く原案を起立多数をもって可決し、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(六月二十七日)

○江藤智君 たいだいま議題となりました二法案について、運輸委員

会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近激増しつつある原動機付自動車による事故の被害者の保護をはかることにも、賠償保障制度の整備を行なおうとするものであります。その要旨を申し上げますと、

第一は、政府の再保険事業に関する規定を除き、新たに、原動機付自転車を本法の対象車両に加えたことであります。

第二は、異なる保険金額の自動車の併存する事態を防止するため、政令で所要の措置を講ずることができることとしたことであります。

第三は、本法の対象車両から小型耕うん機を除外したことあります。

第四は、政令で定める自動車について、農業協同組合及び農業協同組合連合会に自動車損害賠償責任共済の事業を認められたことあります。

なお、小型耕うん機の除外と責任共済制度の新設は、衆議院修正にかかるとあります。

委員会におきましては、政府からの提案理由に引き続き、衆議院議員田邊國男君から、修正部分の趣旨説明を聴取した後、熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、原動機付自転車を政府の再保険事業の対象から除外することの可否、自動車事故被害者に対する相談所、アフターケア施設の設置等、保護対策の推進、責任

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

保険経理の状況と運営に対する指導方針等がありますが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党の吉田委員より、公明党浅井委員との共同提案による修正案が提出されました。

修正案の要旨は、

第一に、小型耕うん機については、強制保険の対象外とするが、政府の保障事業等の規定は、これを適用すること、

第二に、原動機付自転車を政府の再保険事業の対象車両とすること、

第三に、責任共済の対象は、この法律で定める全部の自動車とすること、

第四に、行政庁は、責任共済に関しては、大蔵大臣との協議等をする必要のないものとするのであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党の相澤委員は修正案賛成、岡委員は原案反対、日本共産党の岩間委員は原案、修正案ともに反対、自由民主党の金丸委員は原案賛成、修正案反対の意見がそれぞれ述べられ、採決に入りましたところ、吉田委員、浅井委員共同提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、小型船造船業法案について申し上げます。

本法案は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保す

ることにより、その健全な発達をはかるため、小型船造船業を登録制とし、また、事業場ごとに一定の学歴または実務経験を持つ主任技術者を配置させる制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、登録基準に達しない既存造船所に対する育成策、主任技術者の確保、木造船所近代化のあり方、生産分野の規制等について質疑が行なわれました。

討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩間委員より反対意見が表明され、次いで採決の決果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍所)

◎風俗営業等取締法の一部を改正する法

律 (昭四一・六・三〇法九二)(衆)

一、提案理由(六月二十三日)

○岡崎英城君 ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提案いたしましたものであります。

以下、提案の理由並びにその内容の概要につきまして御説明いたします。

まず、この法律案を立案した理由を申し上げます。

本案は、過ぐる第四十六回国会において風俗営業等取締法の一部改正が行なわれました際、付せられた附帯決議の趣旨に沿い、本委員会に設けられた風俗営業等に関する調査小委員会の結論を基礎として立案されたものであります。その目的とするところは、善良な風俗を維持するため、トルコぶろ営業及びストリップ劇場等の興行場営業に対して必要な規制を加えようとするものであります。次に、本案の内容について御説明いたします。

まず、トルコぶろ営業に対する規制から申し上げますと、
第一に、トルコぶろ営業は、官公庁施設、学校、図書館及び児童

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

福祉施設並びにその他の施設で、善良の風俗を害する行為を防止する
必要上、都道府県が条例で定めた施設の周囲二百メートルの区域
内では営業を営むことができないこととしております。

第二に、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため、
必要があるときは、条例により地域を定めてトルコぶろ営業を営む
ことを禁止することができることとしております。

第三に、以上に述べましたトルコぶろ営業に対する場所の規制
は、これらの規定の施行または適用の際、現に公衆浴場法の許可を
受けてトルコぶろを営んでいる者の営業については適用しないこと
としております。

第四に、都道府県公安委員会は、トルコぶろ営業を営む者、また
はその代理人、使用人その他の従業者が、トルコぶろ営業に関して
売春、わいせつその他の風俗犯罪を犯した場合には、八月をこえな
い範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができることとし
ております。

次に、興行場営業の停止について申し上げます。
都道府県公安委員会は、ストリップ劇場、ヌードスタジオ等の興
行場営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、
その営業に関し公然わいせつの罪等を犯した場合には、六月をこえ
ない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができることと
しております。

以上の措置に伴い、罰則その他所要の規定を整備するとともに、こ
の法律は、昭和四十一年七月一日から施行することとしております。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

(注) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

二、参議院地方行政委員長報告(六月二十七日)

○岸田幸雄君 たいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、善良の風俗を保持するため、風紀上問題の多い、いわゆるトルコ風呂営業について、その営業の場所を制限するとともに、これらの浴場業並びにストリップ劇場、ヌードスタジオ等の興業場営業について、風俗犯罪等の法令違反の場合に、都道府県公安委員会が営業停止の処分をすることができることなどを、おもな内容とするものであります。本委員会におきましては提案理由の説明を聴取した後、個室及び提供する役務の態様、取り締まり方針等に關する諸問題について、慎重審査いたしました。詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、第二院クラブから、浴場業として個室を持つものは、すべて本法の規制の対象とする旨の修正案が提出され、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同により、実効ある法の運用と取り締まりの徹底を要望する旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会を決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

◎国民年金法の一部を改正する法律

(昭四一・六・三〇法九二)

一、提案理由(四月二十八日)

○鈴木國務大臣 たいま議題となりました国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民年金制度は昭和三十四年に創設され、同年十一月から福祉年金の支給を開始し、昭和三十六年から本制度の中心である拠出制年金の実施に入り、現在では被保険者数約二千万人、拠出年金受給者約六万人、福祉年金受給者約三百万人を擁する規模に成長しており、被用者を対象とする厚生年金保険と相並んでわが国公的年金の二大支柱を形成する制度であります。しかしながら、現行の体系につきましては、昭和三十六年及び昭和三十七年の兩年にわたって拠出制年金の実施を軌道に乗せるための改正が行なわれた後は、逐年福祉年金を主体とした改正が行なわれたのみでありまして、拠出年金の給付水準は、この数年間の著しい経済成長に伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、老後の生活を保障するものとしては不十分な状態に置かれております。

一方、最近の人口構造の著しい高齢化現象、生活水準の向上などの事態に際して、老後の生活保障施策はますますその重要性を増しているため、このため昨年の厚生年金保険の大幅改正に

引き続き、国民年金につきましても、本年が財政再計算期であるところから、これを機会に、今日までの生活水準の向上に即し、その大幅な改正を提案することとした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、拠出制年金に關する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。

老齢年金の額につきましては、現行は保険料納付済み期間一年につき、拠出期間二十年までは九百円、二十年をこえる期間は一千二百円で計算しておりますのを、一年につき二千四百円に、現行の保険料免除期間一年につき三百五十円で計算しておりますのを八百円に引き上げて計算することといたしております。この結果、二十五年拠出の標準的な老齢年金の額は、現行の二万四千円から六万円に、月額にして二千円から五千円に引き上げられることになり、全期間四十年拠出の場合は現行の四万二千円から九万六千円に、月額にして三千五百円から八千円に引き上げられることになります。月額五千元という水準は、従前二十五年拠出の老齢年金額が厚生年金の基本金額のうち定額部分に一致していたように、今回の改正により改正後の厚生年金保険の定額部分と適合することとなり、これによって夫婦で月額一萬円の年金を実現しようというものであります。

通算老齢年金につきましても、その年金額は老齢年金と同様に計算いたしますこととしております。

障害年金の額につきましても、老齢年金と同様の計算により算出することといたしております。また、二級障害年金及び子二人を扶養する場合の母子年金と準母子年金については、現行の最低保障額二万四千円を六万円に、月額にして二万円を五万円に引き上げるとともに、一級障害年金の加算額も現行の六千円から一万二千円に、月額にして五百円から一千円に引き上げをはかっているのではありません。これらの最低保障額は、従前から二十五年拠出の老齢年金の額に最低保障額を合わせていた経緯にかんがみ、今回も老齢年金が六万円、月額にして五万円に引き上げられるのでこれに合わせたものであります。

遺児年金の額も、同様の計算により最低保障額は、現行の一万二千円から三万円に、月額にして一千円から二千五百円に改めることといたしております。

第二に、給付の支給要件の緩和でございますが、これには二点ありまして、第一点としましては、障害の範囲の拡大であります。現行法におきましては、循環器系の障害等につきましては障害年金が支給されないものであります。この障害の範囲を拡大しまして、すべての障害について障害年金の受給機会を与えようとするものであります。母子年金、準母子年金及び遺児年金の対象となる子等につきましても、通常は十八歳まで、障害児に限り二十歳まで年金が支給されるのであります。この障害児の範囲につきましても障害年金と同様に、すべての障害を対象とすることといたしております。

第二点といたしましては、障害年金の資格要件の緩和であります。現行法では、病気にかかり三年目において障害の軽度である者には、その後いかに重症となっても障害年金は支給されません。今後はこのように事後重症となった者にも年金を支給しようというものであります。

第三に、保険料の額の改定について申し上げます。今回のように給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなう保険料についても、当然相当額に引き上げの必要があるわけでありまして、今回はさしあたり百円の引き上げにとどめ、三十五歳以上の者の保険料は月額二百五十円、三十五歳未満の者は二百円とし、以後段階的に引き上げ、昭和四十四年一月分からは五十円の増額としております。

次に、福祉年金に関する事項について御説明申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。昨年の引き上げに引き続き本年度も老齢福祉年金は現行の一万五千六百円を一万八千円に、障害福祉年金は二万四千円を二万六千四百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金は一万八千円を二万四千円に、それぞれ二千四百円、月額にして二百円の引き上げをはかることといたしております。

第二に、支給要件の緩和について二点申し上げます。

第一号は、障害福祉年金の対象となる障害の範囲と母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給対象となる子等の障害の範囲は、拠出年金の場合と同様に、循環器系障害等のすべての障害にまで拡大いた

しております。

第二点として、障害福祉年金は事後重症者についても、障害年金の場合と同様に支給対象といたしております。

第三に、支給制限の緩和について四点申し上げます。

第一点といたしましては、福祉年金受給者本人の所得による支給制限の緩和であります。市町村民税の老年者、障害者及び寡婦についての非課税限度額が引き上げられますので、これに合わせて現行の限度額二十二万円を二十四万円に引き上げることといたしております。

第二点といたしましては、障害福祉年金について、その受給者の配偶者の所得による支給制限を廃止し、扶養義務者の所得による支給制限に吸収させる緩和措置を講じております。

第三点に、福祉年金受給者を扶養している扶養義務者の所得による支給制限であります。標準世帯(六人)の場合を例にとりますと、現行の限度額約七十二万円を約八十二万円に緩和をはかることといたしております。

第四点としては、夫婦の一方が障害福祉年金を受け、他方が老齢福祉年金を受ける場合の老齢福祉年金の三千円停止の措置を廃止することといたしております。

次に、経過措置について申し上げます。

第一に、現に、年金受給中の既裁定年金の額についても、本則の改正と同様に引き上げることといたしております。これによって、老齢年金の受給者がまだ出ない現段階においても、障害年金及び母

子年金等について大幅な引き上げが実現することとなるわけであり

第二に、旧陸海軍工廠の工員などの旧令共済組合員であった期間を国民年金の老齢年金の資格期間に算入いたしております。

最後に、実施の時期につきましては、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十二年一月分からといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、発足後四年余りを経過し、今日まで手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、今回さらに内容の充実をはかるため、手当額の引き上げ、所得による支給制限の緩和等を行なうことによりまして、制度の改正をはかることといたしたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げでございますが、その月額を、児童一人の場合には現行千二百円であるのを千四百円に、児童二人の場合には現行の千九百円を二千二百円に、児童三人以上の場合には現行では千九百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、二千二百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することといたしたのであります。

第二に、支給制限の緩和でございますが、受給資格者本人の所得

国民年金法の一部を改正する法律

による手当の支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千円から八十一万八千円に引き上げ、配偶者の所得による支給制限をこれに吸収することとしたものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、手当額の引き上げに関する事項は昭和四十二年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十一年五月分から、それぞれ施行することとしたしております。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

次に、ただいま議題となりました重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

重度精神薄弱児扶養手当制度は、一昨年発足し、昨年の改正によりその内容の改善を見たところでありますが、重度精神薄弱児と同様の状態にある身体に重度の障害のある児童の現状を考慮するとき、これらの児童にも手当を支給する必要がある次第であります。

したがって、今回の改正案は、身体に重度の障害を有する児童に、新たに手当を支給することとし、なお所得による支給制限の緩和を行なうことにより、制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名でございますが、今回新たに身体に重度の障害

を有する児童につきましても、手当を支給することとしておりますことを勘案いたしまして、従来の重度精神薄弱児扶養手当法を特別児童扶養手当法に改めることとしたものでございます。

第二に、支給の対象となる児童につきまして、従来の重度の精神薄弱児に加えて、新たに身体に重度の障害を有する児童に対しましても、児童一人につき月額千二百円の手当を支給することとし、手当の名称を特別児童扶養手当に改めたのでございます。

第三に、支給制限の緩和でございますが、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千円から八十一万八千円に引き上げ、配偶者の所得による支給制限をこれに吸収することとしたものであります。

最後に、実施の時期につきましては、身体に重度の障害を有する児童に対する手当の支給に関する事項は昭和四十一年九月分から、支給制限の緩和に関する事項は同年五月分から、それぞれ施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに、御可決あらんことを望みます。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

○田中正巳君 ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

す。本案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の急速な高齢化傾向等にかんがみ、拠出制年金額を大幅に引き上げるほか、制度全般にわたる改善を行ない、国民の老後の生活保障を充実強化しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、拠出制年金額の引き上げについてであります。老齢年金額は、保険料納付期間一年につき二千四百円、保険料免除期間一年につき八百円で計算することとし、これによって、二十五年拠出の標準的な老齢年金額は現行の二万四千円から六万円に、月額にして二千円から五千円に引き上げ、夫婦で一万円年金を実現しようとするものであります。

また、障害年金及び子二人を扶養する場合の母子年金、準母子年金の最低保障額を二万四千円から六万円に、遺児年金の最低保障額を一万二千円から三万円に引き上げ、一級障害年金の加算額も六千円から一萬二千円に引き上げることあります。

第二に、障害年金等の支給要件の緩和であります。その第一点は、障害年金の支給対象となる障害の範囲を、すべての内部疾患による障害にまで拡大するとともに、母子年金等の支給対象となる子の障害の範囲も、同様にすべての障害を対象とすること、第二点は、従来対象外とされておりました事後重症につきましても、障害年金の支給対象とすることあります。

第三に、保険料の額の改定であります。その額はさしあたり百円の引き上げにとどめ、昭和四十二年一月から、三十五歳以上の者は

国民年金法の一部を改正する法律

月額二百五十円、三十五歳未満の者は月額二百円とし、以後段階的に引き上げることあります。

次に、福祉年金についてであります。老齢福祉年金額は、現行の一萬五千六百円から一萬八千円に、障害福祉年金額は二万四千円から二万六千四百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金額は一萬八千円から二万四千円に、それぞれ二千四百円、月額にして二百円引き上げることあります。

また、障害福祉年金等の支給要件の緩和については、拠出制年金の場合と同様の取り扱いをしております。

次に、支給制限の緩和であります。その第一点は、受給権者本人の所得による支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げること、第二点は、障害福祉年金受給権者の配偶者の所得による支給制限を廃止し、扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること、第三点は、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げること、第四点は、夫婦で老齢福祉年金と障害福祉年金とを受ける場合の老齢福祉年金の支給停止を廃止すること等あります。

本案は、三月二十四日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託となり、自來熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録にて御承知願います。

かくて、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党共同提出にかかる福祉年金における配偶者の所得制限の緩和についての修正案が提出され、粟山秀委員より趣旨

説明のあつた後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童扶養手当制度についてその内容の充実をはかるため、手当額を引き上げ、支給制限の緩和等を行なわんとするもので、改正案の要点は、

一、手当の額を月額二百円引き上げること。
二、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額二十二万円を二十四万円に引き上げ、配偶者の所得による制限を受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限に吸収すること。

三、受給資格者本人と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の基準額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の基準額を七十一万六千四百円から八十一万七千五百円に引き上げること。

次に、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、身体に重度の障害を有する児童の福祉の増進をはかるため、これらの児童についても新たに手当を支給するとともに、手当の名称を特別児童扶養手当と改め、支給制限の緩和については、児童扶養手当法の改正案と同趣旨の改正を行なわんとするものであり

ます。

両法案は、去る三月十日日本会議において趣旨の説明が行なわれた後、同日本委員会に付託され、昨三十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、児童扶養手当法の一部を改正する法律案は原案のとおり、また、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案については、自民、社会、民社三党共同提出にかかる支給金額の引き上げについての修正案が伊藤よし子委員より提案され、その結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法案に対しても附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

○千葉千代世君 国民年金法の一部を改正する法律案は、拠出年金の大幅改善を主とし、あわせて、福祉年金について若干の改善を行なうことが内容となっております。

拠出制の老齢、障害、母子、準母子の各年金について、給付額を二・五倍引き上げることとしております。一般の関心が深い老齢年金について見ますと、保険料を二十五年納めた者が六十五歳から受ける場合の額が月額五千円とされております。これに見合ひ保険料は四十二年一月から月額百円が引き上げられて、三十五歳未満二百円、三十五歳以上二百五十円となり、四十四年一月からさらに五十円を増額することとしていのであります。

福祉年金における給付額の引き上げは月額二百円でありまして、

老齢福祉年金を例にとりますと、その額は月千五百円となることになっております。あわせて、所得に基づく支給制限の緩和を福祉年金について行なうこととしております。

その他、拠出制、無拠出制を通じて、障害年金の支給対象となる障害範囲を内部障害にまで広げること等がおもな内容であります。

本制度は、厚生年金と並んで、所得保障制度の大きな柱をなすものでありますので、委員会の審議は五日間にわたって行なわれました。採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、藤田藤太郎君から提出された各派共同の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案と、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案については、内容を取りまとめて申し上げます。

まず、重度精神薄弱児扶養手当の支給対象を、身体に重度の障害を有する児童にまで拡大することとし、したがって、その名称を特別児童扶養手当と改めることとしております。

そのほか、両手当に關する共通の改善措置として、月額を二百円引き上げ、千四百円の手当額とすること、所得による支給制限について、福祉年金にけると同様の緩和措置を行なうことが定められております。

委員会は、両法律案とも、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法案について、佐野芳雄君から各派を代表して提出された附帯決議案を、委員会の決議とすることに決定いたしました。

性病予防法の一部を改正する法律案は、早期顕症梅毒が若年層に多発している現状に対処するため、梅毒の血清反応検査を受けることを婚姻しようとする者に義務づけること、また、血清反応検査に要する費用について、婚姻しようとする者及び妊娠した者に関するものは公費負担とすることを、主たる内容としております。

委員会は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎借地法等の一部を改正する法律

(昭四一・六・三〇法九三)

一、提案理由(三月三十一日)

○石井国務大臣 借地法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最近における土地及び建物の利用の実情を見ますと、借地借家に関する紛争が相当多数にのぼっております。これは、一面においては、宅地及び住宅などの社会的経済的事情によるものでありますが、他面においては、土地及び建物の利用に関する現行の法律制度上、当事者間の利益を調整し紛争の発生を予防する面において、なお十分でない点があることにもよるものと考えられます。したがって、借地借家に関する紛争を未然に防止してその安定をはかることともに、土地及び建物の合理的利用を促進するためには、社会的経済的条件の改善に待つだけでなく、現行の法律制度を実情に即して改める必要があるであります。この法律案は、かかる見地からいたしまして、借地法、借家法、建物保護法及び民法の各一部に所要の改正を加えようとするものであります。

以下、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、借地権の目的たる土地の合理的利用を促進するために、事情の変更その他一定の要件が存する場合には、裁判所は、当事者の申し立てによりまして、一切の事情を考慮した上で、非堅固の建物所有の借地条件を堅

固の建物所有の借地条件に変更し、または増改築の制限を緩和する裁判をすることともに、当事者間の利益の公平をはかるために他の借地条件を変更し、または財産上の給付を命ずる裁判をあわせてすることができるよういたしましたしております。なお、この裁判は、原則といたしまして、借地の所在地の地方裁判所が非訟事件の手続により行なうものとし、裁判所がこの裁判をするについては、鑑定委員会の意見を聞くことといたしております。

第二に、借地上の建物の取引を円滑にするために、土地の賃借人がその建物を他人に譲渡しようとする場合において、土地の賃借人が敷地の賃借権の譲渡または転賃を承諾しないときは、裁判所は、賃借人の申し立てによりまして、一切の事情を考慮した上で、賃借人の承諾にかわる許可を与えることともに、当事者間の利益の公平を考慮し、その許可に地代の増額、金銭の支払いなどの条件を付することができるよういたしましたしております反面、賃借人の申し立てがあれば、相当な対価を定めてその建物を敷地の賃借権とともに賃借人に譲渡することを命ずることができるよういたしましたしております。なお、この裁判の手続も、第一の裁判と同様にいたしておるわけでございます。

第三に、地代または家賃の増減請求から生ずる点があることにもよるものと考えられます。し紛争を防止するために、その請求があった場合の法律関係を明確にすることといたしております。

第四に、借家人が相続人なしに死亡した場合において、内縁の夫婦または事実上の養親子の関係にあった同居人の居住権を保護する

ために、建物の賃借関係の承継を認めることといたしております。

第五に、建物保護法第一条第二項の規定によりまして、従来同条第一項の規定により第三者に対抗することができた借地権であっても、建物が滅失すればそれと同時にその対抗力が消滅することになります。このことは、その後施行された借地法の解釈との関係において、疑義を生ずる結果となりますので、この規定を削除することによって疑義を生じないようにいたしております。

第六に、地下鉄、地下駐車場、モノレール等の施設の所有のために土地を立体的に区分して利用する場合の便宜を増進するために、工作物の所有を目的とする地上権は、地下または空間の部分に範囲を限定して設定することもできることといたしております。

最後に、以上の改正に伴い、防火地域内借地権処理法を廃止し、不動産登記法等の所要の改正を加え、さらに、必要な経過規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(五月十二日)

○大久保武雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、借地借家に関する紛争が相当多数にのぼっているのにかんがみ、借地借家に関する紛争を未然に防止して当事者間の安定をはかることともに、土地及び建物の合理的利用を促進する等の

ために、借地法、借家法、建物保護法及び民法の一部について所要の改正を加えようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一は、借地権の目的たる土地の合理的利用を促進するために、裁判所は、当事者の申し立てにより、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更し、または増改築の制限を緩和する裁判をすることともに、当事者間の利益の公平をはかるために、他の借地条件を変更し、または財産上の給付を命ずる裁判をあわせてすることができるようとし、この裁判を非訟事件手続法によるものとするのであり、第二は、借地上の建物の取引を円滑にするために、土地の賃借人がその建物を他人に譲渡しようとする場合において、賃借人が敷地の賃借権の譲渡または転賃を承諾しないときは、裁判所は、賃借人の承諾にかわる許可を与えることができることとともに、地代の増額、金銭の支払い等の条件を付することができるものとするのであり、第三は、地代または家賃の増減請求から生ずる紛争を防止するため、その請求があった場合の法律関係を明確にすることであり、第四は、借家人が相続人なしに死亡した場合、内縁の夫婦または事実上の養親子関係にあった同居人の居住権保護のため、建物の賃借関係の承継を認めるものとするのであり、第五は、建物保護法第一条第二項の規定は、その後施行された借地法との関係で、解釈上疑義があるので、この規定を削除するものとするのであり、第六は、土地を立体的に利用するために、地下または空間の部分に、その範囲を限定して、地上権の設定

借地法等の一部を改正する法律

を認めるものとする等であります。

さて、本案は、三月三十一日当委員会に付託せられ、自来、慎重審議を行ない、さらに、学識経験者等参考人の意見を聞き、審議の完べきを期したのであります。

かくて、五月十日、質疑を終了し、討論の申し出がないので、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、借地借家関係を規制する法律は、国民の日常生活の安定に重要な関係を有するから、政府及び最高裁判所は、その運用にあたっては、今回の改正の趣旨にかんがみ、借地借家に關する紛争の未然防止、関係当事者の正当な利益の保全、鑑定委員の人選等について慎重な考慮を払い、いやくも便乗的な地代、家賃の値上がりをもたらすことのないよう遺憾なきを期すべきであるという趣旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(六月二十七日)

○和泉覚君 議題の二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

借地法等の一部を改正する法律案は、借地借家に關する紛争を防止し、土地の合理的利用を促進するため、事情変更による借地条件の変更等の裁判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上権等に關する規定を整備する等、借地法、借家法、建物保護ニ関スル法律、

民法等の一部を改正しようとするものであります。

執行官法案は、執行吏にかえて執行官を置くこととし、その収入は従来どおり手数料等によることとするも、その職務の内容、事務処理体制、手数料などの経理方法を改善合理化して、この制度の適正円滑な運用を確保しようとするものである。

法務委員会においては、二法案について質疑の後、討論には発言なく、次いで順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正

する法律 (昭四一・六・三〇法九四)

一、提案理由(三月十八日)

○三木国務大臣 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

機械工業は、御承知のとおり、これまで経済成長のみにない手として、飛躍的な発展を遂げてまいりました。さらに、今後においても、開放経済下におけるわが国産業構造の中核として大きな役割りを果たすものと期待されております。現行の機械工業振興臨時措置法も、このような機械工業の重要性にかんがみ、その振興をはかるため、昭和三十一年六月に制定されたものであります。当初は、五年間の限時法でありましたが、昭和三十六年に、貿易自由化に対処して、その内容を拡充し、強化し、五年間延長されたものであります。制定以来十年間、本法は機械工業の設備の近代化と生産体制の整備を通じ、機械工業の体質改善に相当の効果をあげてまいりましたが、本年六月をもって廃止されることになっております。

しかしながら、わが国の機械工業は、設備の近代化と生産体制の整備について、なお解決すべき問題をかかえております。すなわち、機械工業の設備については、新鋭設備が増加した反面、老朽設備の比率もまた増加しております。また、専門生産体制の確立や企

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

業規模の拡大も、たまたまこの十年間が機械工業の躍進期に当たっていたこともあって必ずしも十分な成果をあげ得たとは申せません。他方、従来までの機械工業の成長は、活発な設備投資を中心とした内需の伸びを基盤としており、輸出は相対的に立ちおくれっていたのであります。今後は、内需の拡大もさることながら、輸出について従来以上に積極的な努力を傾注しなければならないと考えられます。

かかる情勢のもとにおいて、今後のわが国機械工業がその課せられた役割りを果たすためには、これらの問題を解決し、その国際競争力をさらに強化することが必要でありますので、この際、さらに本法の有効期間を昭和四十六年三月まで延長するとともに、機械工業の技術水準の向上をはかるため所要の改正を行なうことといたしたいと考える次第であります。

これが本法案を提出するに至った理由でございます。

次に、本改正案の内容について、その概要を申し上げます。

改正の第一点は、ただいま申し上げました理由により、本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長したこととあります。

改正の第二点は、今後の機械工業の振興をはかるためには、生産面の合理化に加えて、技術開発を促進する必要があるため、特にその必要の強い分野について、技術開発に關する振興基本計画と実施計画を策定することができるようにしたこととあります。

以上、本改正案の要点を御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同くださらんことをお願いいたします。

す。

二、衆議院商工委員長報告(四月二十一日)

○天野公義君 ただいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、わが国経済発展の推進力たる機械工業の振興をはかるため、昭和三十一年に制定されたものでありまして、当初は五年間の限時法として発足し、昭和三十六年に、貿易自由化に対処してその内容を拡充するとともに、さらに五年間延長され、今日に至っております。

制定以来十年間、本法は機械工業の体質改善に相当の効果をあげてまいりましたが、現在なお機械工業は、設備の近代化と生産体制の整備について解決すべき諸問題を残しております。さらに今後は、機械の輸出振興について特に積極的な努力を傾注すべきことが要請されているのであります。

本改正案は、このような実情にかんがみ、残された問題の解決をはかるために再び五年間の期限延長を行なうとともに、国際競争力の強化のために機械工業の技術水準の向上を積極的にはかる措置を講じようとして提案されたものであります。

改正の第一点は、本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長することでありまして、

第二点は、生産技術の試験研究を特に促進する必要がある機種を

出の促進など、大きな問題が、なお多く残されているのであります。

右の事情にかんがみまして、本改正法案は、本年六月三十日まで廃止することとなっている現行法を、さらに昭和四十六年三月三十一日まで延長するとともに、あわせて、技術開発を促進する必要がある分野については、技術開発に関する振興基本計画と実施計画を策定することができるようにし、もって、機械工業の、より一そ

うの振興をはかるものとするものであります。

委員会におきましては、特に、工作機械業界のグループ化による体制整備の問題について、四人の参考人から意見を聴取することともに、機械法の過去十年間における運用実績と今後改善すべき点、輸出促進への努力の具体策、試験研究費の増加、試験研究体制の改善など、技術開発に関する問題をはじめとして、多方面にわたり、熱心なる質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

指定し、これについて技術開発に関する基本計画及び実施計画を策定することでありまして。

本案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同十八日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、四月十五日より質疑に入り、学識者及び関係業界の参考人の意見を聞くなど、慎重な審議を行ないましたが、その詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、昨二十日、質疑を終了、引き続き採決を行ないましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院商工委員長報告(六月一日)

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました「機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案」について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

機械法と略称されておりますところの機械工業振興臨時措置法は、昭和三十一年六月に五年間の期限をもって制定され、その後、昭和三十六年に、内容を拡充強化して、期限をさらに五年間延長し、現在に至っております。

本法は、制定以来十年間、機械工業の設備の近代化と生産体制の整備を通じて、その体質改善に相当の効果をあげてきておりますが、機械工業におきましては、専門生産体制や企業規模の拡大、輸

◎産炭地域振興臨時措置法の一部を改正

する法律 (昭四一・六・三〇法九五)

一、提案理由(三月九日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一―法六六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院石炭対策特別委員長報告(六月九日)

○藏内修治君 たいだいま議題となりました産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化の進行に伴う産炭地域の疲弊は、数次の石炭対策にもかかわらず、ますます深刻の度を加える傾向にあります。

本案は、かかる実情にかんがみ、産炭地域の振興をさらに促進するため、本法の有効期間を昭和四十六年十一月十二日まで、五年延長しよとするものであります。

本案は、去る三月三日当委員会に付託され、三月九日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來数次にわたり慎重な審議を行ない、六月八日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、石炭の抜本策に対応する画期的産炭地域振興

対策の確立、産炭地域における財政援助特別措置の強化拡大、産炭地域進出企業に対する事業税等の減免補てん、産炭地域における教職員を増員を内容とする自民、社会、民社三党共同提案による附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

三、参議院石炭対策特別委員長報告(六月二十七日)

○大矢正君 たいだいま議題となりました産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法案は、現行法が本年十一月十二日までの五年間の限時法でありますけれども、産炭地の疲弊がなお著しい現状にかんがみ、その有効期間をさらに五年間延長するとともに、附則において、産炭地振興審議会の設置期間も、同様、五年間延長しよとするものであります。

委員会におきましては、参考人として産炭地の関係人を招致し、意見を徴するとともに、振興計画の再検討、中核企業の誘致策、石炭企業再建との関連など、産炭地振興に関する過去の実績と今後の諸問題について熱心な質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

◎産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

(昭四一・六・三〇法九六)

一、提案理由(三月九日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一―法六六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院石炭対策特別委員長報告(四月二十八日)

○藏内修治君 たいだいま議題となりました産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、産炭地域振興事業団は、産炭地域における鉱工業等の計画的発展をはかるため、工業用地の造成、ボタ山処理及び設備資金の貸し付けの業務を行なってきたものであります。

本案は、さらに産炭地域における産業基盤の整備、企業誘致等を一そう推進するため、事業団の業務に、産炭地域振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸し付け及び出資、並びに事業団の造成土地における工業用水の供給を追加しよとするものであります。

本案は、去る三月三日当委員会に付託され、三月九日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、数次にわたり慎重な審

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

議を行ない、本四月二十八日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

三、参議院石炭対策特別委員長報告(六月二十五日)

○大河原一次君 たいだいま議題となりました「産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案」について、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、産炭地域振興事業団の業務を拡大して、いまままで実施してきたもの以外に、新たに事業団が造成した工業用地において使用する工業用水の開発供給、誘致企業に対する長期運転資金の貸し付け、及び、産炭地企業に対する出資を行ない得るようしよとするものであります。

委員会におきましては、参考人として現地の関係者を招き、また、常時産炭地域振興事業団の出席を求めて、その意見を聴取するなど、慎重に審査し、質疑におきましては、新鉱開発による産炭地域の振興、設備資金の貸し付け限度額の引き上げ、及び据え置き期間、償還期限の延長、造成団地の土地価格の引き下げ、中核企業の誘致、長期運転資金の運用方針、出資事業及び工業用水事業の計画、支所の強化拡充、産炭地教育の振興等、産炭地域振興対策全般にわたって熱心な質疑が行なわれました。

これらの質疑を通じて、三木通産大臣から、「石炭鉱業再建の抜

本策と関連する産炭地域の振興策と取り組み、全面的な検討を加えたい」との答弁がありました。また、事業団側から、「資金の貸し付けについては、その限度額の引き上げ、据え置き期間、償還期限の延長等を考慮し、企業に無理のない返済ができるよう弾力的に運用するとともに、支所を強化拡充して、現地で事務処理のできる体制をとりたい」との意見開陳がありました。それらの詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

◎官公需についての中小企業者の受注の

確保に関する法律 (昭四一・六・三〇法九七)

一、提案理由(四月二十日)

○三木国務大臣 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国経済の健全な発展をはかるためには、中小企業者の振興がきわめて重要であり、政府といたしましても、かねてから、中小企業者の近代化・高度化を鋭意推進してまいりましたが、中小企業者の事業活動を一そう振興するためには、中小企業者に対する需要を増進することが肝要であります。

かかる観点から、中小企業基本法においても中小企業者の官公需の受注機会の増大をはかるべきこととされており、特に、最近の不況を反映して中小企業者が受注の確保に困難を来たしておりますとき、中小企業者に対する官公需の確保策を一そう拡充することは、政府の緊要な責務であります。したがって、この際中小企業者に対する官公需の確保についての方策を法制化し、官公需の調達にあたるすべての者が、その職務の遂行にあたり、中小企業者の受注機会の増大をはかるようつとめることを明らかにすべきものと考へます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

次に、この法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この法案は、まず第一に、国及び公共企業体、公庫等が契約を締結するにあたりましては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大をはかるよう積極的に努力すべきことを明確にいたしております。特に、この場合において政府がかねてから助成してまいりました中小企業者の組合に対しましても受注機会を与えるよう十分配慮すべきことといたしております。

第二に、この努力の方向と具体的な措置を明らかにするために、国は、毎年度国等の契約に関し、中小企業者の受注機会の増大をはかるための方針を作成するとともに、その要旨を公表するものとしたしております。

第三に、この方針の実効を確保するための措置といたしましては、各省庁の長等が毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知することとし、通商産業大臣は、常に各省庁等の官公需の調達の実態を把握し、必要があるときには、各省庁の長等に対して中小企業者の受注機会を増大するために必要と認められる措置を講ずるよう要請し得ることといたしております。

なお、地方公共団体につきましても、国の施策に準じて施策を講ずるようにつとめるべきことといたしております。

以上が、この法案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(五月二十七日)

○天野公義君 たいだいま議題となりました官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、中小企業者に対する官公需の確保につきましては、中小企業基本法において、中小企業者の受注機会の増大をはかるべきこととされ、そのための諸措置が講じられてきております。しかしながら、最近の不況を反映して中小企業者が受注を確保することに多大の困難を来たしている実情にかんがみ、中小企業者に対する官公需の確保策を一そう拡充するため、本案が提出されたのであります。

本案の内容について申し上げますと、

第一は、国及び公共企業体、公庫等が契約を締結するにあたっては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大をはかるようつとめなければならないこととし、この場合において、中小企業者の組合を契約の相手方として活用するよう配慮すること。

第二は、国は、毎年度官公需契約に関し、中小企業者の受注機会の増大をはかるための方針を作成するとともに、閣議決定を経てその方針の要旨を公表すること。

第三は、各省各庁の長等は、毎年度終了後、官公需契約の実績の概要を通商産業大臣に通知することとし、通商産業大臣及び中小企

業者の行なう事業の主務大臣は、各省各庁の長等に対して、中小企業者の受注を増大するために必要と認められる措置を講ずるよう要請することができること。

第四は、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるようにつとめるべきこととする。

本案は、去る四月十六日当委員会に付託され、四月二十日三木通商産業大臣から提案理由の説明を聴取して以来、きわめて熱心なる審議が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

五月二十六日に至り質疑を終了しましたところ、国等の契約を締結するにあたっての予算の「公正かつ効率的」な使用については、これを予算の「適正」な使用に改める旨の三党共同提案による修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等の明示、資格基準及び指名基準の適正な運用、官公需確保に関する小委員会の設置、官公需確保対策についての機構の整備拡充等を含めとする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院商工委員長報告(六月二十五日)

○村上春蔵君 たいだいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、官庁、公社、公団等が官公需契約を締結する場合に、中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講じようとするものであります。まず、国等に対して、中小企業者の受注機会増大のための努力義務を課するとともに、毎年度その方針を作成して、閣議決定の上、その要旨を公表すること、さらに各省庁は、毎年その実績の概要を通産大臣に通知することとし、通産大臣及び各事業の所管大臣は、その中小企業者への発注増加を各官庁等に要請できることを規定しております。また、地方公共団体については、国に準じて施策を講ずるようにつとめなければならないこととしてあります。

なお、衆議院において、第三条中、予算の「公正かつ効率的な使用」を「適正な使用」に修正、送付されております。当委員会におきましては、特に参考人の出席を求めて意見を聞くなど、熱心に質疑を行いました。その中心は法の運用方針という点にあり、本法の対象とする官公需の範囲、発注官庁における担当官の設置、公益事業会社等に対する行政指導、発注基準、発注手続の統一簡素化、組合への発注、官公需関係の下請代金支払い促進等について、盛んに論議されましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、豊田委員は自由民主党を、また、近藤委員は日本社会党を代表して、それぞれ賛成意見の開陳がありました。

討論を終わって、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって衆

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

◎審議会等の整理に関する法律

(昭四一・六・三〇法九八)

一、提案理由(六月九日)

○福田(篤)国務大臣 たいま議題となりました審議会等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

先般政府は、行政の簡素化と能率化を推進し、あわせて行政責任の明確化に資するため、各行政機関に置かれている審議会等について、その整理を行なうことを決定し、これによりましてここにこの法律案を提出した次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、審議会等の任務が終了するもの等につきましては、これを廃止することとし、第二に、設置目的が類似しているか、または、審議事項が重複していると思われるものについては、これを統合することとし、第三に、国家試験の執行につきましては、従来の試験審査会等の常設制を廃止して、試験委員を委嘱し、その試験委員が問題の作成及び採点等を行なうことといたしました。これによりまして、各行政機関を通じて廃止されるもの十、統合の結果整理されるもの十九、試験委員制に改めることによりまして廃止されるもの五、計三十四を整理いたすことといたしました。

なお、これらの廃止または統合等は、原則として昭和四十一年七月

月一日から行なうことといたしておりますが、審議等の都合によりまして、七月一日に廃止または、統合ができないものにつきましては、昭和四十二年三月三十一日までの間において政令で定める日に行なうことができることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(六月二十五日)

(行政相談委員法(昭四一―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭四一―法八九)の委員長報告と一括して掲載)

◎行政相談委員法 (昭四一・六・三〇法九九)

一、提案理由(四月十九日)

○国務大臣(福田篤泰君) たいま議題となりました行政相談委員法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政管理庁は、昭和三十六年から民間の有識者に行政相談委員を委嘱し、全国各地において行政機関等の業務に関する苦情の受付をお願いし、少しでも多くの苦情をあっせん解決するようつとめてまいりました。

しかし、現在の行政相談委員は、人権擁護委員、民生委員等法律で置かれた委員に比べて何かと活動の上不便をかけておるのが実情でありました。したがって、このたび、行政相談委員を名誉職的な、権威の高いものとし、その社会的地位を明確にし、苦情相談の事案についてみずから助言をし、及び通知する等の道を開いて苦情解決の促進をはかるなどの点を法律をもって定め、行政相談委員制度のより効果的な発展をはかることとするため、この法案を提案いたしました次第であります。

次に、本法案の概要について御説明いたします。

行政相談委員は、国の行政機関及び一部の特殊法人の業務に関する苦情の相談に応じて、必要な助言をし、及びこれを関係の行政機関等に通知し、その解決の促進に資することをその主たる業務と

し、これを行政管理庁長官から民間の有識者に委嘱することといたしました。

このように、行政相談の業務を民間の有識者に委嘱することといたしましたのは、その業務の性質から見ても、行政管理庁の組織の一員がこれに当たるよりも、国民の身近にいる有識者が役所と国民の間立って、双方の信頼と尊敬を受けながら、みずからの責任でその解決に奉仕するものといいたすことが適当であると考えたからであります。

行政相談委員は、個々の苦情の解決の促進に努力することにとどまらず、苦情相談を受けた体験に基づいて、行政運営の改善に関する意見があれば、行政管理庁長官にこれを述べることができるとし、国は行政相談委員からも、すぐれた改善意見の提出を期待することといたしました。

行政相談委員は、その扱う業務の性質から、業務上知り得た秘密を他に漏らすこと及びその地位を政党または政治的目的に利用することを禁止する等の規定を設けました。

行政相談委員は、名誉職的な性格であることを明らかにするため、国からの報酬は一切これを受けないことを規定するとともに、業務を遂行するに要する費用は、予算の範囲内で支給を受けることといたしました。

現在、行政管理庁長官の委嘱を受けている行政相談委員について必要な経過規定を設けるとともに、本法案の施行期日は、昭和四十年七月一日といたしました。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(五月二十七日)

○熊谷太三郎君 たいいま議題となりました法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政管理庁が昭和三十六年以降実施してまいりました行政相談委員の制度を、より効果的なものとするため、これを法制化しようとするものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、行政相談委員は、国の行政機関等の業務に関する苦情の相談に応じて、必要な助言をし、及び、これを関係行政機関等に通知し、その解決の促進に資することを、その主たる業務とする。

第二に、行政相談委員は、苦情相談を受けた体験に基づいて、行政運営の改善に関する意見を、行政管理庁長官に述べることができること。

第三に、行政相談委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、その地位を政党または政治目的に利用してはならないこと。

第四に、行政相談委員の業務は、行政管理庁長官が民間の有識者に委嘱することとし、委員の性格は名譽職的なものとする。等であります。

当委員会におきましては、行政相談委員の性格、業務の範囲、そ

の処遇、行政不服審査法の施行状況、行政手続法制定に関する政府の所見、臨時行政調査会の改正意見の措置状況等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

三、衆議院内閣委員長報告(六月二十五日)

○辻寛一君 たいいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

行政相談委員法案は、国の行政機関等の業務に関する国民の苦情の解決を促進するため、その相談に応じて、みずから必要な助言をする等の苦情相談の業務を行政管理庁長官が民間の有識者に委嘱できることとする行政相談委員制度について必要な事項を定めようとするものでありまして、四月十六日本委員会に予備付託となり、四月十九日政府より提案理由の説明を聴取し、五月二十七日参議院より送付されて本付託となり、六日九日質疑に入ったのであります。

審議会等の整理に関する法律案は、行政の簡素化と能率化を推進し、あわせて行政責任の明確化に資するため、合計三十四の審議会等の整理を行なおうとするものでありまして、五月三十一日本委員会に付託となり、六月九日政府より提案理由の説明を聴取し、六月十日質疑に入ったのであります。

右二法案は、六月十七日、質疑を打ち切り、直ちに採決の結果、

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、内閣法の一部を改正する法律案は、内閣官房長官は国務大臣をもって充てることとし、このため、国務大臣の定数を一人増加して十八人以内とすること、内閣官房に内閣調整官及び内閣報道官各一人を置くこと等を内容とするものでありまして、三月十七日本委員会に付託となり、翌十八日政府より提案理由の説明を聴取し、本二十五日、質疑を終了いたしましたところ、山内委員より、内閣調整官及び内閣報道官を置くこととしている規定を削除することとする旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎住宅建設計画法 (昭四一・六・三〇法一〇〇)

一、提案理由(三月二十五日)

○瀬戸山國務大臣 たいだいま議題になりました住宅建設計画法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

およそ住宅は、国民生活の基盤をなすものでありまして、住生活の安定なくしては、円満な家庭生活はもちろん、十分な社会活動を行なうことも望めませんが、近年著しく改善された衣や食に比べ、住宅事情は、はなはだしい立ちおくれを示していることは御承知のとおりであります。

もとより、政府は、従来から、住宅問題の解決に真剣に取り組んでまいつたのでありますが、著しい人口の都市集中、世帯の細分化等により、住宅需要は増大の一途をたどり、依然として住宅難が解消されるに至っていないのが現状であります。

このような現状にかんがみ、政府としては、住宅対策を今後一段と拡充強化し、国民の要望にこたえるため、昭和四十五年度までに国民の待望する一世帯一住宅の実現をはかるとともに、さらにその後においても、国民の住生活の改善向上をはかるため五年ごとを区切って総合的な計画を樹立し、この計画に基づいて国、地方公共団体及び国民が相協力して、住宅建設の適切な実施をはかる必要があると考へ、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるようにつとめなければならないとの国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、住宅の建設を計画的に推進するため、国、地方を通じ、住宅の建設に関する長期計画を策定することとしたしました。

第二に、国全体の長期計画として、建設大臣は、昭和四十一年度以降の毎五カ年を各一期とする住宅建設五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を経ることとしたしました。

この住宅建設五カ年計画には、五カ年間における住宅の建設の目標を定めることとし、あわせて、公的資金による住宅の建設の事業の量を明らかにすることとしたしました。

第三に、それぞれ地方の住宅事情の実態に即応した住宅対策を推進するため、国全体の長期計画に即して、地方における長期計画を策定することとし、建設大臣が地方ごとの住宅建設五カ年計画を、都道府県が都道府県ごとの住宅建設五カ年計画を策定することとしたしました。

第四に、これらの五カ年計画の実施を確実にするため、国及び地方公共団体の講ずべき措置について規定いたしました。

なお、五カ年計画の制度の新設に伴い、現行の公営住宅三カ年計画の制度を廃止することとし、公営住宅法に関し、所要の改正を行なうこととしたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(五月二十六日)

(中部圏開発整備法(昭四一・法一〇二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(六月二十七日)

○松永忠二君 たいだいま議題となりました二法案の内容及び審議の経過の詳細は、会議録に譲ります。

採決の結果、住宅建設計画法案は多数をもって、日本勤労者住宅協会法案は全会一致をもって、それぞれ可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎首都圏近郊緑地保全法

(昭四一・六・三〇法一〇一)

一、提案理由(四月十九日)

○国務大臣(瀬戸山三男君) ただいま議題になりました首都圏近郊緑地保全法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御高承のとおり、首都及びその周辺地域への人口と産業の集中は、最近ますますその激しさを加えておりますが、これに伴いまして首都の近郊においては、無秩序な市街地化が進み、緑地等は日に日に荒廃の一途をたどり、地域住民の生活環境を著しく悪化させております。

また、昨年首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯、いわゆるグリーンベルトを改め、既成市街地の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、市街地の整備とあわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとされたのであります。

このような制度の改正に伴い、従来の近郊地帯については、一方においてはその計画的な市街地化をはかることもに、新たな見地に立って、緑地を保全することが必要となつてまいりましたのであります。

また、緑地を保全する制度につきましては、従来は都市公園法に

よる公園緑地の整備、または自然公園法による自然の風景地の保護等がございますが、特に大都市の周辺において地域住民の良好な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するための広域的な見地からする緑地を保全する制度につきましては、今日まで必ずしも十分な措置がとられてきたとは申し上げることができないのであります。

しかるに、先述のように首都近郊における緑地の荒廃の趨勢はまことにはなほだしく、このまま放置すれば、再び創造することができない緑の自然環境は、数年を待たずして壊滅に瀕する状況にあります。

このような情勢から、この際首都圏の近郊整備地帯内における緑地については、緊急に法制上及び財政上の特別の措置を講じて、その荒廃を防止してこれを保全する制度を樹立し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することが緊要となつてまいりました。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律で保全しようとする近郊緑地は、原則として農地を除外し、首都圏の近郊整備地帯内において良好な自然の環境を有する樹林地、水辺地等で相当規模の広さを有しているものとしたしております。そこで首都圏整備委員会は、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって地域住民の健全な心身の保持及び増進に役立ち、または公害や災害の防止の効果著しい近郊緑地の土地の区域を、あらかじめ、関係地方公共

団体の意見等を聞いて近郊緑地保全区域として指定いたすこととしたしました。

次に委員会は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域内における行為の規制、近郊緑地特別保全地区の指定の基準等について、首都圏整備計画の一環として近郊緑地保全計画を定めることといたしております。

第三に、近郊緑地保全区域内におきましては、建築物の新築、宅地の造成等土地の現状を著しく変更するものにつきましては、都県知事に対して届け出をしなければならないことといたしております。

なお、都県知事は、緑地保全のため必要があると認めるときは、届け出をした者に対して必要な助言または勧告をすることができるともいたしております。

第四は、近郊緑地特別保全地区についてであります。

近郊緑地保全区域のうちで、特に良好な自然の環境を有し、地域住民の健全な心身の保持、増進または公害、災害の防止の効果が特に著しい地区につきましては、これを近郊緑地特別保全地区として、建設大臣が都市計画法の定める手続によって都市計画の施設として指定することといたしております。

この地区内におきましては、建築物の新築、宅地の造成等の土地の現状を著しく変更する行為につきましては、原則として都県知事の許可を受けなければならないことといたしております。

このような規制を行なう反面、この許可を受けることができなかったために損失を受けた者に対しては、通常生ずる損失を補

償することといたしております。

また、土地所有者から都道知事の許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来たすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、その土地を買い入れることとするための所要の規定を設けております。

第五は、この法律の実施機関と費用の負担等についてであります。

近郊緑地保全地域内の行為の規制等は都県知事が、また、土地の買い入れ等は都県が行なうことといたし、損失の補償及び土地の買い入れに要する費用につきましては、国がその一部を補助することといたしております。

第六は、特別保全地区内の近郊緑地保全のために必要な資金に対する配慮についてであります。

都県が以上の措置によるほか、単独で特別保全地区内の近郊緑地の保全のために事業を行なう場合に必要な資金につきましては、国は、法令の範囲内において、資金事情等が許す限り、できるだけだけの配慮をいたすこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院建設委員長報告(六月八日)

○松永忠二君 ただいま議題となりました首都圏近郊緑地保全法案

について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年、第四十八回国会における首都圏整備法の改正に伴い、従来の首都圏の近郊地帯、すなわちグリーンベルトを近郊整備地帯に改め、市街地の整備とあわせて緑地を保全することになったのでありますが、本法律案は、この近郊整備地帯において、無秩序な市街地化を防止し、良好な生活環境を確保するため、近郊緑地保全区域及び特別保全地区の指定、近郊緑地保全区域等における行為の制限等、緑地の保全に関し、法制上、財政上の措置を講じようとするものであります。

本委員会におきましては、現地の状況を上空より視察し、また、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重なる審議を重ねてまいりましたが、質疑の点もなる点は、指定する緑地保全区域及び特別保全地区の構想、財政措置並びに特別保全地区内における土地所有者の固定資産税の軽減措置等についてでありまして、詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、次の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。

附帯決議案の内容は、

政府は、首都圏の近郊整備地帯における緑地保全の緊要性にかんがみ、特別保全地区内における行為の制限による損失の補償及び土地の買入れに要する国費を増額するとともに、当該土地所有

者の固定資産税の軽減を図るよう、地方税の不均一課税を課した場合における地方交付税等の措置をすみやかに講ずべきである。というものであります。

また、自由民主党を代表して稲浦委員から、本法律案及び附帯決議案に対して賛成する旨の発言がありました。

かくて、討論を終り、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、討論中の附帯決議案も、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院建設委員長報告(六月二十七日)

○服部安司君 ただいま議題となりました首都圏近郊緑地保全法案及び流通業務市街地の整備に関する法律案の二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、首都圏近郊緑地保全法案について申し上げます。本案は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが首都及びその周辺の地域における住民の健全な生活環境の確保と首都圏の秩序ある発展に欠くことができないものであることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与しようとするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、首都圏整備委員会は、首都の周辺において無秩序な市街地化のおそれが大である樹林地等の緑地区域を近郊緑地保全区域として指定することができるものとし、その指定を行なったときは、近郊緑地の保全に関する計画を決定しなければならぬものとする

こととあります。第二に、建設大臣は、近郊緑地保全区域のうち、特に公害等の防止効果が著しい土地、あるいは特に良好な自然の環境を有する土地については、都市計画施設として特別保全地区を指定することができるものとする

こととあります。第三に、近郊緑地保全区域内または特別保全地区内において建築物の新増設及び土地の形質変更等を行なおうとする者は、都県知事にその行為の届け出または許可を受けなければならないものとする

とともに、損失の補償、土地の買入れ、国の補助等について所要の規定を設けるものとする

こととあります。本案は、当委員会に四月五日予備付託、六月八日日本付託となり、六月二十二、二十五日に質疑を行ないましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、流通業務市街地の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、都心の地区に流通業務施設が過度に集中しているため、首都圏近郊緑地保全法

流動機能の低下及び自動車交通の渋滞を来たしている大都市における流通業務市街地の整備に関し必要な事項を定めることにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化をはかり、もって都市機能の維持及び増進に寄与しようとするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流動機能の低下及び自動車交通の渋滞を来たしている東京都、大阪市、その他の大都市について、都市ごとに流通業務施設の整備に関する基本方針を定めるものとする

こととあります。第二に、建設大臣は、基本方針に基づいて、当該都市の区域のうち流通業務市街地として整備することが適当な地区につき、都市計画として流通業務地区を指定するものとし、その流通業務地区内においては、中核としてトラックターミナル、中央卸売市場等の流通業務施設を一体的に立地させるため、流通業務団地を都市計画として決定するものとする

こととあります。第三に、流通業務団地造成事業は、都市計画事業として地方公共団体または日本住宅公団が施行するものとし、その施行について、土地の収用、先買い、買い取り請求等の必要な規定を設けるものとする

こととあります。本案は、参議院先議のため、当委員会に五月二十六日予備付託、六月二十二日提案理由の説明を聴取、六月二十五日日本付託となり、二十五、二十七日と質疑を行ないましたが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

議録に譲ることといたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる附帯決議が付されましたが、議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎中部圏開発整備法

(昭四一・七・一法一〇二)(衆)

一、提案理由(五月十一日)

○増田議員 ただいま議題となりました中部圏開発整備法案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

国土総合開発法制定以来十有余年を積み、この間、北は北海道より南は九州に至る各ブロックにそれぞれの地域開発ないしは整備法が相次いで制定、実施せられ、現に着々その成果をあげているところではありますが、ひとり東海三県、長野県のみは、いまだこの種の立法が行なわれず、国土の中枢部を扼しながらいまなお法的に空白地帯として取り残されていることは、きわめて遺憾であり、均衡ある地域開発行政上まことに片手落ちであるといわざるを得ない実情であります。

特に東海地方は、首都圏、近畿圏の中間に位し、わが国産業、経済の三大拠点の一つとして、地位の重要性をそなえ、将来の発展的役割りをなすものであります。近時、経済圏広域化の必然的趨勢にかんがみまして、この東海地区を中核とする太平洋ベルト地帯と北陸地方一円の日本海沿岸地帯とを表裏南北に相結び、これに連なる内陸地域を含めて、これらを打って一丸とする広域的かつ有機的経済圏を形成し、長期的展望に立つ開発整備の計画を確立するこ

中部圏開発整備法

とがきわめて緊要であり、国家的要請であると思っております。

さらに他面、京浜、阪神二大都市圏の過大都市化に伴い、いわゆる過密都市対策の緊要性が、近時ますます重大な政治的問題となりつつありますが、中京地区においても、漸次、人口、産業の集中傾向が年とともに顕著となり、これを現状の推移に放置いたしますと、京浜、阪神が現に深刻に苦悩しつつある過大都市の疾患に見舞われることは必至の情勢であり、この際、これらの前敵を踏まざるよう事前に適切な予防的対策を講ずる必要があります。

このような見地から、中京先進地区の計画的整備とあわせて、その背後に擁する日本海に連なる広域な後進地域を一個の有機的経済圏として一体的に開発し、それぞれの特性を生かして、人口配置、産業立地の適正化をはかり、健全にして均衡ある地域開発の実をあげ、もってわが国産業経済の発展に寄与し、あわせて社会福祉の向上を意図して本法案を提出するものであります。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、本法案の目的であります。中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展をはかることを目的といたしております。

第二は、中部圏とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、

二九七

静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいうものとしたし、先述中京地区の過密化傾向に先行的予防措置を講ずるとともに、その一環として、裏日本北陸一円に連なる外延的開発を総合的に推進し、健全なる中部経済圏の広域的発展を遂げしむることをねらいといたしまして、北陸地方開発促進法、近畿圏整備法の適用地域たる富山県、石川県、福井県、滋賀県、三重県も本法に含めたのであります。

第三は、中部圏開発整備本部を総理府の機関として新設することとあります。前にも述べたように、本法の目的は、従来の低開発地域立法とは異なつた、より高度の次元に立つものであり、自余の地域開発立法と混淆せらるべきではないのであります。したがつて、この際、近畿圏の方式に準じて独立の機構を創設し、実施体制を強化確立する必要があります。

現行のこの種開発行政機構は、総理府、経済企画庁とも事務量が飽和状態におちいり、両者いずれも現有機能をもつては、現実の問題として本法の実施運営は、とうてい不可能であると思量せられ、本法立法の趣旨にかんがみて、あくまで首都圏、近畿圏の先例に準ずる新機構を創設することとあります。

第四は、総理府に中部圏開発整備審議会を置き、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について、調査審議すること及び内閣総理大臣に意見を述べる事ができることにいたしました。

第五は、中部圏開発整備地方協議会という地元協議会を法制化し、中部圏の開発整備に関する重要事項を調査審議することとしたこととあります。

この種の立法として、全く初めてのことでありますが、いわゆる中央の天下りでなく、あくまで地元のままの声を十分に反映させ、中央、地方の気脈を有機的に相通する体制でございます。そもそも、法規制度は、既成概念に固定せらるべきでなく、時代の進展に応じて改善せられてしかるべきであり、この際、新たな見地に立つて、新例を開いたのであります。

第六は、中部圏開発整備計画の内容であります。

基本開発整備計画及び事業計画といたしまして、基本開発整備計画は、中部圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の開発及び整備、交通体系の確立、教育の振興その他中部圏の開発及び整備に関する総合的かつ基本的な方針を定め、この方針に基づいて基本開発整備計画を定めるようにし、各事項について所要の規定を設けております。事業計画は、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画といたしてあります。

第七は、中部圏開発整備計画の作成及び決定であります。

基本開発整備計画は、まず中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て基本計画の案を作成し、これを中部圏開発整備長官に提出、この案に基づいて、開発整備長官は、基本開発整備計画を作成、開発整備計画の決定は、内閣総理大臣が、審議会(事業計画につい

ては、審議会及び関係県)の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して決定することにいたしました。

開発整備計画作成に際して、本地方協議会の機能は、本部一地元間の意思の疏通にきわめて貢献するところ大であると考えられるのであります。

第八は、中部圏開発整備計画に基づく事業の実施にあたりまして、内閣総理大臣は必要があると認めるときは、都市整備区域、都市開発区域、保全区域を指定することができるものとし、各区域に關して必要な事項、特別の措置は、おの別法律で定めることにいたしました。

第九は、中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画、近畿圏整備計画との調整に關してありますが、内閣総理大臣が中部圏開発整備審議会と北陸地方開発審議会、近畿圏整備審議会の意見を聞いて行なうものとして、重複ないしそごすることなきよう期しております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(五月二十六日)

○田村元君 ただいま議題となりました中部圏開発整備法案及び住宅建設計画法案の二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、中部圏開発整備法案について申し上げます。

本案は、中部圏の開発及び整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の緊密化を促進するとともに、首都、近畿圏の中間地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展をはかり、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

まず第一に、中部圏とは、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重及び滋賀の各県を一体とした広域をいい、その開発整備本部を総理府の機関として設置し、長には中部圏開発整備長官として國務大臣を充てるものとあります。

第二は、総理府に内閣総理大臣の諮問に應ずる中部圏開発整備審議会を置くものとし、また、関係県は共同して中部圏開発整備地方協議会を設置するものとあります。

第三は、中部圏開発整備計画についてであります。この計画は、基本開発整備計画及び事業計画とするものとし、計画の決定は内閣総理大臣が行ない、事業の実施は、国、地方公共団体等が行なうものとするものとあります。

本案は、去る五月七日当委員会に付託され、五月十一日に提出者より提案理由の説明を聴取し、五月二十五日に質疑を終了し、直ちに採決を行なった結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、住宅建設計画法案について申し上げます。

本案は、住宅の建設に関する施策の実績及び住宅難の事情にかんがみ、住宅の建設に関し長期にわたる総合的な計画を策定し、その適切な実施をはかることにより、国民生活の基盤である住宅を確保し、その質を向上させることを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣は、国全体の長期計画として、昭和四十一年度以降の毎五カ年を各一期とする住宅建設五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとし、この計画の案には、五カ年間における住宅の建設の目標を定めるほか、公営住宅その他の公的資金による住宅の建設について事業の量を明らかにすることといたしました。

第二に、建設大臣は住宅建設五カ年計画に基づいて地方ごとの、都道府県は各都道府県の住宅建設五カ年計画を、それぞれ作成するものとし、地方ごとの計画には都道府県公営住宅建設事業量を、都道府県の計画には建設の目標を定めるほか、地方公共団体が建設する住宅及び財政援助をする住宅の事業の量を明らかにすることといたしました。

第三に、国及び地方公共団体はこれら五カ年計画の実施について必要な措置を講ずるほか、関係行政機関は実施に関連して必要となる公的諸施設の整備に関し十分な協力をするものとしたことといたしました。

第四に、国及び地方公共団体は国の定めた住宅の建設基準に基づいて住宅の建設または指導を行なうようつとめるものとしたことといたしました。

た。

第五に、公営住宅法の一部を改正して、公営住宅建設三カ年計画の制度を廃止し、本案に基づいて行なうこととするほか、所要の改正を行なうこととしたこととあります。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、翌三月二十五日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、以後慎重審議いたしました。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、五月二十五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案による附帯決議が付されましたが、その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院建設委員長報告(六月三日)

○松永忠二君 だいま議題となりました中部圏開発整備法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の産業経済に重要な地位を占める中部圏の建設と、その均衡ある発展をはかり、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするものであります。

本法案にいう中部圏とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいうものであります。

内容は、内容のおもな点を申し上げますと、第一は、その事務を所掌するため、総理府の機関として中部圏開発整備本部を設置し、長官には國務大臣をもって充てることとしております。また、総理府に中部圏開発整備審議会を設け、総理大臣の諮問に応じ、計画の策定実施に関する重要事項を調査審議することとしております。

第二に、関係県は共同して中部圏開発整備地方協議会を設置し、中部圏の開発整備に関する重要事項を調査審議することとしております。

第三に、基本開発整備計画については、関係県の協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経てその案を作成し、これを中部圏開発整備長官に提出し、同長官はこの案に基づいて基本開発整備計画を作成、内閣総理大臣が審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して決定することといたしております。

第四に、内閣総理大臣は、事業の実施にあたって、各地域の特性に応じ、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定することができるものとし、各区域の整備開発に必要な事項は別に法律で定めることとしております。

その他、中部圏開発整備計画と北陸地方開発促進計画、近畿圏整備計画との調整等について規定しております。

本委員会における質疑の内容については、会議録によつて御承知

願いたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員から反対、日本社会党を代表して小酒井委員、自由民主党を代表して稲浦委員から、それぞれ賛成の旨の発言があり、小酒井委員からは、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の共同発言にかかる附帯決議案が提出されました。その内容は、

本法の実施に当たっては、その立法の趣旨にかんがみ、中部圏開発整備審議会並びに中部圏開発整備地方協議会の委員のうち学識経験者の任命について、政府及び関係県の知事は、地域住民各層の意見が十分に反映されるよう特に配慮すべきである。

というものであります。

かくて討論を終局、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて討論中の附帯決議について採決の結果、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎野菜生産出荷安定法

(昭四一・七・一法一〇三)

一、提案理由(四月二十六日)

○坂田国務大臣 野菜生産出荷安定法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における国民所得の増大に伴う国民の食生活の向上により、野菜に対する需要は増大を続けておりますが、野菜生産の現状は天候に支配されるところが大きい上、その生産及び出荷体制が必ずしも十分に整備されていない等のため、野菜農業の健全な発展の上からも、国民消費生活の安定の上からも困難な問題を生ずるに至っております。

特に、人口の集中の著しい大都市におきましては野菜の消費量も多く、かつ、種類も多岐にわたり、これを出荷する地域も広範囲にわたる等のため、そこで形成される価格が全国の野菜の価格に大きな影響を及ぼしている状況にありますので、大消費地域に出荷される主要な野菜について、その安定的な供給を確保し、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するための対策が強く要請されているところであります。

このような要請にこたえるためには、野菜の生産及び出荷にわたる施策として、大消費地域に出荷される主要な野菜の安定的な生産と計画的な出荷を行ない得る集団産地の育成をはかることも、そ

の価格の著しい低落に対処するための措置を講ずる必要があると考えられます。

このような考え方に基つきまして、ここに野菜生産出荷安定法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、需要の見通しについてであります。すなわち、農林大臣は、一定の消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立て、これを公表するものとしております。

第二は、野菜指定産地についてであります。農林大臣は、主要な野菜を一定の消費地域に出荷する一定の生産地域で、集団産地として形成すべきものを野菜指定産地として指定することができるものとしております。

第三は、生産出荷近代化計画についてであります。各野菜指定産地の管轄都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、その区域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化をはかるための生産出荷近代化計画を立てるものとしております。

第四は、野菜生産出荷安定資金協会についてであります。この協会は、野菜指定産地の区域内で生産される主要な野菜の出荷者による自主的な機関として、これらの者の発意により設立される法人とするものとしております。

協会は、指定消費地域において一定の主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜指定産地内の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、全員から徴収する負担金等をもって生産者補給金の交

付の業務を行なうものとしております。

このほか、協会の役員、総会、業務に関する監督等について所要の規定を設けております。

なお、農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地から一定の消費地域に対する主要な野菜の出荷の安定をはかるため、その出荷者に対し合理的かつ計画的な出荷に関し勧告をすることができるとしております。

以上が、この法律案を提案する理由およびその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行農業災害補償制度中、家畜共済制度につきましては、零細飼養が一般的であったという畜産事情のもとに、有畜農家の維持を目的として、昭和三十年、死亡廃用共済と疾病傷害共済を一元化して以来、有畜農家の経営の安定と畜産の発展に相当の寄与をしてまいったことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近におきましては、酪農を中心に多頭飼養化の進行等、畜産経営の地域的階層的分化が生じてまいりましたので、引き受け、給付及び在庫負担の方式等、制度の基本的な仕組みが多頭飼養農家の経営の実態にそぐわず、ために飼養家畜中の一部のみを加入せしめるものが増加し、これに伴い、病傷の事故率の趨勢的上昇を招き農家負担を増大せしめる等、好ましくない現象を生じ、

各方面からその改正が強く要望されてまいりました。政府といたしまして、この間、各種加入奨励金の交付等の対策を講ずるとともに鋭意検討を続けてまいりました結果、生産性の高い畜産経営の育成に資すること及び共済事業の安定的運営をはかることを旨とし、家畜共済制度に改正を加えることとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、法律案の主要内容について御説明申し上げます。

まず第一は、引き受け方式の改善であります。

現行制度は、畜産経営の規模が零細であることを前提とし、一頭ごとに共済の引き受けを行なうことといたしておりますが、これを多頭飼養の実態に対応して、家畜の種類ごとに農家単位で引き受けを包括引き受け方式を設け、原則としてこの方式によることといたしました。他方、後に御説明いたしますように、包括加入をした者に対しては事故の選択または掛け金国庫負担の拡充の方途を講ずることといたしまして、多頭飼養農家の保険需要に合わせた制度の利用が可能となり、家畜共済制度が生産性の高い畜産経営の育成の方向に即したものとなることを期待される次第であります。

第二に、共済事故の選択制の創設であります。

現行制度は、死亡廃用及び疾病傷害について、すべての事故を共済事故とし、選択を認めないこととなっておりますが、客観的に見て死傷病傷のすべての事故につき給付を必要としないと認められる者は、それぞれ自己の経営の必要性に見合った給付を選択できることとし、これに伴う掛け金の割引により農家負担の軽減をはかりま

野菜生産出荷安定法

した。

第三に、掛け金国庫負担方式の改善であります。

現行制度におきましては、掛け金中死亡廃用に対応する部分の二分の一につき国庫負担を行なっておりますが、今回の改正におきましては、包括加入をした者につきまして、疾病傷害に対応する部分をも国庫負担の対象とするともに、その割合は農家負担の軽減をはかることを旨として定めることといたしました。特に、乳牛については、農家の負担力等を勘案して、頭数規模に応じて通増せしめることとしたほか、肉用牛につきましては、乳牛と比較して多頭化がおくれているという現状にかんがみ、当分の間一律に国庫負担を手厚くするという措置を講ずることといたしました。

第四は、異常事故に対する政府の再保険責任の強化であります。

現在、国と農業共済組合連合会は、歩合の方式により責任分担をいたしておりますが、これを、特定の異常事故に基づく損害は、通常事故に基づく損害の場合における国と農業共済団体等との責任歩合にかかわらず、全額国の再保険に付することに改め、農業共済団体等の事業の安定的運営がはかれるよう措置いたしました。

第五に、損害防止事業の強化であります。

現在家畜の損害防止事業は、農業共済団体等がその診療所を中心に自主的に行なっておりますが、そのうち、特定の疾病に関するものにつきましては、国庫より交付金を交付する道を開くとともに、その実施については開業獣医師をも活用してその強化をはかり、もって畜産経営の安定と事業収支の改善に資することとした次第で

あります。

最後に、病傷給付方式の合理化であります。

現行制度におきましては、家畜ごと及び事故ごとに給付制限を行なっておりますが、これを、農家ごとまたは家畜ごとの年間給付限度に変更することとし、重点的な病傷につき手厚い給付が受けられるよう措置いたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(六月二十一日)

○中川俊思君 ただいま議題になりました内閣提出の二法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、野菜生産出荷安定法案について申し上げます。

本案は、最近における国民の食生活向上に伴う野菜消費の需要増大に対処して、大消費地域に対する主要な野菜の生産及び出荷について、安定的な供給を確保し、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資せんとするものであります。

本案は、三月二十八日提出され、四月十九日、本会議で趣旨説明が行なわれた後、本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月二十六日提案理由の説明を聴取した後、六月二日以降数次にわたり慎重審査を廻り、六月十日、質疑

を終了し、採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しては、自民、社会、民社三党共同提案によつて、野菜指定産地の指定、生産出荷近代化計画の樹立と実施については、系統農業協同組合の活用をはかるとともに、十分その意見を徴することなど六項目にわたる附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案について申し上げます。

本案は、入会林野及び旧慣使用林野の開発が、これらの土地について存する旧来の権利関係に妨げられて進展してない現状にかんがみ、これらの土地の農林業上の利用を増進することを旨として、その権利関係の近代化を助長するための措置を定めようとするものであります。

本案は、去る三月十日提出され、同月二十二日、本会議で趣旨説明が行なわれた後、本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月六日政府から提案理由の説明を聴取して以来数字にわたり質疑を行ない、その間、参考人の意見を聴取し、また、現地調査を実施する等、慎重審議を重ね、六月二十一日、一切の質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党共同提案によつて、市町村長が旧慣使用林野整備計画を定める場合すべての旧慣使用権者の意見を聞くこと、及び都道府県知事が旧慣使用林野整備計画を認可する場合、一部の者に対し権利の集中その

野菜生産出荷安定法

他不当な利益をもたらさないようにすることを内容とする修正案が提出され、討論を行なった後、引き続き採決に付し、修正案並びに修正部分を除く原案をいずれも賛成多数をもって可決し、結局のところ、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、自民、社会、民社三党共同提案によつて、旧慣使用林野の整備を進めるにあたっては、関係住民の意思を十分尊重すべきであるなど七項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、報告を終わります。(拍手)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十七日)

(果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭四一―法二〇四)の委員長報告を一括して掲載)

◎果樹農業振興特別措置法の一部を改正

する法律 (昭四一・七・一法一〇四)

一、提案理由(四月六日)

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭四一法一二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月七日)

○中川俊思君 ただいま議題となりました果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における果樹農業及びこれを取り巻く諸情勢の変化に対処し、今後の果樹農業の健全なる発展を推進するため、農林大臣の定める果樹農業振興基本方針及びこれに即して定める都道府県知事の果樹農業振興計画の作成並びに加工原料用果実の取引の安定化のための措置に関する規定を設けるとともに、果樹園経営計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長するなど、所要の改正を行なうものであります。

本案は、去る三月二十六日内閣から提出され、同日付託されたものであります。農林水産委員会におきましては、四月六日政府から提案理由の説明を聴取し、五月三十一日以降二日間にわたり質疑を

行ない、六月一日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十七日)

○山崎斉君 御報告いたします。

ただいま議題となりました農林関係五法案は、詳細は会議録に譲りますが、委員会において審査の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

◎日本万国博覧会の準備及び運営のため
に必要な特別措置に関する法律

(昭四一・七・一法一〇五)

一、提案理由(五月十日)

○三木国務大臣 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御存じのとおり、日本万国博覧会は、昭和四十五年を期して大阪府下千里丘陵において開催されることとなっております。十九世紀半ば以降、世界においては二十数回にわたり大規模な万国博覧会が開催されてまいりましたが、その開催地はいずれもヨーロッパ・アメリカ大陸に限られていたものであります。このたび、日本万国博覧会が一八五一年の第一回ロンドン万国博覧会以来一世紀余の歳月を経て、初めてアジアの地において開催されることとなったのは、世界の文化、経済の歴史の上で大きな意義を有するものと存する次第であります。

万国博覧会開催の目的は、一般に、世界各国の産業文化の成果を一堂に展示することにより、諸国間の相互理解を深め、世界の平和と繁栄に寄与することにあるといわれております。このたび日本万国博覧会の開催により、わが国を広く世界に理解せしめ、日本の伝統

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

ある文化と高度の産業技術水準を示し、諸外国との文化交流と輸出の飛躍的増大をはかり、さらにわが国の国際観光に資するところが大であると考へるのであります。また、この万国博覧会の開催を契機として、経済開発、社会開発を促進し、国民の福祉向上に寄与するとともに、わが国が国際社会において確固たる地位と実力を築く絶好の機会であると存するのであります。

政府といたしましては、この国民的な世紀の大事業である日本万国博覧会の開催を四年後に控えて、その開催準備体制を一段と強化することが必要であると考え、博覧会開催の直接の責任者である日本万国博覧会協会に対し、資金調達と人材確保との両面についてできる限りの協力と応援を行なうため、オリンピック東京大会の例にならい、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、国が、日本万国博覧会協会に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとしたことであります。

第二は、日本万国博覧会協会の行なう資金調達事業に関し、国及び三公社の援助に関する規定を設けたことであります。すなわち、その一つは、郵政省が、博覧会の準備及び運営のための資金に充てることを目的として、寄付金つき郵便切手を発行することができ、その特例を設けたことであります。その二は、日本専売公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる製造たばこの包装を利用した広告事業に対し、便宜を供与することが

きるものとしたことあります。その三は、日本国有鉄道が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる国鉄施設を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるものとしたこととあります。その四は、日本電信電話公社が、博覧会準備運営資金に充てることを目的として行なわれる電話番号簿を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるものとしたこととあります。

第三は、日本万国博覧会協会の業務の円滑な運営を期するため、国及び地方公共団体から適任者を採用する場合は予想されますが、こうした場合の人事交流の円滑化をはかるため、これらの者が日本万国博覧会協会の職員から再び国または地方公共団体の職員に復帰した場合に、公庫、公団等に出向した後復帰した場合と同様に、共済年金等に関し在職期間を通算する措置がとられることとしたこととあります。また、日本万国博覧会協会の業務の公正を期するため、同協会の役員及び職員は、刑法等の罰則の適用について、公務員とみなすこととしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（六月二十三日）

○天野公義君 ただいま議題となりました日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、日本万国博覧会は、来たる昭和四十五年に、大阪府下千里丘陵において開催されることになっております。日本万国博覧会は、アジアで初めてわが国で開催される国際博覧会であり、万国博覧会の歴史において画期的な地位を占めるものでありまして、諸国間の相互理解と産業文化の交流を深めて、世界の平和と繁栄に寄与するとともに、わが国の伝統的文化と高度の産業技術を世界に示す絶好の機会であります。日本万国博覧会は、このような意義を持つ国家的、国民的大事業でありまして、統一主題も「人類の進歩と調和」と定められ、基本理念も高い次元に立って策定されているのであります。

本案は、この日本万国博覧会の準備体制を一段と強化するためのものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、国は予算の範囲内において、財団法人日本万国博覧会協会に対し、博覧会の準備、運営費の一部を補助することができることと。

第二は、郵政省は博覧会の準備、運営資金に充てることを寄付目的として、寄付金つき郵便切手を発行することができること。

第三は、広告事業を行なう者が、たばこの包装または国鉄施設を利用して広告事業を行ない、その収入金を博覧会の準備、運営のために寄付する場合、並びに博覧会協会が資金調達のため、電話番号簿等の印刷物を利用して広告事業を行なう場合には、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社は、その広告事業に対し便宜供与その他の援助を行なうことができること。

等であります。

本案は、去る四月二十八日本委員会に付託され、五月十日土木通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、五月二十五日には大阪へ委員派遣を行なったこととあります。また、同月三十一日には左藤大阪府知事外六名を、六月八日には茅東大名誉教授外二名を、さらに同月二十一日には石坂日本万国博覧会協会会長外一名を、それぞれ参考人として意見を聴取する等、慎重な審議を行ない、同日質疑を終了したのであります。翌二十二日、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して板川委員より、日本万国博覧会には基本的に賛成であるが、中国等未承認国の招請、基本理念に従う博覧会の運営、博覧会の準備、開催に伴う物価問題、労働問題等の取り扱いいかんによっては、その態度を改めるものである旨の賛成討論がありました。

かくて、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、広く全世界各国の招請、国の責任の明確化、中小企業等の出展参加の促進措置、及び会場のあと地利用を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（六月二十七日）

○村上春蔵君 ただいま議題となりました法案については、現地を調査し、参考人の意見を聞く等、慎重な審査を行ないました。詳

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

細は会議録に譲ることにいたします。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎公衆電気通信法及び有線電気通信法の

一部を改正する法律の一部を改正する

法律 (昭四一・七・一法一〇六)

一、提案理由(五月二十四日)

○郡国務大臣 ただいま議題となりました公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和三十八年法律第四百十号公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律により、有線放送電話接続制度が設けられ、有線放送電話の実態にかんがみ同一県内または同一市町村内に限り有線放送電話と日本電信電話公社の加入電話等との間に通話することが認められました。

しかしながら、昭和三十八年四月三十日までに有線放送接続電話試行業務の提供を受ける契約を日本電信電話公社と締結した施設につきましては、原則として一中継の範囲まで県外との通話を認めておりましたので、特にこの法律の施行後三年間すなわち本年十二月三十一日までに関り、従前どおり県外との通話を認めることとされたのであります。

この三年の間にこれらの施設につき公衆電気通信の一元の運営に關する基本方針に基づいて問題の解決をはからなければならなかつ

たのであります。遺憾ながら結論に達することができませんでしたので、この期間をさらに二年延長し、この間に最終的措置を講じようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(六月七日)

○砂原格君 ただいま議題となりました内閣提出の公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の内容を御説明いたします。

有線放送電話接続通話については、本制度が実施される以前に日本電信電話公社と接続通話の試行契約を締結していた有線放送電話施設に対しては経過的に通話の範囲に關する特例措置が設けられ、その適用期間は三年間となっているのであります。これを五年間に改めようとするものであります。

なお、この法律は公布の日から施行することとなっております。

本案は、去る五月十一日通信委員会に付託され、自來、委員会においては、数回の会議を通じ、政府及び公社当局より説明を聴取し、詳細な質疑を行なったのであります。六月六日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしましたのであります。

なお、採決の後、委員会は、政府並びに公社当局に対し有線放送電話に対する施策に關すること等を要望する附帯決議を付すること、これまた全会一致で可決いたしました次第であります。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

三、参議院通信委員長報告(六月二十五日)

○野上元君 ただいま議題となりました法律案の趣旨は、有線放送電話接続通話制度実施の際に経過的に認められた三十三カ所の有線放送電話の通話の範囲に關する特例措置を、さらに二年間延長しようとするものであります。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各当局につき、質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その解決策として、この二年間は絶対に再延長しない、そして、その間に問題の解決をはかるとの言明がありました。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木強委員より、自由民主党、日本社会党及び公明党三党共同提案になる次の附帯決議を付して、本案に賛成する旨の発言がありました。

附帯決議

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電話公社は左記のとおり処理すべきである。

一、本特例については、絶対に再延長することのないよう所要の措置を講ずること。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一、有線放送電話については、公衆電気通信業務一元化の基本方針にのっとり、その電話業務は原則として公社電話へ移行するよう措置するとともに、その放送業務については、本来の使命を達成し得るよう指導協力すること。

右決議する。

討論を終え、採決の結果、全会一致をもって、附帯決議を付して原案と可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎国土開発縦貫自動車道建設法の一部を

改正する法律 (昭四一・七・一法二〇七)

一、提案理由(四月一日)

○谷垣政府委員 ただいま議題になりました国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

国民経済の均衡ある発展を期し、国土の普遍的開発をはかるためには、その基盤となる交通輸送施設の整備拡充、とりわけ近代的な高速自動車道路網の全国的な整備が必要であることは、多言を要しないところであります。

政府におきましては、国土開発縦貫自動車道建設法制定以来鋭意その建設につとめてきたのでありまして、昨年名神高速道路の全線開通を見、引き続き中央自動車道及び東名自動車道の建設を推進いたしているところでありますが、近年急速な発展を遂げつつある自動車交通の実情から見て、さらに飛躍的にその建設を促進すべき段階に至っているものと考えます。

高速自動車道路の建設は国土開発の根幹となるものであり、国民経済及び国民生活の各般にわたって重大な影響を与えるものでありますから、その整備にあたっては、長期的な観点のもとに計画的に進めることが必要であります。

御承知のように、高速自動車道路の路線につきましては、現在国土開発縦貫自動車建設法をはじめとして六つの法律で定められていますが、わが国民経済の今後の発展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは全国的に見て必ずしも十分ではなく、また、これら路線相互の有機的な結びつきも十分でないうらみがあります。

このような観点から、政府としては、かねてから進めてまいりました高速自動車道路網設定のための調査の成果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにし、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の要旨について申し上げます。まず、国土開発縦貫自動車道建設法に東海道幹線自動車国道建設法ほかこれに類する四法を統合し、国土開発縦貫自動車道建設法に改めることとしたしました。

次に、高速自動車道路網の整備をはかるため、国土開発縦貫自動車道をはじめとする既定の法定路線約五千キロメートルに北海道横断自動車道等の必要な路線約二千六百キロメートルを追加して、約七千六百キロメートルの国土開発縦貫自動車道の予定路線を別表で定めることとしたしました。

また、これらに関連して関係規定の整理を行なうこととしたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何と

ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いをいたします。

二、衆議院建設委員長報告(四月二十一日)

(特殊土、よ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・法七八)の提案理由と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(六月二十五日)

○松永忠二君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、「国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案」は、法律の題名を「国土開発縦貫自動車道建設法」に改めるとともに、現在、国土開発縦貫自動車道建設法等に基づいて、中央自動車道等五千キロメートルの建設路線が決定されておりますが、さらに二千六百キロメートルの建設路線を追加して、全国的な高速自動車道路網を形成しようとするものであります。

本委員会における質疑のおもなものは、追加路線の選定基準をはじめ、財源問題、有料制度と償還計画、施行能力と管理体制、用地取得問題等に関するものであります。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から賛成の旨の発言があり、討論を終結、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律

した。次に、「流通業務市街地の整備に関する法律案」について申し上げます。

本法律案は、東京、大阪等の都心区域において、過度に集中している問屋倉庫、卸売り市場等の流通業務施設を、市街地の周辺等の適地に計画的に配置し、物資の流通機能の向上及び自動車交通の円滑化をはかるうとするものであります。

その要旨のおもな点は、関係各省協議のもとに、流通業務施設の整備に関する基本方針を定めること、都市計画として流通業務地区を指定し、建築等の制限を行なうこと、地方公共団体または日本住宅公団は、流通業務団地造成事業を施行し、国はこれらに対し必要な資金の調達、技術的な援助、農地転用の配慮等、所要の規定を設けております。

本委員会における質疑のおもな点は、各省所管事業の調整、中小企業に対する助成措置、造成施設の処分計画及び公共施設の管理等の問題であります。詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、本法律案は、過密都市対策の趣旨にかんがみ、大都市に限定することなく、中都市、新産業都市にも適用すること、また、零細な卸売り業者等の助成措置及び関係各省の所管事業の調整をはかること等の意見が述べられ、賛成する旨の発言がありました。

討論を終結し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭四一・七・一法一〇八)

一、提案理由(六月一日)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、未帰還者留守家族及び戦没者等の遺族に対しましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、さらに昨年制定されました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等により各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今般さらにこれらの援護措置の一段の改善をはかることとしたし、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。
まず第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正についてであります。

その改正の第一点は、準軍属の範囲の拡大であります。すなわち、昭和十六年十二月八日以後満州等において、旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力しておられました方々を準軍属として処遇することとした

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

したものであります。これは内地等における旧国家総動員法の規定に基づく総動員業務の協力者につきましては、現行法においてすでに準軍属として処遇されております関係上、これとの均衡を考慮した次第であります。

改正の第二点は、軍人軍属または準軍属であった戦傷病者特別援護法によって療養の給付を受けている場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、これまで障害年金を支給しないままであったのを改めて、療養の給付と障害年金の支給とをあわせ行なうこととしたことであります。

改正の第三点は、準軍属につきましては、従来項症程度の障害者に対してのみ障害年金を支給することとしておりましたのを、軍属の場合と同様款症程度の障害者に対しても障害年金または障害一時金を支給することとしたことであります。

改正の第四点は、準軍属にかかる障害年金及び遺族給与金の額は、従来軍人軍属にかかる障害年金及び遺族年金の額の十分の五とされておりましたのを、十分の七に引き上げまして準軍属の処遇の改善をはかったことであります。

改正の第五点は、遺族の範囲の拡大であります。すなわち、現行法におきましては、遺族年金、遺族給与金等を受けることができる父または母は、いずれも戦没者と自然血族または法定血族の關係にあることが必要とされておりましたが、昭和二十二年五月三日以後に戦没者が死亡した場合におけるその継親であった者及び入夫婚姻による妻の父母であった者並びに戦没者の事実上の養親等であった者

のうち、戦没者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていたもので、援護審査会が当該戦没者の死亡の当時において死亡した者の父または母と同視すべき状況にあったと議決したものに對しても、遺族年金、遺族給与金等を支給することとした。

改正の第六点は、旧軍人恩給の停止の日である昭和二十一年二月一日から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行の日の前日、すなわち昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し、この期間内にその相手方と死別した配偶者で、同日において当該婚姻前の氏に復して、た者その他援護審査会において当該死別を離婚による婚姻の解消と同視すべきものと議決したものである。遺族年金、遺族給与金等を支給することとしたことである。これは期間内において再婚し、かつ離婚した配偶者に対しすでに同様の扱いが行なわれていることとの均衡をはかろうとする趣旨であります。

なお、戦没者の父、母、祖父、祖母等が再婚し、その相手方と死別した場合についても同様の扱いをいたしました。

改正の第七点は、昭和四十年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により、昭和四十二年一月ないし同年七月までに実施することとなつていた遺族年金及び遺族給与金の完全増額措置を、六十五歳以上の者及び妻子等について三カ月短縮して昭和四十一年十月から、その他の者については六カ月短縮して昭和四十二年一月から、それぞれ繰り上げて実施することとしたことであります。

以上のほか、関係法令の改正により、遺族年金、特別扶助料を受け、または受けることとなる戦没者等の妻に対し、戦没者等の妻に對しておりましたが、今般この転給の範囲を拡大し、遺族以外の者に嫁し、または遺族以外の者の養子となつてゐる等の場合を除き、兄弟姉妹までの遺族に転給できるようにいたしました。

以上のほか、各法につき所要の各文の整理を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦において、戦闘その他公務により障害を受けられた軍人軍属及び準軍属、いわゆる戦傷病者等の方々に對しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等により、増加恩給または障害年金等を支給するなど、政府といたしましては、これまでで得る限りの措置を講じてきたところであります。

しかしながら、これら戦傷病者等の妻につきましては、戦傷病者等と一心同体ともいふべき立場において、久しきにわたり、夫の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えつつ今日に至つたという特別の事情があると考えられます。したが、いまして、この際、このような戦傷病者等の妻の精神的痛苦に對して、困としても、何らかの形において慰謝することが必要であるものと考え、これらの方々に特別給付金を支給することといたしますため、ここに、この法案を提案する次第であります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

對する特別給付金を支給する等所要の改正を行なうことといたしました。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正についてであります。

改正の第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の完全増額措置の繰り上げ実施に準じ、留守家族手当の額の増額措置を昭和四十二年一月から繰り上げて行なうこととしたこととあります。

改正の第二点は、未帰還者の死亡の事実が判明した場合においてその遺族に支給する葬祭料の額を、六千円から八千四百円に引き上げることとしたこととあります。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正についてであります。

改正の第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により新たに準軍属として処遇されることとなりました者をこの法律による援護の対象に加えることとしたこととあります。

改正の第二点は、療養の給付を受けている者が死亡した場合においてその遺族に支給される葬祭料の額を、六千円から八千四百円に引き上げることとしたこととあります。

第四は、戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法の一部改正についてであります。すなわち、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受けた遺族には、同一の戦没者について年金給付を受けている者がいない限り、この法律により三万円の特別弔慰金を支給することとし、該遺族がいなない場合は、戦没者の子に限つて転給すること

次に、この法案の概要について御説明いたします。

まず、第一は、昭和十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当する不具廢疾となり、昭和三十八年四月一日において、軍人軍属または準軍属にかかる増加恩給または障害年金、もとの陸海軍の雇用人等にかかる旧令共済障害年金、もとの陸海軍に配属された雇用人にかかる各省共済障害年金等の給付を受けていた者の妻に對し、昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に戦傷病者等と離婚した場合を除き、十萬円の特別給付金を支給することとあります。

第二は、この特別給付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付することと、この国債は無利子とし、昭和四十一年五月十六日をもつて発行することとしたこととあります。

なお、国債の償還金の支払いについては、省令をもつて規定することとなりますが、来年五月十五日に第一回分として一萬円を、その後、毎年一年一回一萬円ずつ、最終回は昭和五十一年五月十五日に一萬円を支払うことといたしております。

第三は、特別給付金を受ける権利は、その譲渡を禁止してありますが、相続についてはこれを無条件に認めるとともに、国債についての承継に關しても、民法の原則により相続人が受継することとしたこととあります。

その他、特別給付金につきましての時効、差し押えの禁止、非課税実施機関等所要の事項を規定いたしております。

なお、この法案による特別給付金の支給件数は約三万三千件程度と見込んでおります。

以上がこの法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(六月二十三日)

○田中正巳君 たいいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、戦傷病者戦没者遺族援護法の改正についてであります。

その第一点は、昭和十六年十二月八日以後満州等において総動員業務と同様の業務に協力しておつた者を準軍属として処遇すること。

第二点は、戦傷病者が療養の給付を受けている場合においても、障害年金を支給すること。

第三点は、準軍属の款症程度の障害者に対して、障害年金または障害一時金を支給すること。

第四点は、準軍属にかかる障害年金及び遺族給与年金の額を、軍人軍属にかかる障害年金及び遺族年金の額の十分の五から十分の七に引き上げること。

第五点は、戦没者の死亡が、昭和二十二年五月三日以後である場合における戦没者の母親、入夫婚姻による妻の父母及び事実上の養親等であつた者で、援護審査会が戦没者の死亡当時においてその者の父または母と同視すべき状況にあつたと議決したものに對し、遺族年金等を支給すること。

第六点は、一定期間内に再婚の相手方と死別した戦没者の配偶者等で、援護審査会が離婚によつて再婚を解消したと同様の事情にあると議決したものに對し、遺族年金を支給すること。

第七点は、昭和四十二年七月までに実施することになつております遺族年金及び遺族給与金の増額措置を繰り上げて行なうこと。

以上のほか、関係法令の改正により、遺族年金、特例扶助料等を受けけることになる戦没者等の妻に對し、戦没者等の妻に對する特別給付金を支給する等所要の改正を行なうことであります。

第二に、未帰還者留守家族等援護法を改正して、遺族年金等の繰り上げ実施に準じて、留守家族手当の増額措置を繰り上げて行なうとともに、葬祭料の額を六千円から八千四百円に引き上げること。

第三に、戦傷病者特別援護法を改正して、新たに準軍属として処遇されるものを本法の対象に加えるとともに、葬祭料の額を六千円から八千四百円に引き上げること。

第四に、戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法を改正して、現行法において特別弔慰金を受けることができる遺族がない場合でも、兄弟姉妹までの遺族があるときは、その者に特別弔慰金を支給すること。

等であります。

次に、戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法案について申し上げます。

昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより恩給法別表に定める特別項症から第五項症までに該当する不具廃疾となり、昭和三十八年四月一日において、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等による増加恩給、障害年金を受けていた戦傷病者等の妻に對し、十萬円の特別給付金を十年償還の記名国債をもつて支給すること等であります。

両法案は、去る二月二十五日本委員会に付託となり、自来熱心なる質疑応答が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録にて御承知願います。

かくて、一昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、両法案に對し、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、両法案はいずれも修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(製菓衛生師法(昭四一―法一一五)の委員長報告と一括して掲載)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

給法 (昭四一・七・一法二〇九)

一、提案理由(六月一日)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四一法一〇八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(六月二十三日)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四一法一〇八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(製菓衛生師法(昭四一法一一五)の委員長報告と一括して掲載)

◎流通業務市街地の整備に関する法律

(昭四一・七・一法一一〇)

一、提案理由(五月三十一日)

○国務大臣(瀬戸山三男) ただいま議題となりました流通業務市街地の整備に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

東京、大阪等の大都市においては問屋、倉庫、卸売市場等のいわゆる流通業務施設が都心の区域に過度に集中しておりまして、これがかえって物資の流通を著しく低下させるとともに、自動車交通を渋滞させる原因となっております。しかも、これらの流通業務施設に対する需要は、経済の発展と都市の膨張に伴って、今後ますます増加の一途をたどり、このまま放置すれば、ますます都心部の過密化を招き、物資の流通の面においても、道路交通の面においても憂慮すべき事態に立ち至るおそれがあります。

したがって、大都市におけるこれらの事態を打開し、都市の機能の維持及び増進をはかるためには、既成市街地の周辺部等の適地に、流通業務市街地を計画的に配置して、その整備を促進することが必要であります。そのためには、これら的大都市における流通業務施設の整備に関して基本方針を定め、それに基づいて、流通業務地区及びその中核としての流通業務団地を都市計画として定め、地区内の建築制限、土地収用等の法的な措置を講じ、その整備を促進

流通業務市街地の整備に関する法律

する必要があります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。以上この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来たしている東京都、大阪市その他の大都市について、都市ごとに流通業務施設の整備に関する基本方針を定めることといたしました。

第二に、建設大臣は、この基本方針に基づいて、当該都市の区域のうち幹線道路、鉄道等の整備の状況に照らして流通業務市街地として整備することが適当な地区について、都市計画として流通業務地区を指定し、流通業務市街地としての機能を維持するために必要な建築等の規制を行なうことができることといたしました。

第三に、建設大臣は、流通業務地区内において、その中核として、トラックターミナル、鉄道の貨物駅または中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の流通業務施設を一体的に立地させるため、流通業務団地を都市計画として決定することといたしました。この都市計画においては、団地内に立地することとなる流通業務施設の敷地の配置、関連公共施設の配置等及び建築物の形態等に関する制限について定めることといたしております。

第四に、地方公共団体または日本住宅公団は、流通業務団地造成事業を都市計画事業として施行することができることといたしました。流通業務団地造成事業は、流通業務施設の敷地の造成及びその

処分、関連公共施設の整備等その内容とするものとし、その施行について、土地の収用、先買い、買い取り請求等について必要な規定を設けることとした。また、

第五に、国は流通業務団地造成事業等に関し、必要な資金の調達、農地転用等について配慮するものとしておきます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

二、参議院建設委員長報告(六月二十五日)

(国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(昭四一―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院建設委員長報告(六月二十七日)

(首都圏近郊緑地保全法(昭四一―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

◎執行官法 (昭四一・七・一法一一)

一、提案理由(五月十日)

○石井国務大臣 執行官法案について、その趣旨を説明いたします。

わが国の執行吏の制度は、明治二十三年に旧裁判所構成法と同時に施行されました。執行吏規則及び執行吏手数料規則によってその基礎が定められて以来、ほとんど実質的な改善が行なわれることなく、今日に至っているであります。もとより政府におきまして、執行吏制度の全面的な改善につきまして長年にわたりまして検討を続けてまいっているのですが、現在の執行吏を完全な俸給制の国家公務員に置きかえることを目的とするような抜本的な改正につきましては、なお解決を必要とする種々の問題点があります。この際、今日の社会情勢にはなほ適当な適合しなくなっている諸点等に改善を加え、この制度の適正円滑な運営を確保することを目的といたしましてこの法律案を提出することとした次第でございます。

この法律案は、従前の執行吏にかえて、執行官を置くこととした。そして、執行吏規則及び執行吏手数料規則を廃止いたしました。執行官に関する基本的事項について必要な措置を講じようとするものであります。その主眼とするところは、新たに置かれることと

なる執行官について、その職務内容、事務処理の体制、手数料その他をできる限り明確かつ近代的なものとし、その公務員としての性格の強化をはかりたいとする点にあります。すなわち、この法律案による執行官の制度におきましては、これが当事者等から受ける手数料をその収入とする点は従来の執行吏の場合と同様といたしております。また、執行吏各自が職務の本拠としてみずから役場を設置しこれを維持するという従来のあり方を改めまして、執行官は通常の裁判所の職員と同様に裁判所に勤務するという体制とし、次に、当事者がその選択する各個の執行吏に直接事務の取り扱いを委任するという従来の制度を廃止して、当事者は国の機関としての執行官に対して申し立てを行なうこととする。ことに、執行官の事務の分配は、原則としてその所属の裁判所が定めることとし、また、職務を担当する執行吏が手数料等の予納金その他職務上取り扱う金銭を各自の責任において保管するという従来のあり方を改めまして、執行官の取り扱いこれらの金銭は原則として裁判所が保管することとする。現行の執行吏の制度に比しまして、その職務体制その他を合理化し、執行官の行なう民事裁判の執行その他の事務の運営を適正円滑化するための基盤を強化しようとするものであります。

以上が執行官法案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(六月九日)

○大久保武雄君 たいいま議題となりました執行官法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行執行吏制度が今日の社会情勢にはなほだしく適合しなくなっている諸点を改善し、強制執行制度の適正円滑な運営を確保するため、従前の執行吏にかえ執行官を置き、執達吏規則及び執達手数料規則を廃止して執行官に関する基本的事項について必要な措置を講じようとするものであります。

そのおもなる内容は、

第一に、各地方裁判所に執行官を置き、民事訴訟法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている執行事務その他の事務を取り扱わせること。

第二に、当事者の委任により執行吏が事務を取り扱っている従来の制度を廃止し、当事者は、国の機関としての執行官に対して執行の申し立てを行ない、執行官がその事務を取り扱うものとし、その事務の分配は、原則として所属の地方裁判所が定めるものとする。

第三に、執行官が職務の執行として差し押えまたは交付を受けた金銭は、原則として所属の地方裁判所が保管すること。

第四に、執行官は、申し立て人に対し、手数料及び費用の概算額を所属の地方裁判所に予納させ、その裁判所から手数料等の支払いまたは償還を受けること。

などでありませう。

当委員会におきましては、四月二十八日本案が付託せられてより、執行吏役場を視察し、参考人の意見を聴取する等、慎重な審議を行ないました。

かくて、本日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府並びに最高裁判所は、引き続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官が行なう方向において検討を加え、早急にその実現をはかることについて鋭意努力すると同時に、執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件の改善等について配慮すべき旨の附帯決議が付されたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(六月二十七日)

(借地法等の一部を改正する法律(昭四一―法九三)の委員長報告と一括して掲載)

第一は、計量関係法制の一元化のため、電気関係の計量に関する法律である電気測定法を廃止してこれを計量法に統合することとし、これに同じ電気関係の計量単位及び計量器についての規定を追加整備することでありませう。

第二は、計量単位につきまして、最近の国際度量衡総会等の決定に基づき、若干の単位を法規制の対象として加える等の変更を行なうことでありませう。

第三は、近年の技術水準の向上にかんがみ、材料試験機等自由な取引にゆだねて差しつかえなくなった若干の計量器を法の規制対象から除外することでありませう。

第四は、計量器の製造の事業及び修理の事業について、現行法では許可制とし、幾つかのきびしい基準に適合することを要求しておりますが、これを検査設備に関する基準に適合していれば足りるとする登録制に改めるとともに、一定の品質を確保するための検査規程を届け出、順守させることとし、また、販売の事業につきましても、現行の全面的な登録制を特に必要な限定された機種についての登録制に改める等、計量器関係の事業に対する規制を緩和することでありませう。

第五は、過剰な規制とこれに伴う手続の煩瑣を排除するため、計量器について検定受検前の譲渡を禁止する現行規定を一般的に廃止し、その計量器を取引または証明の用に供するときまでに検定を受ければよいとすることでありませう。

第六は、検定事務の合理化のため、型式の承認制を採用すること

◎計量法の一部を改正する法律

(昭四一・七・一法一一二)

一、提案理由(四月十二日)

○政府委員(堀本宜実君) たいいま提案になりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化に寄与することを目的として、昭和二十六年に制定されたものであります。同法につきましては、計量に関する法制の一元化のため電気測定法を計量法に取り入れることが懸案となっておりましたほか、近年、計量器産業の技術水準が高まったこと、一般消費者保護のため商品取引における計量の適正化をはかる必要性が強まっていること等、幾つかの基本的な事情の変化が生じております。

これらの点にかんがみ、政府といたしましては、昭和三十八年六月、計量行政審議会に対し、法改正に関する諮問を行ない、昨年五月その答申を得て以来、同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここにその成案を得て提案することとした次第であります。

本法案は、計量法を相当広範囲にわたって改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

計量法の一部を改正する法律

計量法の一部を改正する法律

三二六

あります。これは、大量生産される計量器につき、あらかじめ見本を提出させ、これについて耐久性等の検査を行ない、合格した場合は、その後生産される同一構造のものについては、検定の段階で構造に関する検査方法を簡略化するものであります。

第七は、一般消費者の利益保護を強化するため、たとえば一定の生活必需品を容器に詰めて販売する者に対し、商品の量を正確に計量しその結果を容器に表記する義務を課すこと、商品をはかり売りする者に対し、その商品の量を購入者に明示する義務を課すこと等、幾つかの規定を整備することであります。

第八は、計量証明の事業が近年重要性を高めていることにかんがみ、その公正を確保し、その事業の健全な発達をはかるため、現行の計量証明に用いる計量器の登録制を事業の登録制に改めることとあります。

以上が改正の主要な点であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院商工委員長報告(四月二十八日)

○村上春蔵君 たいだいま議題となりました二法案の商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案のおもな内容は、第一に、計量関係法制一元化のため、電気測定法を廃止し、電気計器に関する規定を計量法の中に織り込むこと、第二に、規制対象の計量器を現行の三十九機種から十八機

種に整理すること、第三に、計量器関係事業の規制を緩和し、製造事業、修理事業については許可制を登録制に、販売事業については、従来の全面的な登録制をやめて、限定された機種についての登録制にすること、第四に、計量器の検定事務につき、型式の承認制を採用して、その合理化をはかること、第五に、消費者利益を保護するための規定を新たに加え、一定の容器入り商品については内容量の表示義務を課すとか、はかり売り商品については面計量を励行させるなど、幾つかの規定を入れることとあります。

委員会におきましては、電気計器関係の法制を計量法に取り入れることの影響、計量行政機構の整備充実、規制の対象となる計量器の整理等に関する問題、消費者利益の保護強化についての措置等を中心に、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終局して討論に入りましたところ、豊田委員より、各派を代表して、計量観念の普及徹底、計量取引における消費者保護の強化、計量器販売事業の規制に対する配慮及び容器に関する指導方針を内容とした附帯決議案が提出されました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、豊田委員提出の附帯決議案も、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。

次に、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、金属鉱物探鉱促進事業団の業務範囲を拡大して、国の企画立案による広域調査も、これを実施できるようにすることがおもな内容でありまして、あわせて、従たる事務所の設置を行なうとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、わが国金属鉱業の将来性、需給安定機関の設置、海外鉱山の開発状況、事業団の業務内容、広域調査の実施方法、黒鉱の開発に関する諸問題等、鉱業政策全般にわたって熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案も全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

三、衆議院商工委員長報告(六月二十四日)

(工業標準化法の一部を改正する法律(昭四一―法二二九)の委員長報告と一括して掲載)

◎私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭四一・七・二法一一三)

一、提案理由(四月六日)

○中野政府委員 このたび政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、御承知のように、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに私立学校教職員共済組合法によって設立されたものであります。自來、本組合が行なう給付については、国、公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次その改善がはかられてまいりました。昨年の第四十八回国会におきましても、かかる観点からこの法律の改正が行なわれ、これにより、ほほ国、公立学校の教職員に対する給付水準との均衡がはかれることになったのであります。

しかしながら、昭和三十六年十二月三十一日以前のいわゆる旧長期組合員期間の取り扱いや既裁定年金の取り扱い等において、なおこれを下回る部分がありますので、今回これらの点を改善するため、所要の改正を行なうこととしたものであります。次にこの法案の概要について申し上げます。

第一に、このたびの長期給付改善に要する費用について、私立学校並びにその教職員の経費負担の実情を考慮し、これが負担の軽減をはかるため、組合の行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を、従来百分の十五から百分の十六に引き上げることとしております。

第二に、長期給付の給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額のうち旧長期組合員期間にかかるものについて、その算出方法を組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改めるとともに、最高限度額を廃止することとしております。さらに、これらの点につきましては、既裁定の共済年金についても同様の措置を講ずることとし、本年十月分以降、その年金額を改定することとしたしております。

第三に、私立学校教職員共済組合が発足した際、その権利義務を継承した旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、その裁定時点も古く年金額が低額でありますので、恩給制度並びに公務員共済制度等における年金額の改定の例にならい、これを一律六万円に引き上げることとしたしております。

第四に、組合員期間が二十年以上の長期在職者に対する既裁定の共済年金につきましても、同様の趣旨から、本年十月分以降、退職年金または廃疾年金にあつては年額六万円未満である場合は六万円に、遺族年金にあつては年額三万円未満である場合は三万円に、それぞれその年金額を引き上げることとしたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、公務員共済等における既裁定年金に対する最低保障の制度が本年十月一日から実施されること及び財源的な事情等を勘案し、また準備の期間等をも考慮して、昭和四十一年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(五月三十一日)

○八田貞義君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、私立学校教職員共済組合の行なう給付の充実、改善をはかるため、長期給付に要する費用に対する国の補助率を引き上げるとともに、旧長期組合員期間に対する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額算定方法を改め、組合員期間が二十年以上の者にかかる既裁定の低額年金の是正をはかる等、所要の改正を行なうこととするものであります。

本案は、去る四月二日当委員長に付託となり、同六日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。四月二十七日には、私立学校教職員共済組合理事長佐々木良吉君外一名の参考人から本案について意見を聴取するなど、慎重に審査をいたしました。その詳細は会議録によって御承知を願います。

かくて、五月二十七日、本案に対する質疑を終了、次いで、自由

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

民主党谷川和穂君外八名から、本案に対し、私立学校教職員共済組合が業務を行なうに要する経費について、財源調整のため必要があるときは国が補助することができることとするにとともに、既裁定の廃疾年金については、組合員期間のいかにかわらず、その最低額を保障する旨の、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって可決されました。

次いで、日本社会党高橋重信君外九名から、本案に対し、本法が全私立学校に適用されるよう措置すること、高齢組合員に対し長期給付支給の措置を講ずること、旧長期組合員期間にかかる給付または既裁定年金額について新法を適用すること、いわゆる年金スライド原則規定の実施基準を明確にすること、整理資源を確保するため必要な国庫補助を行なうこと、私立学校教職員の給与改善、給与体系の整備等をはかるため適切な指導助言を行なうこと、及び短期給付事業の費用に対する国の助成と長期給付事業の費用に対する国庫補助率の引き上げにつとめることを趣旨とする自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

かくて、本案は附帯決議を付して修正議決されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院文教委員長報告(六月二十五日)

(国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法八六)の委員長報告と一括して掲載)

◎首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の

整備のための国の財政上の特別措置に

関する法律 (昭四一・七・二法一一四)

一、提案理由(四月五日)

○永山国務大臣 たいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、首都圏及び近畿圏の既成市街地への産業と人口の集中傾向は、近年ますますその激しさを加えてきておりますが、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏及び近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかるためには、特に首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発の推進をはかる必要があります。しかし、これによる経費は膨大な額にのぼり、関係地方公共団体の財政負担も急激に増大を見ますので、計画を円滑に推進してまいりますためには、これらの地方負担に対し、国が国家的見地に立つて財政上の特別措置を講ずる必要があるものであります。

これが本法律案を提案した理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方債の許可額の増大とその利子補給についてであります。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

す。

国は、関係都府県に対して、整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、その都府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして地方債の増額発行を許可するものとし、当該地方債に対し、地方交付税の不交付団体を除き、年利三分五厘をこえる部分を、関係都府県の財力を勘案して政令で定める基準により、最高年利八分までを限度として補給することといたしました。

第二は、国の負担割合の特例についてであります。整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、下水道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかかる事業について、関係市町村の負担額が標準的な負担額をこえる場合に、当該市町村の財力を勘案しつつ、当該超過額に応じて国の負担割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げることといたしました。

なお、地方債の発行の許可は、昭和四十一年度から昭和五十年年度までとし、その利子補給は、昭和五十五年を最終期限として、地方債の発行許可年度以後七年度間の各年度において支払われる利子について行なうこととし、また、国の負担割合の特例は、昭和四十四年度から昭和五十年年度までの各年度において行なわれる事業について行なうことといたしました。

以上が首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財

政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十六日)

○岡崎英城君 たいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、首都圏及び近畿圏における近郊整備地帯等の整備または建設のため、国または地方公共団体が行なう事業で、地方公共団体が経費の一部を負担するものについて、国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

まず、関係都府県に対する措置としては、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備のための事業経費のうち、通常の負担額をこえる支出の財源として発行する地方債にかかる利子支払い額の一部、すなわち、年利三分五厘をこえる部分について、年利八分までを限度として補給することであります。

次に、市町村に対しては、住宅、道路、下水道、教育及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかかる事業について、通常の負担額をこえる負担に対し、当該市町村の財政力を考慮しつつ、超過負担の割合に応じて、国の負担割合を、その二割五分を限度として引き上

したが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同により、本案の施行に関して、整備計画等の早急な策定または調整、適切な産業・人口の集中防止対策の確立、財政上の特別措置の強化等を望む旨の附帯決議案が提出せられ、採決の結果、これまた、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

げ、その差額は翌年度に精算交付することとしております。

本案は、三月三十日に付託され、四月五日自治大臣から提案理由の説明を聴取し、自來、慎重な審査を行なったのであります。

四月二十二日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三党共同提案により、全国的整備開発計画との関連の考慮及び人口激増に即応する計画構想の早期確立、財政援助措置の検討、拡充並びに下水道への援助措置の適用について附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(六月二十七日)

○岸田幸雄君 たいま議題となりました「首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案」につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備または建設のため、その整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、基幹的な施設の整備にかかわる事業につきまして、関係都府県及び関係市町村に対します国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、提案理由の説明を聴取した後、特別措置の内容、整備計画等の現況その他につき、熱心に審査をいたしま

◎製菓衛生師法 (昭四一・七・四法二一五(衆))

一、提案理由(六月二十四日)

○田中正巴君 たいだいま議題となりました製菓衛生師法案の趣旨の説明を申し上げますとともに、二法案について社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、製菓衛生師法案について趣旨の説明を申し上げます。

近年、化学の発達に伴い、製菓原材料として各種の化学的合成品等の添加物の使用が普及増大し、今後ますます常態化する傾向を高めておりますが、菓子製造業者の素質は必ずしも十分にこれに適応するとは言えないのであります。また、最近の激しい経済環境の変化と社会事情の推移により、菓子製造業における従業者の離脱や雇用難はまことに深刻で、新しい時代に応ずる製菓衛生技術者の養成が急務となつていられるにもかかわらず、その実施はきわめて困難な現状であります。これをそのまま放置するならば、製菓業将来の向上発展を期し得ないばかりでなく、公衆衛生の見地からも支障なしとは言えないのであります。

かかる情勢にかんがみ、本案は、製菓衛生師の資格を定めることにより、菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の増進をはかりとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、製菓衛生師とは、都道府県知事が行なう製菓衛生師試験

出制度を合理化して、医師の協力によって重点的に患者を把握して実効を期することとしたこととあります。

改正の第二点は、婚姻をしようとする者に、梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを義務づけたこととあります。

現行法上では、婚姻をしようとする者は、あらかじめ相互に性病にかかっているかどうかに関する診断書を交換するようにつとめなければならぬこととされておりますが、性病のうち、梅毒は子孫にまで害を及ぼすものでありますので、梅毒血清反応について医師の検査を受けることを特に法律をもって強く勧奨する旨の規定を挿入したこととあります。

なお、婚姻をしようとする者及び妊娠した者が、性病病院等において梅毒血清反応についての検査を受けた場合の費用は、本年十月一日から公費負担することといたしております。

第三点は、売淫常習容疑者に対する健康診断命令等の権限は、現行法上都道府県知事が行なうこととされておりますが、保健所を設置する市にあっては、その市の長が行なうことができるようにしたこととあります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託され、昨日、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、こどもの国協会法案について申し上げます。

本案は、心身ともにすこやかな児童の育成に寄与するため、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、全国からの寄付金をもとに、

に合格し、免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者をいうこととあります。

第二に、製菓衛生師試験は、中学卒業者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師としての必要な知識及び技能を修得した者でなければ受けることができないこととあります。

第三に、製菓衛生師でなければ、製菓衛生師またはこれに類似する名称を用いてはならないことといたしたのであります。

第四に、受験資格の特例として、本法の施行の日または施行の日後菓子製造業の業務に従事した期間が三年をこえた場合は、中学卒業者でなくとも製菓衛生師試験を受けることができること等とあります。

以上が本法案の趣旨の概要でございますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、性病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、近年各地において性病が著しく蔓延しつつありますが、一般に性病といわれるものの中には、淋病、軟性下疳、梅毒等がありますが、とりわけ最近では早期顕症梅毒の増加が報告され、特に若年層に多発の傾向が見られ、性病の流行は新たな様相を呈してまいりましたので、その予防対策の改善強化をはかりとするものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

改正の第一点は、医師が性病患者を診断したときの都道府県知事に対する届け出期間を、従来の二十四時間を一カ月以内とし、届け

国の出資による児童のための総合施設が計画され、昨年五月ほぼ完成を見ましたが、この施設の運営に当たるべきものとして、特殊法人こどもの国協会を設立しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、こどもの国協会は法人とし、その設立の際の資本金は政府が全額出資することといたしております。

第二に、役員として、理事長一人及び理事三人以内並びに監事一人を置くことといたしております。

第三に、この法人の行なう業務の公共性にかんがみ、理事長及び監事については厚生大臣が任命するものとするほか、業務方法書、事業計画、予算等についても厚生大臣の認可または承認を受けることとあります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

二、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

○千葉千代世君 製菓衛生師法案は、菓子製造の業務に携わる者に「製菓衛生師」の免許を与えて、衛生知識の涵養と資質向上をはかり、ろうとするものであります。

中学卒業後一年の養成課程を経た者に試験を課し、合格者を「製菓衛生師」とすることになっております。免許は、業務に従事するための資格要件ではなく、名称を独占させるだけのものとされております。

す。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は、一昨年の日米共同声明により、米軍基地が縮小されるに伴って生ずる離職者について、その再就職を促進する特別措置を定めるものであります。

三十九年一月以降における離職者のうち、再就職の意思と能力を持つ者に対して、「就職促進手当」を支給しつつ、特別の「就職指導」を行ない、他方、これらの離職者を雇い入れる事業主に対して、「雇用奨励金」の支給を行なうことを内容としております。

以上の二法律案は、衆議院提出法案であります。委員会は、両法律案いずれについても、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、五つの関連した法律改正がまとめられている法案であります。

改正の対象となる五つの法律は、今次大戦の戦後処理としての援護について定めるものであります。戦傷病者に対しては、療養給付と障害給付を行ない、戦没者遺族に対しては、遺族給付と弔慰のための特給給付を支給し、また、未帰還者の留守家族に対しては、留守家族手当を支給すること等を、おもな内容とした法律であります。

改正法律案は、適用対象として、満州等における動員学徒を取り入れるほか、遺族給付、特別給付の受給者を広げる等、援護対象の範囲の拡大をはかること、障害給付について支給事由の緩和をはかること、準軍属と軍人との間に存する差を障害給付と遺族給付に関

して縮小すること、葬祭費用額の引き上げをはかることなどを、おもな内容としております。

委員会においては、国民が払った犠牲に対して、援護が公平にあまねく行なわれるべきであることを中心として、質疑が行なわれました。

採決の結果、全会一致で衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

採決後、藤田藤太郎君から、各派を代表して、委員会における論議の趣旨に徴し、原爆被爆地で防空業務に従事中死亡し、または傷害をこうむった者には、特に援護を急ぐべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた、全会一致で委員会の決議とすることに決しました。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案は、下半身の労働能力を失った状態以上の不具廢疾状況にある戦傷病者等の世話をしている妻に対して、特別給付金を支給することを定めるものであります。

特別給付金は、十年償還の、無利子、十萬円の記名国債をもって交付することとされております。受給者は約三萬三千人と見込まれております。すでに三十八年に、戦没者の妻に対しては二十萬円の特別給付金が支給されていることにかんがみ、委員会は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
(注) 衆議院においては委員会の審議は省略された。

◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭四一・七・四法一一六)(衆)

一、提案理由(六月二十四日)

○大出議員 たいだいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につき、提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、駐留軍関係労働者は、きわめて雇用の不安定な立場に置かれておるのであります。一昨年におきましては、日米共同声明による米軍基地の縮小に伴って約六千人の労働者が解雇されました。また、昨年におきましても、約二千人に近い労働者が離職せざるを得なくなつたのであります。

この間、政府は、これらの離職者について積極的に再雇用に つとめると言明を行なつてきたのでありますが、これらの離職者のうち、再就職した者は、わずかにその三割程度にすぎず、その他の者は、なお安定した職場を得ていないというのがその実情であります。これらの例を別にいたしても、いままでの駐留軍離職者の再就職状況を見ますと、その不安定な立場にもかかわらず、離職後の措置に多分に不備な点が多いのであります。たとえば、炭鉱離職者、金属産業関係離職者にとられてきた離職対策と比較いたしますと、その対策はきわめて不十分であると言わざるを得ないのであります。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

ます。特に駐留軍離職者は、中高年齢層が多く、その再就職はなほだ困難な状況にあり、これらの見地に立ちますとき、駐留軍関係離職者につきましては、その就職対策をさらに積極的に進めなければならないと考え、本法案を提出した次第であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。
第一点といつては、すでに炭鉱離職者に対して行なわれております特別の就職指導と、その就職を受ける間に支給される就職促進手当の制度を、駐留軍関係離職者にも実施しようとするのであります。

第二点は、これもすでに炭鉱離職者や金属鉱業等離職者に対し実施されてまいりましたごとく、駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対しても、雇用奨励金の支給を行なうこととし、離職者の再就職促進をはかることとするわけでございます。

なお、これらの措置は、一昨年、日米共同声明による米軍基地の縮小に伴って大量の解雇が行なわれた事実に着目いたしまして、昭和三十九年一月一日以降の離職者を対象として行なうことといたしました。

以上、はなはだ簡単なながら、本法案の提案理由並びにその概要について御説明申し上げた次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(六月二十四日)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

○木村武雄君 たいま議題となりました法律案につきまして内閣委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案にかかるものでありまして、その要旨は、駐留軍関係離職者の再就職を円滑にするため、昭和三十九年一月一日以降の離職者に対し、特別の就職指導、就職促進手当並びに雇用奨励金の制度を実施しようとするものであります。

本法案は二十四日、本委員会に付託となり、提案理由の説明を聴取し、内閣の意見を聴取した後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(製菓衛生師法(昭四一―法一一五)の委員長報告と一括して掲載)

◎所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭四一・七・四法一一七)

一、提案理由(四月二十七日)

○政府委員(竹中恒夫君) たいま議題となりました所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、さきにドイツ連邦共和国との間の租税協定に署名いたしました。この協定の締結の承認については、別途国会において御審議を願っているのですが、この協定を国内において実施するためには、法律により特別の定めを必要とするものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉徴収所得税に関する事項であります。

わが国の所得税法によりますと、非居住者または外国人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得税を徴収することになっております。しかるに、このたびの租税協定によりますと、配当につきましては親子会社間のものを除き、一五%、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては一〇%、それぞれこえてはならないとされております。そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率を、それぞれその協定上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることとします。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料にかかる所得と、これら以外の他の所得とを合算して課税するたてまえになっております関係上、配当等につきましては租税協定で定める制限税率をこえて課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、租税協定の規定に適合するよう、所要の軽減措置をとることといたしております。

なお、この場合、このたびの租税協定におきましては、住民税及び事業税をも協定の対象とすることとなっておりますので、総合課

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

三四〇

税の場合の軽減措置を講ずるにあたっては、法人税割りの住民税及び事業税をも含めて制限税率をこえることのないよう、所要の措置を講じております。

その他、このたびの租税協定を実施するにつきまして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を設けております。

以上この法律案の提案の理由及びその内容を御説明いたしました。が、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

二、参議院大蔵委員長報告(六月八日)

○青柳秀夫君 たいだいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

わが国とドイツ連邦共和国との間の租税協定は、すでに承認せられました。が、本法律案は、この協定に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

すなわち、非居住者または外国の法人が取得する配当、利子、使用料等の所得に対しては、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課せられておりますが、今回の協定の締結に伴い、ドイツ人、ドイツ法人に対する配当については一五%とし、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の使用料については一〇%に、それぞれ軽減しようとするものであります。

その他、これら所得の申告納税の場合の所得税、法人税の特例、

委員会の審議におきましては、この特例法によって経済交流にどう

う促進されるか、共産圏諸国を含む未締結国での課税の実態はどうか、外国への多額なロイヤリティ支払いをどう考えるか等の質疑がありました。が、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院大蔵委員長報告(六月二十五日)

○吉田重延君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、別途国会において承認されましたドイツ連邦共和国との間の租税協定を実施するため、同協定に規定されております事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の措置を講じようとするものであります。

まず第一に、わが国の税法によりますと、外国人または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課されることになっておりますが、この税率を協定上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることといたしております。

第二に、外国人または外国法人がわが国に支店等を有して一定の事業を行なっている場合には、たいだいま申し上げました配当等の所

得とその他の所得とを合算して申告納税を行なわなければなりません。が、合算の結果、これらの配当等に見合う所得税または法人税の税率がさきの軽減税率をこえないよう所要の措置を講ずることになりました。なお、この場合、法人税につきましては、地方税をも含めて軽減税率をこえないよう、特別の調整税率を適用することといたしております。

本案は、さきに参議院を通過して本院に送付されたものであります。が、審査の結果、昨二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎道路交通事業抵当法の一部を改正する

法律 (昭四一・七・四法一一八)

一、提案理由(四月十二日)

○国務大臣(中村寅太郎) ただいま議題となりました道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

道路交通事業抵当法は、昭和二十七年に制定され、道路運送事業及び通運事業について事業を一体として担保に供する財団抵当制度を確立したものでありまして、同法は道路運送事業及び通運事業に関する信用の増進により、これらの事業の健全な発達をはかるために大きな役割を果たしてきたのであります。

一方、昭和三十四年に制定されました自動車ターミナル法に基づく自動車ターミナル事業は、次第に発展してきておりまして、昨年は特殊法人日本自動車ターミナル株式会社の発足を見たのであります。今後、高速自動車道の整備に伴う自動車輸送の合理化、都市交通の混雑緩和、都市再開発等の観点から、ますます自動車ターミナルの整備の必要性が高まるものと思われれます。したがって、自動車ターミナル事業につきましても、道路運送事業及び通運事業と同様、事業を一体として担保に供する道を開くことにより、長期資金の調達を容易にし、この事業の一そりの発展をはかることが必

要であります。

このような理由から、この法律案におきまして自動車ターミナル事業を道路交通事業財団抵当制度の対象事業に加えることとし、これに伴い財団設定の制限、登記の申請等に関する規定を整備することとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院運輸委員長報告(四月二十八日)

○江藤智君 ただいま議題となりました道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

道路交通事業抵当法、道路運送事業及び通運事業につき、財団抵当制度を確立し、これらの事業に関する信用の増進と事業の健全な発達に大きな貢献をいたしております。一方、最近における自動車交通の著しい伸張に伴い、自動車ターミナル事業も逐年発展し、昨年は、特殊法人日本自動車ターミナル株式会社の発足を見たのであります。今後、高速自動車道の整備に伴う自動車輸送の合理化、都市交通の混雑緩和並びに都市開発等の観点から、ますます自動車ターミナルの整備の必要性が高まりつつあります。かかる現状にかんがみ、今回の改正案は、道路運送事業及び通運事業と同様に、自動車ターミナル事業を道路交通事業財団抵当制度の対象事業に加えることと

し、これに伴う所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、自動車ターミナル事業の現状及び将来の計画並びに本法律案実施の効果等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院運輸委員長報告(六月二十五日)

○古川丈吉君 ただいま議題となりました法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における自動車交通の著しい伸張に伴い、自動車ターミナル事業は逐年発展し、今後高速自動車道の整備に伴う自動車輸送の合理化、都市交通の混雑緩和並びに都市開発等の観点から、ますます自動車ターミナルの整備の必要性が高まりつつありますので、道路運送事業及び通運事業と同様に、道路交通事業財団抵当制度の対象に加えるものであります。

四月二十八日日本付託となり、五月十一日政府より提案理由の説明を聴取し、その後審議の後、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎小型船造船業法 (昭四一・七・四法一一九)

一、提案理由(三月二十五日)

○中村(寅)国務大臣 たいま議題となりました小型船造船業法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、総トン数五百トン以上の船舶の製造または修繕を行なう事業につきましては、造船法によりその施設の新設等について運輸大臣の許可を要するものとされておりますが、総トン数二十トン以上五百トン未満の小型船の製造または修繕を行なう小型船造船業につきましては、運輸大臣に対する届け出のみで事業を営むことができることとなっております。しかも、小型船造船業者は、そのほとんどが中小企業者であり、設備の著しく不備なものや適格な技術者を欠くものが少なくなく、ことに、近年において木船部門から鋼船部門へ進出した小型船造船業者につきましては、特に設備の不備と技術能力の不足が目立っております。このような事情から、かねてより、小型船造船業の健全な発達をはかるため、設備の近代化と技術能力の向上が要請されているところであります。

一方、小型船につきましては、その大部分が内航船及び漁船であります。一方、内航輸送形態の変化、漁業における遠洋漁業の比重の増加を反映して、その運航形態に大きな変化を生じてまいりましたが、それにもかかわらず、その船質の改善がこれに伴わず、小型船の安全性に問題を生じている現況であります。これは、小型船の海

難により毎年おびただしい人命及び財産の損害が発生していることから明らかであります。小型船の隻数は全体の一一パーセントに過ぎませんが、その海難件数は全体の五六パーセントを占めており、このうち、小型船の構造の不備、船質の劣弱等の理由に基づくものが少なくありません。したがって、内航船、漁船等の船主の船舶に関する知識が十分でない事情を考慮せますと、直接小型船の製造または修繕を行なう小型船造船業者が積極的に船質の向上をはかる必要があるわけであり、

以上のような現状にかんがみまして、小型船造船業の健全な発達をはかるとともに、小型船の船質の向上に資するため、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保する必要があるものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、小型船造船業を登録制とし、船台、ドック、クレーン等の設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していない場合は登録を拒否しようとするものであります。なお、この設備が技術上の基準に適合しなくなった場合におきましては、運輸大臣が、小型船造船業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

第二に、小型船の製造または修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに、一定の学歴または実務の経験を有する主任技術者を配置せよとするものであります。

その他、登録の取り消しに関する規定等必要な規定を設けております。

ます。

なお、この法律の施行の際造船法による届け出をして小型船造船業を営んでいる者につきましては、この法律の適用を二年間猶予することとし、その間に十分な指導または助成措置を講ずる所存であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(六月九日)

○古川大吉君 たいま議題となりました小型船造船業法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、小型船造船業につきましては、造船法により運輸大臣に対する届け出のみで事業を営むことができることとなっておりますが、その大部分は中小企業者であるため、設備の不備と技術能力の不足が目立っており、かねてより設備の近代化並びに技術能力の向上が強く要請されているのであります。

本案は、このような実情にかんがみまして、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保し、もって小型船造船業の健全な発達をはかることとしてあります。

本案の要点の第一点は、小型船造船業を登録制とし、船台、ドック等の設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していない場合

は、登録を拒否すること。なお、これらの設備が技術上の基準に適合しなくなった場合は、運輸大臣が是正を命ずることができること。

第二点は、小型船の製造または修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに一定の学歴または実務の経験を有する主任技術者を配置させること。

第三点は、登録の取り消しに関する規定等必要な規定を設けること。であります。

なお、本法施行の際、造船法による届け出をして小型船造船業を営んでいる者につきましては、本法の適用を二年間猶予することとしております。

本案は、三月二十二日本委員会に付託され、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取し、三回にわたり質疑を行ない、六月三日参考人を招致して意見を徴しました。

かくて、同月八日、質疑を終了し、討論を省略、採決の結果、本案は起立総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(六月二十七日)

(自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(昭四一・法九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

(昭四一・七・五法二二〇)

一、提案理由(四月二十七日)

○永山国務大臣 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の要旨を御説明申し上げます。

近年、地方公営企業は、国民生活水準の向上、地域開発の進展に伴い、事業量、事業数ともに急速な拡大発展を続けておりますが、一方その経営状況は悪化の一途をたどり、昭和三十九年度における累積赤字は、年間料金収入の二三%にあたる六百六十億円の巨額に達するに至っております。

地方公営企業の経営がこのように悪化した原因としては、人件費、資本費等のコストの増加、料金改定の遅延、経営合理化の不徹底等があげられますが、基本的には、企業の実行体制、給与制度、料金の決定方法等現行の地方公営企業制度にも問題があると考えられるのであります。したがって、今後地方公営企業が健全な発展を続けていくためには、その合理的、能率的運営が可能となるよう地方公営企業制度に所要の改正を加えるとともに、過去に生じた赤字を計画的に解消するための措置を講ずることが必要となつた次第であります。

このため、地方公営企業制度調査会の答申の趣旨に基づいて、地方公営企業法に所要の改正を加えることとしたのであります。次に、順を追って、この法律案の改正の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方公営企業制度の改正についてであります。これは、地方公営企業の合理的、能率的な運営を確保し、その健全なる発展をはかる見地から規定の改正を行なうものであります。

その一は、この法律の適用範囲の拡大であります。地方公共団体の経営する水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業には、すべてこの法律を適用することとし、これらの事業とは性格を異にする病院事業につきましては、この法律の財務に関する規定のみを適用することといたしました。なお、簡易水道事業はこの場合の水道事業には含まれないことを明確にいたしております。

その二は、管理者の地位の強化であります。地方公営企業には、管理者を置くことといたしますが、大規模なもの以外はあえて専任の管理者を置く必要がない場合もありますので、政令で定める基準以下の企業には管理者を置かないことができるといたしました。

管理者の権限につきましては、予算の原案を作成すること、管理者限りで契約を結ぶことができること、その権限に属する事務の一部を他の管理者に委任する場合に地方公共団体の長の同意を要しないこととすること等その権限を強化し、管理者が自主的に企業の運営を導くことといたしました。

なお、地方公営企業の用に供する資産のうち、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定めるものの取得及び処分につきましては、従来、個別に議会の議決を得ることとされておりましたが、これも毎事業年度の予算に含めて一括して議会の承認を得ることといたしました。

その五は、職員の給与制度の合理化であります。

地方公営企業の職員の給与につきましては、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に反映されるものでなければならぬものとするともに、その決定にあたっては、同種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮し、かつ、その地方公営企業の経営成績を考慮しなければならないものとしたりました。

その六は、企業団制度の確立であります。

地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合につきましては、企業の経営を能率的かつ機動的に行なうことができようにするため、次の改正を行なうことといたしました。

まず、地方公営企業を経営するための一部事務組合の名称を企業団とするとともに、企業団の管理者として企業長を置き、企業の管理者の権限は企業長が行なうことといたしました。

企業長は、規約で別段の定めをしない限り、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとし、企業長の任期、資格要件等その身分取り扱いにつきましては、企業の管理者とはほぼ同様

管を行なうことができるようにいたしました。なお、管理者の権限を強化することに伴い、かつ、広く人材を求め得るよう、その身分は特別職とし、任期は四年といたしました。

その三は、企業会計と一般会計等との経費の負担区分の明確化であります。

地方公営企業の経費の負担の原則を確立するため、地方公営企業に要する経費のうち、その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び企業の性質上経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費は、地方公共団体の一般会計等において負担するものとし、これらの経費以外の経費につきましては、企業自体においてまかなうことといたしました。

その四は、財務制度の改善であります。地方公営企業の料金につきましては、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができると認めなければならないことといたしました。

次に、地方公営企業の予算につきましては、地方公共団体の一般会計の予算と異なり、毎事業年度の業務の予定量及びこれに関する収入、支出の大綱を定めるものであることを明らかにいたしました。

また、地方公営企業の出納を取り扱う金融機関につきましては、管理者が地方公共団体の長の同意を得て指定するものとし、監査委員は、地方公営企業の公金の収納または支払いの事務について金融機関を監査することができることといたしました。

の取り扱いとするものとした。

企業団の監査委員につきましては、その定数は二人または一人とし、企業長が企業団の議会の同意を得て事業の経営管理について専門の知識経験を有する者の中から任命することとした。

企業団の議会の議員の定数につきましては、十五人をこえることができないものとし、経過措置として、法律施行後四年間は、従前の定数によることができるものとした。

以上のほか、地方公営企業制度につきまして所要の改正を行なうこととしたしております。

第二は、地方公営企業の財政再建についてであります。

まず、再建対象事業は、昭和三十九年度において赤字を有する水道事業、建設にあたって国庫補助を受けていない工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業及び病院事業の八事業といたしました。これらの企業を経営する地方公共団体は、議会の議決を経たおむね五年度以内に赤字を解消することを内容とする財政再建計画を定め、自治大臣の承認を受けて財政再建を行なうことができることとしたしております。

次に、再建企業に対する国の財政援助措置としては、財政再建債の発行を認めるとともに、その利子に対し年六分五厘をこえる部分について利子補給を行なうこととするほか、企業債の償還の繰り延べ等の措置について配慮することとしたしております。

なお、企業の健全な経営を担保するため、政令で定める年度以降の年度においては、赤字の企業は財政再建を行なう場合でなければ

企業債を起こすことができないこととしたしております。

また、昭和四十年以降の年度において赤字を有する企業につきましても、財政再建を促進する必要があるため、これらの企業が財政の再建を行なう場合には、財政再建債及びこれに対する利子補給に関する規定等を除き、財政再建に関する諸規定を準用することとしたしております。

以上のほか、企業の財政再建につきましては、地方財政再建促進特別措置法の相当規定を準用することとしたしております。

以上が地方公営企業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(六月二十一日)

岡崎英城君 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公営企業の能率的かつ合理的な経営を促進するため、管理者の自主性を強化するほか、地方公営企業の特別会計と一般会計との間の負担区分を明らかにする等、地方公営企業制度について所要の改正を行なうとともに、地方公営企業の財政の再建に関する措置を定めようとするものであります。

本案は、四月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日永山自治

大臣から提案理由の説明を聴取し、以後本案及び別途日本社会党より提案されておりました地方公営企業法の一部を改正する法律案外二法案について審査を重ねてまいりましたが、五月十二日及び十三日には本委員会に参考人を招致して意見を聞くとともに、六月六日には札幌市に、八日には横浜市に、それぞれ委員を派遣して各界の意見を聴取し、さらに、十日には運輸委員会との連合審査会を開くなどして慎重に審査を行なったのであります。

本二十一日、質疑を終了したところ、本案に対して渡海元三郎君外二名より、三党共同提案にかかる修正案が提出され、渡海委員の趣旨説明の後、本案及び修正案を一括して議題に供し、討論に付しましたところ、自由民主党を代表して大石委員は修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成、日本社会党を代表して島上委員及び民主社会党を代表して門司委員は、修正案に賛成、修正部分を除く政府原案に反対の意見を、それぞれ述べられました。(発言する者あり)

採決の結果、修正案は全会一致をもって可決、修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

修正点は、財政再建債に対する国の利子補給の拡大、償還年限の延長等地方公営企業に対する財政措置の強化、並びに職員給与、赤字企業に対する自治大臣の財政再建勧告権及び企業債の制限等の規定に関するものであります。

なお、本案に対し、三党共同提案により、水道事業及び地下鉄事

業に対する国の財政援助措置の強化、公営企業金庫への政府出資増額等による企業債貸し付け条件の改善、並びに国の公共料金抑制措置に伴う財源補てん措置を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月二十七日)

岸田幸雄君 ただいま議題となりました法律案は、地方公営企業の能率的かつ合理的な経営の促進をはかり、あわせて財政再建に関する措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党及び公明党から反対の意見を述べられ、採決の結果、賛成多数をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対する各派共同の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎恩給法等の一部を改正する法律

(昭四一・七・八法二二一)

一、提案理由(二月二十二日)

○安井国務大臣 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点に、恩給扶助料の年額を増額した際における増額分についての年齢による制限の解除であります。

昭和四十年における恩給扶助料の増額に際しては、高齢者を優先させる精神に基づきまして、恩給扶助料を受ける者の年齢により、その増額分を一定期間停止する措置をいたしました。この措置を六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降解除しようとするものであります。

その第二点は、妻または子を受ける扶助料を改善しようとするものであります。

加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する恩給扶助料の年額は、实在職年だけで普通恩給最短期限に達しているものの算出率百五十分の五十から、普通恩給最短期限と实在職年との差の一年につき一定の率を減じたもので計算して得た年額とすることとしております。妻及び子に給するこの種の普通恩給扶助料の年額につ

きましては、普通恩給の所要最短期限の扶助料の年額に相当するものを支給しようとするものであります。

第三点は、長期在職者の低額の恩給扶助料を改善しようとするものであります。

恩給扶助料の基礎となっている实在職年の年数が普通恩給についての最短期限以上のもので、普通恩給の年額が六万円未満のものについては、その年額を六万円に、扶助料の年額が三万円未満のものについては、その年額を三万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

その第四点は、恩給扶助料の年額について調整規定を設けようとするものであります。

恩給扶助料の年額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けようとするものであります。

その第五点は、長期在職の旧文官等の恩給扶助料を改善しようとするものであります。

昭和二十三年六月三十日以前に退職し、または死亡した旧文官等の恩給扶助料につきましては、過去数回にわたり手直しをしてまいったのでありますが、なお、一部のものにつきましては、若干の是正をすることが適当と認められますので、今回は警察・教育職員の恩給扶助料を軸といたしまして所要の調整をいたそうとするものであります。

その第六点は、不具廃疾の成年の子を加給の対象にしようとするものであります。

公務扶助料または増加恩給を受ける者に不具廃疾で生活資料を得る道のない成年の子があるときは、その者について扶養加給を認めようとするものであります。

その第七点は、特例扶助料の支給条件を緩和しようとするものであります。

いわゆる特例扶助料の支給条件といたしまして、管内に居住すべき者という制限及び昭和十九年前の負傷または罹病については、職務に関連することが顕著であるという制限がありますが、この制限を撤廃して、この特例扶助料を支持しようとするものであります。

その第八点は、日本赤十字社救護員の在職期間を恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

日本赤十字社の救護員で恩給公務員に相当する者が、旧陸海軍の病院等に派遣され、戦時衛生勤務に服していた期間を恩給公務員期間に通算する道を開こうとするものであります。

その第九点は、文官等の在職年に旧軍人等の加算年を通算しようとするものであります。

文官等の恩給の基礎となる在職年を計算する場合には旧軍人の恩給の基礎となる在職年に算入されることとされておる加算年は、昭和四十二年一月以後、文官の在職年にも通算しようとするものであります。

以上述べました措置は、第一から第八までの事項は昭和四十一年恩給法等の一部を改正する法律

十月から、第九の事項は昭和四十二年一月から実施することとしております。

これが、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十八日)

(労働省設置法の一部を改正する法律(昭四一―法八七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

○熊谷太三郎君 たいだいま議題となりました四法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、恩給関係の法律案の改正点は、第一に、昨年恩給扶助料の年額を増額した際における増額分についての年齢による制限を緩和すること。第二に、恩給扶助料の年額の改定に関する調整規定を設けること。第三に、加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する扶助料の年額、長期在職者の低額恩給及び長期在職者の旧文官の恩給扶助料について改善措置を講ずること。第四に、不具廃疾の成年の子についての加給、特例扶助料の支給条件の緩和、日本赤十字社救護員の在職期間の通算及び文官の在職年と加算年との通算の措置を講ずることあります。

次に、共済関係の二法律案は、共済組合関係の諸法律について、

今般の恩給の改正に準じ、所要の改善措置を講じようとするものであります。

当委員会におきましては、恩給、共済関係の三法律案を一括して審査し、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

恩給関係の法律案については、一昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して伊藤委員より、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかる附帯決議を付して、本法律案に賛成する旨の発言がありました。

この附帯決議案の内容は、今回設けられた調整規定の運用、現行恩給ベースの是正、外国政府職員等の在職年及び抑留・留用期間の通算、その他の不均衡是正等について、政府の善処方を要望するものであります。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、附帯決議案も全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。この附帯決議に対し、安井総理府総務長官により、その趣旨を検討の上善処する旨の発言がありました。

次いで、共済関係の二法律案について質疑を終わり、討論に入り、またところ、日本社会党を代表して北村委員より、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかる附帯決議を付して、二法律案に賛成する旨の発言がありました。

この附帯決議案の内容は、今回設けられた調整規定の運用、通算及び加算についての恩給制度との不均衡是正、短期給付についての国庫負担の制度、国家公務員共済組合連合会の民主的運営、男子の退職一時金と通算年金との選択期限等について、政府の善処方を要望するものであります。

討論を終わり、二法律案について一括して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、二法律案に対する附帯決議案も全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。これに対し、福田大蔵大臣及び郡郵政大臣より、それぞれその趣旨を勘案して検討する旨の発言がありました。

最後に、防衛施設周辺の整備等に関する法律案は、従来、予算措置により実施されてきた防衛施設周辺対策について、その基本を法律に定め、防衛施設周辺の整備等を積極的に実施しようとするものであります。障害防止工事の助成、民生安定施設の助成、飛行場周辺の整備、並びに自衛隊の特定の行為により生ずる損失の補償等について、所要の規定を設けることを、そのおもな内容としております。

委員会においては熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、八田委員より、本法律案に対し、防衛施設周辺整備に関する基本法として、本法の実効ある運用を期するため、防音工事及び民生安定施設の助成について、その対象範囲及び補助率等につき特に配慮すること等を趣旨とする、自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。これに対し、松野防衛庁長官より、その趣旨を十分尊重するよう努力する旨の発言がありました。

以上報告申し上げます。(拍手)

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

三五四

◎昭和四十年年度における旧令による共済

組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭四一・七・八法二二三)

一、提案理由(二月二十二日)

○藤井(勝)政府委員 ただいま議題となりました昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正し、別途、本国会に提案御審議を願っております。恩給法等の一部を改正する法律案により行なおうとしている給付の改善と同様の措置を、これらの法律の適用者に対して行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正につきましては、第一に、昭和四十年の改正で共済組合の組合員等の年金額を、恩給の年額の改定に準じて増額した際、年金受給者の年齢により、その増加分の全部または一部の支給を停止する措置を講じたところでありましたが、今回、六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降、この制限を撤廃することといたしております。

第二に、共済年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは廃疾年金の額が六万円に満たない者または遺族年金の額が三万円に満たない者に対しましては、それぞれ六万円または三万円を支給することといたしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正におきましては、第一に、日本赤十字社の救護員としての期間を、共済組合の組合員期間に算入するよう所要の改正を行なうことといたしております。

第二に、現行国家公務員共済組合法施行前の年金受給者の年金額につきましては、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けることといたしております。

けております。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正におきましても、国民の生活水準等に著しい変動が生じた場合における年金の額についての調整規定を設けております。

また、この法律案におきましては、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金受給者の年金額につきまして、同日後に給付事由の生じた年金受給者の年金額との調整を行なうこととするのと同時に、現行国家公務員共済組合法に基づく年金受給者等に対する年金の額についての調整規定を設けるほか、恩給法等の改正に伴う所要の措置を講ずることといたしております。

以上が提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(六月七日)

○三池信君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出されました恩給法等の一部を改正する法律案に準じまして、主として次のような改正を行なおうとするものであります。

まず、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

三五五

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

三五六

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正におきましても、年金の額についての調整規定を設けることといたしております。

最後に、附則におきまして、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額につきまして、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なうこととするほか、現行の国家公務員共済組合法等におきましても、年金の額についての調整規定を設けることといたしております。

続いて、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案も、恩給法等の改正内容に準じ、公共企業体の共済組合が支給する年金につきまして、さきに申し述べました法律案の場合とほぼ同様の措置を講じようとするものでありますので、その内容につきましては説明を省略することといたします。

以上が、両法律案の概要であります。両案に対しましては、木村竹千代君外三十名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる同一趣旨の修正案がそれぞれ提出されました。

修正案の内容は、原案において講ずることといたしております長期勤続者の低額年金是正措置のうち、廃疾年金につきましては、長期在職の要件を撤廃し、すべての廃疾年金受給者に六万円の支給を保障しようとするものであります。

次いで、両修正案のうち、明年度以降予算措置が必要となります

国家公務員共済年金関係につきまして、内閣の意見を聴取いたしましたところ、福田大蔵大臣より「本修正案は、やむを得ないものと考

える。」旨の意見が述べられました。

かくして、両原案並びに両修正案につきましては、慎重審議の結果、本七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両修正案並びに修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、両案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の要旨は、調整規定の運用について適切な配慮をすること、短期給付に対する国庫負担制度についても検討すること、共済組合連合会の評議員会に組合員の意向が十分反映できる方途につき検討すること、及び男子の退職一時金と通算年金の選択制については実情を考慮して検討すること、というものであります。これに対し、福田大蔵大臣並びに郡郵政大臣より、それぞれ趣旨を勘案して検討する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭四一・法二二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(昭四一・七・八法二二三)

一、提案理由(三月二十二日)

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給制度について、日本赤十字社の救護員の在職期間を恩給公務員期間に通算する等の措置を講ずるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずる必要があります。このほか、公庫公団職員期間の通算措置に準じて団体共済組合員期間を公務員共済組合員期間に通算する等の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、以下法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給制度の改正に伴い、日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を有する地方公務員について、その期間を組合員期間に通算するとともに、長期在職者の低額年金について、恩給制度の改正措置に準じ、改善する等の措置を講ずることとしております。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

第二は、地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定し得るよう調整規定を設けることとしております。

第三は、地方公務員共済組合の職員である組合員及び地方団体関係団体職員共済組合の組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の十五に相当する額については、国の職員にかかるものにあつては国が、それ以外のものにあつては地方公共団体が負担することに改めることとしております。

第四は、団体職員共済組合員期間について、公庫公団職員期間の地方公務員共済組合員期間への通算措置に準じ、地方公務員共済組合員期間に通算することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(六月一日)

○岸田幸雄君 ただいま議題となりました「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に、日本赤十字社救護員の戦地勤務期間の通算措置、長期在職者の低額年金の改善とともに、地方団体関係団体職員期間と地方公務員期間とを、公庫・公団方式に準じて、通算しようとするもの

三五七

であります。

委員会におきましては、熱心に質疑を重ねましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、沢田委員から自由民主党を代表し、原案に賛成し、なお、地方団体関係団体職員の年金制度に退職年金の特例を設け、並びに廃疾年金の最低保障額を六万円にする旨の修正案が提出されました。日本社会党及び公明党は、それぞれ修正案及び政府原案について賛成の意見を述べられました。

かくて、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同による附帯決議案が提出されましたが、そのおもな内容は、短期給付に要する費用の一部国庫負担の導入、市町村共済における調整資金制度の検討、年金のスライド制の実効ある措置等であります。

採決の結果、本附帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

三、衆議院地方行政委員長報告(六月二十四日)

○岡崎英城君 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済

組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算することにも、長期在職者の低額年金を改善することとし、第二に、地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定し得るよう調整規定を設け、第三に、公庫等の職員期間を通算措置に準じ、地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、六月一日本付託となり、六月二十三日大西自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、熱心に審査を行ないましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

六月二十四日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社の三党共同提案により、地方公務員共済組合の短期給付に対する国庫負担の導入、組合員の負担の緩和並びに各地方議会相互の議員在職期間の通算措置の検討等を内容とする附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和四十年年度における公共企業体職員

等共済組合法に規定する共済組合が支

給する年金の額の改定に関する法律の

一部を改正する法律

(昭四一・七・八法二二四)

一、提案理由(三月二十九日)

○亀岡政府委員 ただいま議題となりました昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、別途、本国会に提案御審議を願っております恩給法等の一部を改正する法律案により行なおうとしている給付の改善と同様の措置をこれらの法律の適用者に対して行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正に

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

おきましては、第一に、昭和四十年の改正により公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額につきましては、恩給の年額の改定に準じて増額されました際、年金受給者の年齢により、その増加分の全部または一部の支給を停止する措置が講ぜられたのであります。今回、六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降、この制限を撤廃しようとするものであります。

第二に、公共企業体職員等共済組合法の施行以前に退職した者の年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは廃疾年金の額が六万円に満たない者または遺族年金の額が三万円に満たない者に対しては、それぞれ六万円または三万円を支給しようとするものであります。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部改正におきましては、第一に、日本赤十字社の救護員として戦時衛生勤務に服した期間及び旧軍人の戦地勤務等に服した際に加算される期間を年金を支給するための期間として計算しようとするものであります。第二に、年金受給者の年金額の実質的価値を保全するため、国民の生活水準、公共企業体職員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに年金額改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けようとするものであります。

また、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

につきまして、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行な
おうとするほか、恩給法等の改正に伴う所要の措置を講じようとし
るものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い
申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(六月七日)

(昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等
の一部を改正する法律(昭四一―法一二二)の委員長報告と一括して
掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭四一―法一二二)の委員長報
告と一括して掲載)

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

(昭四一・七・九法一二五)

一、提案理由(四月二十六日)

(野菜生産出荷安定法(昭四一―法一〇三)の提案理由と一括して
掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月二十三日)

○中川俊思君 たいま議題となりました内閣提出、農業災害補償
法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査
の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行家畜共済制度は、昭和三十年死産病傷共済一元化の制度改正
が行なわれて以来、基本的な改正が行なわれないうまま今日に至つて
いるのであります。しかしながら、最近におきましては、酪農を中
心に多頭飼養化の進行等畜産経営について地域的にも内容的にも変
化が生じてまいりましたため、本案は、かかる畜産事情の変化に即
応して、引き受け方式の改善、共済事故の選択制の新設、国庫負担
の方式の改善、異常事故についての政府の再保険責任の強化、その
他所要の改善措置を講じようとするものであります。

本案は、四月二十日提出され、同日付託されたものであります。
本委員会におきましては、四月二十六日政府から提案理由の説明を
聴取し、六月十七日以降数次にわたり質疑を行ない、六月二十一日

農業災害補償法の一部を改正する法律

採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと議決
した次第であります。

なお、本案に対しては、自民、社会、民社三党共同提案によつ
て、共済掛け金の国庫負担の対象となる共済金額の最高限度につい
ては、最近における家畜価格の上昇傾向に即応するよう引き上げる
こと等六項目の附帯決議が全会一致をもって付されましたことを申
し添えます。

以上、報告を終わります。(拍手)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十七日)

(果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭四一―法一〇
四)の委員長報告と一括して掲載)

◎入会林野等に係る権利関係の近代化の

助長に関する法律 (昭四一・七・九法一二六)

一、提案理由(四月六日)

○仮谷政府委員 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。

わが国の農山村におきましては、古くから入り会い林野等の利用が行なわれてきたのでありますが、今日なおその面積は二百万ヘクタールをこえ、全国の民有林野面積の一三％に及んでいるのであります。

これらの林野の利用状況は、一般に粗放であり、農林業経営の発展及び農山村民の所得の向上に十分寄与しているとは言いがたい現状でありまして、これによる国民経済上の損失も少なくないと思われるのであります。

入り会い林野等の利用が低位にとどまり、その開発がおくれている原因は、いろいろあると思われるのでありますが、その最も基本的なものは、これらの林野に入り会い権等の権利が存在していることとであります。

これらの権利に基づく利用は、今日に至りましても依然として旧来の慣習に制約されておりますため、時代の新たな要請に応じて利

用の高度化をはかろうといたしましたが、容易にその転換ができないのであります。

したがって、入り会い林野等についてその利用を増進し、農林業経営の健全な発展に役立たせるため、このような権利関係を近代化すること、すなわち、入り会い権等の旧慣による権利を消滅させ、これらを所有権、地上権等の近代的な権利に切りかえることが強く要請されるに至っております。

しかしながら、現状におきましては、このような権利関係の近代化をはかりました場合には、かなり煩瑣な手続や、多額の経費負担を必要とし、農山村民が独力でこれを実行することはきわめて困難であります。そのことが、これまで権利関係の近代化を進める上での大きな障害となっていたのであります。したがって、入り会い林野等の農林業上の利用の増進をはかってまいりましたためには、このような障害を排除いたしましたとして、農山村民が自主的かつ円満に近代化を実現し得るよう助長する措置を講ずることが緊急に必要であると考へるものであります。

以上のような理由からいたしまして、この法律案におきましては、入り会い林野等の権利関係の近代化を行なうに必要な手続を定め、また同時に、関連する登記手続の簡素化、租税の減免、経費の補助等各種の援助措置を定めたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、入り会い林野における権利関係の近代化、すなわち、入

り会い林野整備の実施手続等に関する規定であります。

入り会い林野整備を行なうにあたりましては、まず入り会い権者全員の合意によってその整備計画を定め、その計画について土地所有者その他の関係権利者の同意を得る等の手続を経た上で、都道府県知事の認可を受けることとしております。

次に、都道府県知事がこの計画について認可をした場合には、その旨を公告することとし、その公告があったときは、入り会い権及びその他の権利が消滅し、入り会い権者が所有権、地上権等の権利を取得することとしております。入り会い権者が取得した権利の登記につきましては、都道府県知事が一括して登記を嘱託することといたしております。またこの場合、入り会い権消滅後の土地の効率的利用をはかるため、協業化の方向を助長する趣旨から、入り会い権者が生産森林組合等に権利の出資を行なう場合の登記につきましても、都道府県知事がこれを嘱託することとしております。

第二は、市町村及び財産区の所有する林野で旧慣の存してありますもの、すなわち、旧慣使用林野の整備の実施手続に関する規定であります。この場合におきましては、農業または林業構造改善事業等の効率的な実施を促進するために必要な場合に行なうことができるといたしております。また、この整備計画の作成については、市町村長が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を聞き、市町村の議会等の議決を経ることとしております。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利変動、及びその後の登記等については入り会い林野整備の場合に準ずることと

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

いたしております。

第三は、入り会い林野整備等が円滑に行なわれるように援助措置についての規定を設けております。

まず、登記手続につきましては、政令で不動産登記法の特例を定めることができることとしてその簡素化をはかるほか、税制上の特例といたしましては、入り会い林野整備等により権利を取得した者の経済的な利益については、課税しないものとするほか、不動産取得税及び登録税の減免措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年の果実の生産は、国民生活の高度化による需要の増大と農業者の生産意欲にささえられて、一応順調な伸びを示してまいっております。

しかしながら、最近のような果樹の植栽の動向が今後も続くならば、種類によっては、将来需給関係の問題を生ずるものも出てくること懸念されるに至っております。

しかも果樹は、永年性作物であり、短期間に果実の生産を調整することは困難であるという問題があり、長期的観点に立った適切な措置をとることが必要と考えられます。

また、近年農業労働力の流出等により果実の生産費は上昇傾向に

あり、他方わが国の果実及び果実製品は、国内のみならず海外においても外国の果実及び果実製品との競争に直面しており、果樹農業の近代化のための対策の強化が要請されるに至っております。

以上のような状況の中で、現行の果樹農業振興特別措置法による果樹園経営計画の認定請求期間が昭和四十一年三月三十一日に切れることになっておりますので、この際、この制度の延長のための措置のほか、新たに果実の需要の長期的動向に即応した果樹の植栽及び果実の生産の計画的かつ安定的な拡大と果実の生産、流通及び加工の合理化をはかるための措置を積極的に推進することとし、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、果樹農業振興基本方針に関する規定を設けたことであり、すなわち、農林大臣は、主要な種類の果樹につき、果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標、果樹園経営の近代化、果実の流通及び加工の合理化等に関する基本方針を定めることとしたしました。

第二は、都道府県の果樹農業振興計画に関する規定を設けたことであり、すなわち、都道府県知事は、国の基本方針に即して、果樹の植栽及びその果実の生産の目標、近代的な果樹園経営の指標、生産基盤の整備、果実の流通及び加工の合理化等に関する計画を定めることができるものとし、この計画においては必要な果樹についての広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするものとしております。

第三は、現行の果樹園経営計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長いたしますとともに、その計画に基づく未墾地等の取得資金についての農林漁業金融公庫の貸し付け金の据え置き期間について、現行の三年以内を十年以内に改めることとしております。

第四は、加工原料用果実の流通の合理化をはかるため、農協等と果実加工業者のそれぞれが共同して加工原料用果実の売買に関する取りきめを締結することができるものとし、その取りきめ及びこれに基づいてする行為には、独占禁止法の規定は適用しないものとしたことでもあります。

このほか、果樹農業振興のための施策について所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体の役員員の経済的保証を制度的に確立するため、昭和三十三年四月に制定されたものであります。

その後、昭和三十九年には、他の共済組合制度の給付内容の引き上げに見合う給付内容の改善を実現し、さらに昭和四十年には退職年金等の最低保障額を大幅に引き上げてまいりましたことは御承知のと

おりであります。

しかしながら、本制度による給付の内容を国家公務員共済、地方公務員共済等他の共済組合制度の給付内容と比較いたしますと、なお昭和三十九年における法改正前の組合員期間の取り扱い等において多少の格差が認められるのでありまして、これらの点につきましてはかねてから慎重に検討してまいりましたところであり、今般、これらにつき他の共済組合制度による給付内容に準じて改善いたしますとともに、本共済組合の給付に要する費用についての国の補助率を引き上げ、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるため所要の規定の整備を行なうことになり、本共済組合制度設立の目的の実現に遺憾なきを期せんとするものであります。

次に、この法律案による制度改正の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、昭和三十九年の本法改正前の組合員期間にかかるとる給付額算定の基礎となる平均標準給付につきまして、その算定の基礎期間が従来五年でありましたのを三年に改め、これにより平均標準給付の額を引き上げることとともに、旧法組合員期間の平均標準給付の月額についての五万二千円という最高限度額を廃止することとすることとあります。

改正の第二点は、すでに年金受給権者となっている者、いわゆる既裁定者に支給しております年金につきましても、昭和四十一年十月分以後、改正の第一点についてと同様な算定方法の改善を適用してその額を引き上げることとともに、厚生年金の被保険者

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

であった期間について年金額の減額を受けている者についてはその減額を行なわないこととするよう改めることとあります。

また、これらいわゆる既裁定者のうち組合員期間二十年以上の長期に職者の年金額であつて特に低額のものについては、一定額まで引き上げを行なうこととすることとしております。

改正の第三点は、退職年金の受給権を有する者であっても、五十五歳に達するまでは年金の支給を停止することとされており、希望する者には退職年金にかえて、新たに減額退職年金を支給できることとすることとあります。

改正の第四点は、標準給付の月額の改定であります。現行の標準給付の等級及び月額を定めた表は、昭和三十九年に改正したものであります。現在の農林漁業団体の役員員の給付の実態を勘案し、その最低額を六千円から八千円は引き上げ、標準給付と現実の給付との乖離の是正をはかったものであります。

改正の第五点は、農林漁業団体職員共済組合が年金及び一時金を支給するために要する費用に対する国庫補助の率を百分の十五から百分の十六に引き上げることとすることとあります。

以上の諸点のほか、業務の一部の委託に関する規定、監事の権限の拡大に関する規定等につきましても所要の整備をはかっております。

最後に、この法律の施行期日は、準備期間等を考慮して、昭和四十一年十月一日からとしております。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。何とぞ慎重

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

三六六

二、衆議院農林水産委員長報告(六月二十一日)

(野菜生産出荷安定法(昭四一―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十七日)

(果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭四一―法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

◎児童扶養手当法の一部を改正する法律

(昭四一・七・一五法一二七)

一、提案理由(四月二十八日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の委員長報告と一括して掲載)

児童扶養手当法の一部を改正する法律

三六七

◎重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律

正する法律 (昭四一・七・一五法二二八)

一、提案理由(四月二十八日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一―法九二)の委員長報告と一括して掲載)

◎工業標準化法の一部を改正する法律

(昭四一・七・一五法二二九)

一、提案理由(二月二十四日)

○政府委員(堀本宜実君) 工業標準化法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行工業標準化法は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鋳工業品の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用、消費の合理化等をはかる目的をもって、昭和二十四年に制定されたものでありますが、制定後十余年を経た今日、その後における技術革新を背景とする社会経済情勢の著しい変化に適合しない面があらわれてきております。このような新たな事態に対処いたしますとともに、工業標準化法制定以来の運用に当たって得られた経験に照らしまして、なお改善すべきであると認められる諸点につき、その不備を補うことによりまして工業標準化のより一そりの推進をはかるため、この法律の改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な改正点につきまして御説明申し上げます。

第一は、日本工業規格表示制度を加工技術に適用することいたしました。日本工業規格表示制度につきましては、現行法のもとでは鋳工業品の製造業者だけが、主務大臣の許可を受けてその製造す

工業標準化法の一部を改正する法律

る鋳工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することができるとされております。ところが、近時鋳工業において生産工程の分化及び専門化が著しく進みまして、立法当時と比較してメッキ、金属熱処理、金属表面処理等の加工業の重要性の増大は目ざましいものがあります。したがって、鋳工業品の製造業者のほか、加工業者につきましても、主務大臣の許可を受けて、鋳工業品に施した加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することができるようになることによりまして、鋳工業品の品質の改善、生産の合理化、品質保証の徹底、加工技術の向上等をはかることとした次第であります。

第二は、従来にも増して、日本工業規格の普及を助長し、工業標準化の推進をはかる見地から、国及び地方公共団体は率先して、鋳工業品に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鋳工業品に関する仕様を定めるとき等においては、日本工業規格を尊重しなければならないこととしたしました。

第三は、現行法に規定を欠いておりました事業の承継、事業廃止の届け出、報告の徴収等の諸点につきまして、類似の法令にならない、明確な規定を設けることによりまして、運用上の不便を取り除くこととしたしました。

以上がこの法律の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

本日、ここにご審議を願います土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案につきまして、その提案

理由をご説明申し上げます。

わが国の計量単位をメートル法に統一することにつきましては、つとに大正十年の旧度量衡法の改正によって方針として確定をみたのでありますが、その後実行上の困難もあって実施は延期され、ようやく昭和十四年の度量衡法施行令の改正に至って、国内における取引上または証明上の計量につき昭和三十四年一月一日以降原則としてメートル法によるべきものとし、尺貫法及びヤードポンド法の使用を禁止することとされたのであります。しかしながら昭和二十六年旧度量衡法にかわる計量法制定の際、経過措置として、土地または建物に関する計量につきましては、例外的に昭和四十一年三月三十一日まで尺貫法により得るものと明定され、今日に至っております。

このように本年四月一日以降は、土地または建物に関する計量につきましてもメートル法への統一が行なわれることとなりますので、これに伴い、登録税法、関税法等現在尺貫法による計量単位が条文中に使用されている諸法令につきましても、関係規定をメートル法による計量単位に基づき規定に改める等の必要があり、このためこの法律案を提出した次第であります。

政府といたしましては、法の趣意を体し、今後とも国民各層に対するメートル法の普及徹底につき一そりの努力を払い、法の運用に遺憾なきを期する所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、参議院商工委員長報告(三月三十日)

○村上春藏君 ただいま議題となりました工業標準化法の一部を改正する法律案につき、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の鋳工業における生産工程の進歩発展に伴い、加工業の重要性が増大してまいりましたことにかんがみ、従来、鋳工業品の製造業者だけに認められておりました日本工業規格表示制度を加工技術にも適用し、加工業者もその加工技術にJISマークを付することができるとし、あわせて、現行法に欠けている事業の承継、廃止の届け出等の諸点についても、明確な規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本改正案のねらい、JISの技術水準、技術向上のための助成措置、JISのPR対策等につき、熱心な質疑応答が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

三、衆議院商工委員長報告(六月二十四日)

○天野公義君 ただいま議題となりました工業標準化法の一部を改

正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、工業標準化法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、最近における工業技術の進歩と経済情勢の変化に対応して、JISマーク表示制度の拡充等、所要の整備を行なう趣旨で提案されたものでありまして、その内容は、

第一に、従来、鋳工業品に付するJISマークのほか、加工技術についても主務大臣の許可を受けてJISマークを付することができることとする。

第二に、国及び地方公共団体は、事務処理にあたって一定の基準を定めるときはJISを尊重しなければならない旨の規定を設けること。

第三に、手続的な諸規定を整備すること等であります。

本案は、三月三十日参議院より送付され、同日当委員会に付託となり、翌三十一日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、六月二十二日より質疑に入り、翌二十三日に質疑を終了して、引き続き採決を行ないましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、工業標準化制度の根本的検討、一般消費者に対する工業標準化制度の普及徹底、JISマーク表示の許可水準に達していない中小企業に対する指導援助及び団体規格の運

工業標準化法の一部を改正する法律

用に対する指導に関し、附帯決議を付しました。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行計量法は、昭和二十六年に制定されて以来、数次の小改正を経て今日に至っておりますが、その間、計量法制の一元化、計量器産業の進展等に伴う法体系の整備及び消費者保護のための商品量目規制の強化等の問題が生じてまいりましたので、政府は、昭和三十八年に計量行政審議会に諮問を行ない、昨四十年に答申を得たのであります。

この答申に基づいて提案されたのが本改正案でありまして、その内容は、

第一に、計量法制の一元化のため電気測定法を統合すること。

第二に、国際機関の決定に対応して計量単位に関する規定を整備すること。

第三に、法の規制対象となる計量器を必要最小限にとどめるよう計量器の定義を整理すること。

第四に、計量器の製造及び修理の事業については許可制から登録制に改め、販売事業は特定の機種についてのみ登録制をとること。

第五に、計量器の検定合格前の譲渡を禁止する現行規定を一般に廃止すること。

第六に、特定の計量器について型式承認制を採用して検定事務の合理化をはかること。

第七に、商品量目の正確な計量とその表示等について義務規定を整備し、一般消費者の利益保護を強化すること。

工業標準化法の一部を改正する法律

第八に、計量証明事業について登録制をとること。
等であります

本案は、四月二十八日参議院より送付され、同日当委員会に付託となり、五月十日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、六月二十二日より質疑に入り、翌二十三日、質疑を終了して、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、計量行政の拡充強化のための措置、一般消費者に対する計量思想の普及徹底、物品の計量方法等に対する指導及び計量器販売事業の規制に関し、附帯決議を付しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎畜産物の価格安定等に関する法律の一
部を改正する法律 (昭四一・七・一八法一三〇)

一、提案理由(四月十二日)

○国務大臣(坂田英一君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年、国民所得の向上、国民食生活の高度化に伴い、食肉の需給規模は著しく拡大し、牛肉につきましても、需要の着実な伸長が見られておりますが、肉用牛飼養頭数が、農業機械化の進展による役畜需要の減退、肉用牛の飼養基盤の脆弱性等の事情から急速に減少してきたため、牛肉の供給不足が漸次顕在化するに至り、最近牛肉価格の高騰をもたらしているのであります。

このような牛肉の需給の逼迫と価格の高騰は、国民の食生活に重要な影響を与えているところであります。国民所得の向上、食生活の高度化に伴い、今後とも、食肉の需要は、全体として増加の基調をたどることは確実であり、この中において、牛肉自体もわが国民の嗜好に適した食品として強い潜在需要を有することは見のがし得ないところであります。

以上のような事態に対処して牛肉の需給の安定をはかるためには、肉用牛資源の維持増大と肉用牛飼養経営の改善を通じて、国内畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

供給力の増強をはかることを基本とすべきことは言ひまでもないものであります。このことは、同時に、農山村における農業の振興にも寄与するゆえんでもあります。

また、牛肉の需給は、国際的にも逼迫基調で推移するものとみなされますので、恒久的に牛肉の供給源を安易に海外に求めることには問題があり、諸外国の例から見ても、可能な限り、国内自給の確保をはかることが必要であると考えられるのであります。

このため、政府におきましては、生産、流通等全般にわたる肉用牛対策を積極的に推進してまいることとし、昭和四十一年度におきましては、肉用牛繁殖育成センターの設置、肉用繁殖雌牛導入に対する助成等につきまして、別途所要の予算を計上してあります。

しかしながら、事の性質上これらの対策によって即効を期待することは困難がありますので、当面は、増大する需要をまかなうためには、輸入の増加に待たざるを得ないものと考えられるのであります。

以上のような事情を考慮いたしますと、国際市場の動向に即応した牛肉輸入の計画的実施をはかるとともに、牛肉輸入の増加が国内生産の維持拡大に悪影響を及ぼさないよう、国内需給の動向に十分配慮しつつ、輸入牛肉の国内放出を行なうことが必要となつてまいります。この一連の業務を畜産振興事業団に行なわせることが適当であると考え、ここに畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

三七四

その第一は、畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務を行なわせることである。

さきに申し上げましたとおり、牛肉の国際市場の動向にかんがみ、牛肉輸入の計画的実施をはかるとともに、牛肉輸入の増大が国内生産の維持拡大を阻害しないよう、国内需給の動向に即して、輸入牛肉の適時適量の国内放出を行ない、牛肉の需給調整をはかる必要がある。畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務を行なわせることとするものであります。

第二は、畜産振興事業団の輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務にかかる財務及び会計に関する規定の整備であります。

畜産振興事業団は、輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務に関する経理につきましては、特別の勘定を設けて他の業務に関する経理と区分して行なわなければならないものとし、あわせて、この特別の勘定において利益金を生じた場合には、その一部を肉用牛の生産の合理化のための事業その他畜産の振興に資するための事業に対する助成に要する経費の財源に充てるものとしております。

第三に、以上の措置に関連して必要な諸規定の整備を行なうこととあります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主たる内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(五月二十七日)

○山崎育君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における牛肉需給と国際市場の動向にかんがみ、国内における肉牛の生産対策等と相まって、輸入操作により牛肉需給の安定化をはかるため、畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務を行なわせ、この業務に関する経理は特別の勘定を設けて他の業務と区分して行ない、利益金が生じた場合、一部を積み立て金とするほか、肉用牛の生産振興等の事業に助成できることとし、また、事業団の監事の権限を強化する等、規定の整備を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、畜産の振興と事業団の業務、農山村における肉牛飼養の動向とその対策、及び、土地改良長期計画と草地造成、従来の牛肉の輸入と本法による輸入との関連、並びに食肉の流通等について、質疑が行なわれました。

質疑を終了し、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、矢山委員より、自民、社会、公明の三党共同提案として、肉用牛の改良増殖等、生産対策の推進、牛肉の輸入の適正化、輸入差益、並びに輸入方式の改善等、四項目にわたる附帯決議案が提案され、これまた、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

三、衆議院農林水産委員長報告(六月二十五日)

(農産物価格安定法の一部を改正する法律(昭四一―法二三六)の提案理由と一括して掲載)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

三七五

◎子どもの国協会法 (昭四一・七・二〇法一三一)

一、提案理由(四月十二日)

○国務大臣(鈴木善幸君) たいま議題となりました子どもの国協会法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における人口構造の少産少死型への転換と、科学の著しい進歩に伴う技術革新は、幼少人口の資質向上に対する社会的期待を大きくしております。しかしながら、経済の高度成長によってもたらされた人口の都市集中、農村における生活の都市化等の社会情勢の変化は、児童を取り巻く社会環境を悪化させて、児童非行の増加、不慮の事故死の増加など、児童を健全に育成する上に優慮すべき問題を種々惹起しておりますことは、あらためて申し上げるまでもありません。

本来、児童にとりまして、遊びは教育、栄養とともに、その心身の発達に欠くべからざるもので、このような事態に対処するため、政府といたしましては、児童館、児童遊園など、児童の健全な遊び場を全国に普及整備してまいりましたが、一方、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、昭和三十六年より、東京都と神奈川県にまたがる約九十二万平方メートルの国有地に、児童の健全な遊び場のモデルともいふべき、子どもの国の建設を進めてまいりましたことは、すでに御承知のとおりであります。この子どもの国は、昨年五

月一部施設が完成した機会に仮開園をいたしましたましたが、その設置運営の基盤を確立するため、特殊法人子どもの国協会を設立し、これに国有財産を出資して、その適切な運営に当たらせたいと思っております。

この法律案は、特殊法人として子どもの国協会を設立してその目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、

第一に、子どもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もって心身ともにすこやかな児童の育成に寄与することを目的とするものであります。

なお、子どもの国協会は法人とし、その設立の際の資本金は、政府が全額出資することといたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一に掲げました目的を達成するため、児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設等の諸施設が総合的に整備された集団施設を設置運営することとし、この集団施設を子どもの国と称することといたしております。なお、このほか、この法人は、目的達成に支障のない限り、その設置する施設を一般の利用に供することができることといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置き、理事長、監事は厚生大臣が、理事は理事長がそれぞれ任命することとし、その任期は、理事長及び理事は四年、監事

は二年といたしております。

最後に、この法人は厚生大臣の監督を受けますのでありますが、その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算財務諸表等については、厚生大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告(四月十三日)

○佐野芳雄君 たいま議題となりました「子どもの国協会法案」につきまして、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、児童が自然環境の中で遊びを創造していくことを助成する総合施設の設置計画が取り上げられました。昭和三十六年より、東京都と神奈川県にまたがる旧陸軍弾薬庫あとに、厚生省が中心となって建設が進められてまいりましたが、昨年五月、施設がほぼ完成した機会に、「子どもの国」として仮開園をいたしました。

本法律案は、この「子どもの国」の施設の運営に当たるべきものとして、特殊法人たる「子どもの国協会」を設立することを内容とするものであります。

第一に、「子どもの国協会」の資本金は、政府が全額を出資するこ

子どもの国協会法

とし、昭和三十六年以降に建設してきた現存の「子どもの国」施設及び四十一年度の工事に充当される五千万円のほか、約九十二万平方メートルの国有地をこれに充てることといたしております。

第二に、役員として、任期四年の理事長一人及び理事三人以内、並びに任期二年の監事一人を置くことといたします。

第三に、この法人の行なう業務の公共性にかんがみ、理事長及び監事については厚生大臣の任命にかからしめるほか、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、厚生大臣の認可または承認を受けることを要するものとしております。

委員会においては、特殊法人に運営を委託させる必要性、国からの出資の具体的な内容、独立採算による運営の可否、入園料の適正化、入園児童に対する安全及び衛生管理のための措置、敷地内に残存する旧弾薬庫の処置、役員の兼職制限、職員の処遇、他府県における同様の施設に対する助成態度等の諸問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願ひます。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(拍手)

三、衆議院社会労働委員長報告(六月二十四日)

(製菓衛生師法(昭四一・法一一五)の提案理由と一括して掲載)

◎雇用対策法 (昭四一・七・二一法一三三)

一、提案理由(四月二十七日)

○小平国務大臣 たいま議題となりました雇用対策法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年わが国の雇用失業情勢は、ときには停滞の時期もありましたが、全体として、雇用の大幅な増加、失業の減少などかなりの改善が見られたところであります。

今後の情勢を概観いたしますと、本春を頂点として新規学校卒業者を中心とする若年労働力の急激な減少及びその学歴構成の変化、平均寿命の伸長による人口構成の高齢化の傾向に加え、技術革新の進展、生産工程の変化等に伴って、技能労働者等生産部門に従事する労働者の不足が一そう激化することとなる反面、中高年齢者等の再就職問題などが懸念されるところであります。したがって、このままでは、わが国経済の基調が人手不足へ移行する過程において、年齢、職種、産業等によって、労働力需給の不均衡が顕著になり、その結果、労働者が安定した職場でその能力を有効に発揮できるようにし、これを通じてその経済的、社会的地位の向上をはかることに對して大きな障害となるものと考えられます。

このような事態に對処するため、今後の産業及び労働面における構造的変化等に伴う雇用に関する政策について、昭和三十九年二月内閣総理大臣から雇用審議会に諮問したところ、同審議会におきま

ての自主性を尊重しなければならないこととしているのであります。また、国はこの目的を達成するため、職業指導及び職業紹介の事業、技能に関する訓練及び検定の事業、労働者の福祉の増進に必要な施設、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること及びこれらの施策を総合的に講じなければならないこととしております。

さらに、これらの施策及びその関連施策を講ずるに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に発揮することの妨げとなつてゐる雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示してゐるのであります。

第二に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明かにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策の基本となるべき事項を定めることとしておりますが、この場合に、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮しなければならず、かつ、特定の職種、中小規模の事業等に関して特別の配慮を加えることができることとしております。また、その策定にあつては、労働大臣が、広く関係行政機関の

して二年近くにわたり慎重な審議が行なわれ、昨年末これに関しての答申をいただきました。労働省におきましても、かねてから今後の情勢に即応する雇用対策の方向について検討を加えてきていたところでありますが、この答申の趣旨を十分に体し、そこに述べられております「すべての労働者の能力が十分に発揮されて、経済の発展と労働者の福祉の向上を実現していくために」、「職業能力、職種を中心とする近代的労働市場の形成」、「労働力の適応性と流動性の向上」、「技術者、技能者の養成と職業指導の充実」等必要な施策を総合的に展開することを内容とする雇用対策の大綱を取りまとめたのであります。

この大綱は、何ぶんにも雇用対策に関する重要事項でありますので、重ねて雇用審議会にはかり、その御意見を全面的に取り入れて、成案を固め、ここに雇用対策法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、国が雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上をはかるとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とするものであります。なお、当然のことではあります。この法律の運用にあつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理につい

長と緊密な連携を保つて案を作成し、雇用審議会の意見を聞き、かつ、都道府県知事の意見を求めた上閣議で決定しなければならないこととし、さらに、計画の策定または実施に関し、労働大臣が関係行政機関の長に對して、所要の要請をすることができることとして、必要な施策の総合的な実施及びその実効性を確保することとしております。

第三に、労働者がその能力に適合する職業につくことができるようにし、また、企業がその必要とする人材の確保ができるようにするため、雇用に関する諸情報の提供とこれに基づく指導援助を充実することといたしてあります。このため、労働大臣は、労働力の需給の状況、求人、求職の条件その他必要な雇用情報を迅速かつ的確に収集、整理することともに、今後の技術革新の進展や産業構造の変化等に即応して職業の現況及び動向、職業に関する適性、適応性の増大等職業に関する基礎的事項について調査、研究をし、これらの雇用情報、調査研究の成果等を職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用させるとともに、広く関係者が利用し得るよう配慮することといたしてあります。さらに、職業紹介機関は、これらの雇用情報、調査研究の成果等を提供して、求職者に対しては、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することができるように、また、求人者に対しても、職務に適合する労働者を雇い入れることができるよう必要な指導、援助をすることといたしてあります。

第四に、国は、若年層の能力の開発向上及び中高年齢の職業への適応性の増進をはかるため、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容

の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するための施策を積極的に講ずるものとし、また公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と産業界が行なう職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行なわれ、有為な技能労働者の養成確保がなされるようはかるべきことを明らかにいたしておりま

す。また、技能を軽視しがちな雇用慣行を改善し、労働者の技能の向上と技能労働者の地位の向上をはかり、能力を中心とする労働市場の形成を促進するため、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠した技能検定制度を確立し、かつ、その拡充、普及をはかることといたしてあります。

第五に、産業構造の変化等の過程において生ずる職業転換を円滑にする等、労働者がその能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、職業転換給付金制度を創設し、関係給付の充実をはかることといたしてあります。

これは、従来、特定の失業者に対して支給してきた就職指導手当、職業訓練諸手当、職場適応訓練費及び就職のための移転費について必要な充実をはかるほか、その支給対象を拡大することともに、特定職種訓練受講奨励金、広域求職活動費、訓練受講のための移転費、帰省旅費を新たに加え、制度的に確立しようとするものであります。

第六に、中高年齢者または身体障害者の雇用を促進するため、国が、別に法律で定めるところにより、雇用率を定め、これが達成されるより必要な施策を講ずるものとし、これと並んでこれらの者の

適職を選定し公表するとともに、その就職の促進につとめ、また、事業主その他の関係者に対し、その雇入れを容易にするための援助を行なうことといたしました。

雇用率に関しましては、現在、身体障害者については身体障害者雇用促進法に必要な規定を設け、その推進をはかってきているところでありますが、中高年齢者につきましても、事業主は、労働大臣が適職に応じて定める雇用率を達成するよりその雇入れにつとめなければならないこと、及び労働大臣が常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて中高年齢者の雇用に著しい困難を伴わないものに対し、雇用率の達成のために必要な要請ができることを職業安定法に規定するよう措置しているところであります。

第七に、労働大臣は、身体に障害のある者、新たに職業につこうとする者、中高年齢の失業者その他職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対して行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に関し必要な基準を定めることができることとし、また、労働者募集に関し、過当な求人競争による弊害を除去するために労働大臣が募集時期について規制することができるようにする等職業安定法に若干の改正を加えているところであります。

第八に、建設業その他事業の実施が、季節の制約を受ける業種の労働者が年間を通じて雇用されることを促進するため、事業主に対し、これに必要な設備の設置または整備に要する資金の貸し付けを行なう業務を雇用促進事業団の業務に追加することといたしてあります。

以上のほか、この法律案において、大量の雇用量の変動についての事業主の届け出義務等必要な規定を設け、また、その附則において関係法律について所要の整備をいたしてあります。

なお、この法律案の作成にあつて、雇用審議会のほか、中央職業安定審議会及び中央職業訓練審議会にはかり、その意見を十分尊重しているところでありますが、今後とも、この法律の施行上の重要事項につきましては、これらの関係審議会に意見を求めるとともに、その施策の実施にあたり関係行政機関とも緊密な連携を保ちつつ、今後の情勢に即応して積極的な雇用対策を展開し、すべての労働者がその有する能力を有効に發揮することができるよう万全を期する所存であります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(六月二十一日)

○田中正巳君 たいだいま議題となりました雇用対策法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今後の雇用情勢の推移に対処して、国が雇用に関する必要な施策を総合的に講じ、労働力需給の質量両面にわたる均衡をはかり、国民経済の発展と完全雇用の達成に資することを目的とするものであります、そのおもなる内容は、

雇用対策法

第一に、国は、雇用対策基本計画を策定し、雇用に関する施策の基本となるべき事項を定めること。

第二に、労働大臣は、雇用情報の収集、整理、活用並びに職業に関する調査研究を行なうこと。

第三に、求職者及び求人者に対する指導、関係者に対する必要な助言その他の援助を行なうこと。

第四に、技能労働者の養成確保のため、職業訓練の充実をはかり、技能検定制度を確立すること。

第五に、求職者等に対し職業転換給付金を支給することができること。

第六に、中高年齢者等の雇用を促進するため、雇用率の設定、適職の選定等の必要な措置を講ずること。

第七に、大量の雇用変動のある場合の届け出義務等必要な規定を設けるほか、関係法律について所要の整備を行なうこと。

等であります。

本案は、四月二十二日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託となり、自來熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録において御承知願いたいと思ひます。

かくて、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、炭鉱離職者対策、駐留軍離職者対策等について必要な改善措置を加える旨の修正案が提出せられ、討論の後、採決の結果、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同の修正案は多数をもって可決

せられ、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

○千葉千代世君 雇用対策法案の審議の経過は、会議録に譲ります。
委員会は、多数をもって、衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、佐野芳雄君提出の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

◎日本勤労者住宅協会法

(昭四一・七・二五法二二三)(衆)

一、提案理由(六月十日)

○井原議員 ただいま議題になりました自由民主党、日本社会党、民主社会党提案にかかります。日本勤労者住宅協会法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年著しく改善された衣や食に比べ、国民生活の最も基盤となる住宅事情がはなはだしく立ちおくれしていることは、御承知のとおりであります。

このため、政府においても、社会開発の一環として住宅対策を重視し、国民の居住水準の向上をはかり、少なくとも昭和四十五年度までに一世帯一住宅の実現を期することとし、今国会に住宅建設計画法案を提案し、これに基づき昭和四十一年度以降毎五年ごとに住宅建設五カ年計画を策定することとしておりますが、今後の計画においては、公営住宅、公団住宅などの住宅建設の拡充をはかるとともに、民間資金を活用して、一般の民間住宅の建設についてもその促進をはかる必要があります。

住宅の供給機関としては、昨年六月の地方住宅供給公社法の制定等により公的な供給機関はほぼその整備を終えたのでありますが、住宅建設の大宗を占める民間住宅の建設についての機関はまだ十分であるとはいえず、今後その整備が必要であるというのが現状であ

ります。

この法律案は、以上の観点から、今後一般民間住宅の建設の促進をはかるため、勤労者の自主的組織によって良好な住宅が勤労者に供給されるよう日本勤労者住宅協会を設立することとしたのであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、勤労者に対し住宅供給を行なう民間の自主的組織として設立される本協会の性格にかんがみ、出資者の範囲を労働金庫及びその連合会、消費生活協同組合及びその連合会、その他勤労者のための福利共済活動などを目的とする団体に限定することいたしました。

第二に、本協会の行なう事業としましては、勤労者の蓄積した資金を他の資金とあわせて活用して、勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行なわせることとしております。業務の適正をはかるため、建設大臣が定める基準等に基づいて住宅の建設を行なうことといたしました。

第三に、本協会は、建設大臣が監督することとし、定款の作成及び変更、役員を選任または任命、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更につきまして、事業の公益性を確保し、経営の健全化をはかるため、建設大臣の認可を受けさせることといたしました。

なお、事業計画、資金計画の認可にあたっては、建設大臣は厚生

大臣及び労働大臣に協議することといたしております。

第四に、本協会の組織として、出資者の意思を反映することも、業務執行の適正を確保するため、出資者の代表及び学識経験者からなる評議員会を設置し、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更等の重要事項の議決機関といたしております。

第五に、本協会による住宅の建設及び宅地の供給が円滑に行なわれるよう国税、地方税を通ずる税制上の優遇措置及び宅地建物取引業法の適用の特例措置を講ずるとともに、住宅金融公庫及び年金福祉事業団が、本協会に対し必要な資金の貸し付けについて、配慮しなければならないことといたしました。

なお、協会の設立に伴い、現在の財団法人日本労働者住宅協会の権利及び義務を、本協会が承継することができることといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(六月二十一日)

○田村元君 ただいま議題となりました日本労働者住宅協会法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金と合わせて活用

し、勤労者に居住環境の良好な住宅を供給するための制度を創設することを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、協会は法人とし、労働金庫、労働金庫連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会または勤労者のための福利共済活動その他経済的地位の向上を目的とする団体でなければ協会に出资することができないものとする。

第二に、協会は、勤労者のための住宅及び利便施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行なうことができるものとする。

第三に、協会は建設大臣が監督し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

第四に、国、地方公共団体は、国税、地方税を通じて税制上の優遇措置を講ずることとし、住宅金融公庫、年金福祉事業団は、協会による住宅及びその宅地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸し付けについて配慮し、労働金庫及び労働金庫連合会は、協会に対する資金の貸し付けの業務を行なうことができるものとする。

第五に、協会は、財団法人日本労働者住宅協会は一切の権利及び義務を建設大臣の認可を得て承継するものとする。

本案は、六月九日本委員会に付託され、翌十日提出者より提案理由の説明を聴取し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院建設委員長報告(六月二十七日)

(住宅建設計画法(昭四一―法二〇〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎性病予防法の一部を改正する法律

(昭四一・七・二六法一三四)

一、提案理由(六月二十一日)

○鈴木国務大臣 たいま議題となりました性病予防法の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。近年各地において早期顕症梅毒の増加が報告され、特に若年層に多発の傾向が見られ、性病の流行は新たな様相を示しつつあります。

従来この疾病の特殊性から予防対策の推進は困難な面がありましたが、このような趨勢にかんがみまして性病予防対策の改善強化をはかるため性病予防法の一部を改正し、性病撲滅の推進を期せらるるものであります。

改正の第一点は、医師が性病にかかっていると診断したときの都道府県知事に対する届け出制度を合理化し、医師の協力により重点的に患者を把握する等制度の実効を期することとしたことであります。

改正の第二点は、婚姻をしようとする者に梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを義務づけたことであります。

現行規定上、婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかっているかどうかに関する医師の診断書を交換するように

◎防衛施設周辺の整備等に関する法律

(昭四一・七・二六法一三五)

一、提案理由(四月六日)

○松野国務大臣 防衛施設周辺の整備等に関する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

従来、防衛施設周辺対策としては、米駐留軍の行為によって生じます特定の事業の経営上の損失について法律に基づき所要の補償措置を講ずるほか、米駐留軍及び自衛隊の行為に起因する各種の障害については、予算措置によりこれらの防止等を実施してまいりました。

しかしながら、このような防衛施設周辺対策の実施は、国民生活にとり密接な関係を有するものでありますので、その対策の基本を法律に定め、防衛施設周辺の整備等を積極的に実施する必要があると考え、ここにこの法案を提案いたすこととしたのであります。

この法律案の内容について御説明申し上げます。
第一は、自衛隊等の射撃、爆撃その他の行為により生ずる障害を防止し、または軽減するため、あるいは航空機等により生ずる著しい音響を防止し、または軽減するための工事につき国が補助するものとしたことあります。

第二は、防衛施設の運用により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が著しく阻害されていると認められる市町村が、生活環

防衛施設周辺の整備等に関する法律

つとめなければならないこととされておりますが、性病のうち、梅毒は子孫にまで害を及ぼすものでありますので、義務として梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを特に規定したものであります。

なお、婚姻をしようとする者及び妊娠した者が、性病病院等において梅毒血清反応についての検査を受けた場合の費用は、本年十月一日から公費負担することといたしております。

改正の第三点は、法第十一条の売いん常習容疑者に対する健康診断命令等の権限は、現行法上都道府県知事が行なうこととされておりますが、保健所を設置する市にあってはその市の長が行なうこととし、より迅速かつ適切な運用を期したことであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(六月二十四日)

(製菓衛生師法(昭四一・法一一五)の提案理由と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二十七日)

(国民年金法の一部を改正する法律(昭四一・法九二)の委員長報告と一括して掲載)

境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備をはかることは、国が補助することができるものとしたことあります。

第三は、自衛隊等の使用する特定の飛行場の周辺において、住民のこころむる障害の軽減に資するため必要があるときは、国は、一定の区域に所在する建物等の移転等の補償及び土地の買入れをすることができるとしたことであります。

第四は、第一または第二に述べました措置を行なう地方公共団体その他の者に対し、国は、資金の融通あつせんにつとめることとするともに、普通財産の譲渡等を行なうことができることとし、かつ、関係行政機関の長は、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備をはかるようつとめるものとしたことであります。

最後に、自衛隊の航空機の離着陸等のひんばんな実施その他の行為により特定の事業に経営上の損失を与えた場合においては、国が補償するものとしたことあります。

以上、法律案の提案の理由及び内容を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十七日)

○木村武雄君 たいま議題となりました防衛施設周辺の整備等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、防衛施設周辺対策を積極的に実施するため、その対策の

基本を法律に定めようとするもので、そのおもなる内容を申し上げます。

第一は、自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止しまたは軽減するため、地方公共団体等が行なう工事については、国が補助するものとする。

第二は、防衛施設の運用により、住民の生活または事業活動が著しく阻害されている市町村が、その障害緩和のため、民生安定施設の整備をはかるときは、国が補助することができるものとする。

第三は、自衛隊等が使用する飛行場周辺住民のこうむる障害を軽減するため、国は、一定の区域内にある建物移転等の補償及び土地の買入れができるものとする。

第四は、障害防止工事または民生安定施設の整備を行なう地方公共団体等に対し、国は、資金の融通、あっせん、普通財産の譲渡等の援助につとめ、かつ、関係行政機関は、防衛施設周辺における生活環境及び産業基盤の整備につとめるものとする。

第五は、自衛隊の航空機のひんばんな離着陸等により、農林漁業等特定の事業に経営上の損失を与えた場合には、国が補償するものとする。

等であります。

本案は、四月五日本会議において趣旨の説明及び質疑が行なわれ、同日本委員会に付託、四月六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月二十六日質疑を終了、討論に入り、日

本社会党を代表して大出委員より反対の意見が述べられ、直ちに採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案により、全会一致をもって、民生安定施設の助成については、その対象となる市町村の認定、対象施設の選定、補助率等につき特に配慮するとともに、都道府県についても、市町村のそれに準じ行政措置を講ずるよう配慮すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十七日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭四二一法二二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎農産物価格安定法の一部を改正する法律

律 (昭四一・七・二六法一三六)(衆)

一、提案理由(六月二十五日)

○倉成正君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、農林水産委員長提出、農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

農産物価格安定法は、昭和二十八年に制定されてより今日まで、米麦に次いで重要な農産物であるイモ類等について生産者団体が行なう自主調整と相まって、これらの農産物等が正常な価格水準から低落することを防止し、農業経営の安定をはかる上において相当の効果をあげてまいりました。しかしながら、法制定後十三年間を経過した今日におきましては、イモ類及びそのでん粉等の生産、需給事情等がかなり変化し、本法は実情に沿わない面があらわれてまいりましたので、この際、過去における本法の運用状況等をも勘案の上、本法に所要の改正を加え、農産物等の生産の確保と農家所得の安定に寄与しようとして、ここに本案を提出した次第であります。

以下、本案のおもな内容を申し上げます。

第一に、米麦に次ぎ重要な農産物の価格が適正な水準から低落す

ることを防止し、農産物の生産の確保と農家所得の安定をはかることを本法の目的といたしました。

第二に、政府は、農産物等を、必要な時期において、必要な数量を買い入れることができることといたしました。

第三に、原料基準価格については、パリテイ価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として算定することとともに、政府の買い入れ基準価格については、原料基準価格に、原料運賃、加工に要する費用等を加えて得た額とすることにいたしました。

第四に、原料農産物の取引の公正を確保するため、農林大臣または都道府県知事は、必要な勧告を行ない、これを公表することができる旨の規定を新たに設けました。

以上、本案の提案の趣旨及び内容について申し上げます。

農林水産委員会におきましては、六月二十四日本案を委員会の成案とすることに決しました。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

次に、内閣提出、参議院送付、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につき、農林水産委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における肉用牛の生産事情の変化、牛肉の需要の伸長等に対処して、弾力的に牛肉の需給の調整をはかることにより、肉用牛の生産の振興と国民の食生活の改善に資するため、畜産振興事業団に輸入にかかる牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務を行なわ

農産物価格安定法の一部を改正する法律

三九〇

せることをそのおもな内容とするものであります。

本案は、五月二十七日参議院から送付され、農林水産委員会におきましては、六月二十四日提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行ない、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては四項目の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、報告を終わります。(拍手)

二、参議院農林水産委員長報告(六月二十七日)

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭四一―法一〇四)の委員長報告を一括して掲載)

(注)衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書

(昭四一・四・二五条一)

一、提案理由(二月十八日)

○椎名国務大臣 たいだいま議題となりました千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国は一九四九年の国際小麦協定以来、累次修正更新されてきた小麦協定に継続して参加してまいりましたが、一九六二年の協定の有効期間が昨年七月三十一日満了することになってまいりましたので、一九六二年の協定の内容を変更することなく、その有効期間をさらに一カ年延長するためにこの議定書が作成されました。

この議定書により有効期間が一カ年延長される一九六二年の協定の骨子は、締約輸出国は小麦の相場が高騰しても一定数量までは所定の最高価格で締約輸入国に売り渡す義務を負い、他方締約輸入国は自国の小麦輸入量のうち一定割合だけは締約輸出国から所定の価格帯内の価格で買い入れる義務を負い、かようにして締約国間において小麦の取引価格の安定と需給の調節をはかろうとするものであります。

わが国は、この議定書の当事国となることによりまして、安定し

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書

三九一

た価格で小麦の輸入必要量を確保することができるとともに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与し得る次第であります。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

二、衆議院外務委員長報告(三月一日)

○高瀬傳君 たいだいま議題となりました千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年二月ロンドンで開催された国際小麦理事会において、千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間を千九百六十六年七月三十一日まで一カ年延長することについて合意が成立し、本議定書が採択されました。

本議定書は、千九百六十五年三月二十二日から四月二十三日まで、協定の締約国の署名のため開放され、わが国は四月二十一日、本議定書に署名いたしました。

このたび延長されました千九百六十二年の国際小麦協定は、小麦の取引価格の安定と需給の調節を主目的として締結されたものであります。

本件は、二月十一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質議を行ないましたが、詳細は会議録によ

り御了承を願います。

かくて、二月二十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院外務委員長報告(三月三十日)

○木内四郎君 たいま議題となりました議定書は、わが国が当事国であります一九六二年の国際小麦協定の期限満了に伴い、その内容を変更することなく、有効期間を本年七月三十一日まで延長することを内容とするものであります。

右国際小麦協定は、加盟輸出国に対し、相場が高騰した場合におきましても、一定数量までは所定の最高価格で売り渡す義務を課し、他方、加盟輸入国に対しては、その輸入総量のうち所定の割合までは最高価格及び最低価格間の価格で買入れる義務を課することにより、小麦価格の安定と需給の調節をはかろうとするものであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に今後のわが国の小麦輸入量の見通し、ソ連、中共等の輸入が世界の需給関係に及ぼす影響等につき、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと思ひます。

三月二十四日、討論採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎関税卒表における物品の分類のための

品目表に関する条約及び千九百五十年

十二月十五日にブラッセルで署名され

た関税率表における物品の分類のため

の品目表に関する条約の改正に関する

議定書 (昭四一・七・一六条二)

一、提案理由(四月十三日)

(航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定) (の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(四月二十六日)

○高瀬傳君 たいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この条約及び改正議定書は、関税率表における物品の分類に共通の基準を採用することにより、関税交渉、貿易統計の比較を容易にすることを目的として作成されたもので、いずれも一九五九年九月十一日に同時に発効いたしております。

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書

この条約は、締約政府が附属書の品目表に適合させて自国の関税率表を作成する義務を負うこと、及び関税協力理事会の権限並びに品目表委員会の構成及び任務等を規定しております。

改正議定書は、条約の附属書の品目表を新しい附属書の品目表に置きかえることを規定しております。

本件は、三月二十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

(注) 憲法第六十一条に基づき、衆議院の議決が国会の議決となつた。

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(昭四一・五・一三国会承認・未公布)

一、提案理由(四月十三日)

○権名國務大臣 ただいま議題となりました航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

本件協定締結のための交渉は昨年十月七日から東京において行なわれましたところ、本年初頭日ソ両国代表団間で合意を見、一月二十一日モスクワにおいて、本大臣とソ連邦側ロギノフ民間航空大臣との間で協定の署名が行なわれた次第であります。

この協定は、わが国とソビエト社会主義共和国連邦との間に定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件とを規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれ業務を行なうことができる路線を定めているものであり、わが国がこれまで締結した二十一个国家との間の二国間航空協定に一般に規定されていることのほか、ソビエト連邦が国際民間航空条約の加盟国

でないことにかんがみて加えられた規定を含んでおります。

この協定には、さらに、シベリア上空が開放されて協定上の相互乗り入れが可能となるまでの期間は政府間の合意により暫定運航を行なうことを規定する議定書が協定の不可分の一部として付属しております。

この協定が締結されますと、両国の航空企業は、さしあたり共同運航の形式により東京とモスクワとの間の飛行を行なうこととなりますが、この東京・モスクワ間の飛行は、従来の欧州経由の場合と比較し、距離、運賃、所要時間等において著しい改善を見ることがあります。さらに、シベリア上空が開放されて相互乗り入れが実現する場合には、わが国の航空企業にとって、モスクワ以遠第三国内の地点へ運航することも確保されております。わが国が世界に先がけてシベリア経由モスクワ線を運航する権利を得ることは、わが国の国際航空界における地位を向上させることはもとより、今後の日ソ関係の発展のために重要な意義を有するものと期待されます。

次に、第三次国際せず協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この協定は第二次国際せず協定の有効期間が本年六月三十日に満了するので、それにかわるものとして昨年ニューヨークで開催された国連せず会議で採決されたものでありまして、わが国、英、仏等十六のせず消費国及びマレーシア、インドネシア等七のせず生産国が署名を行ないました。

この協定の骨子は、すずの国際価格を協定で定める最低価格を最

高価格との間に安定させるようにするため、すずの供給が過剰となつたときに生産国に輸出統制を課する制度のほか、生産国がすずの現物及び資金を供与し合つて緩衝在庫としてプールしておき、市

価が上昇気味のときはこの緩衝在庫の現物を市場に売り出し、市価が下降気味のときは緩衝在庫の資金で市場のすずを買い上げる制度を設けることとあります。このように、価格安定措置は生産国側の義務として行なわれるものでありまして、消費国側に輸入量、輸入価格等について具体的制約を課するものではありません。なお、この協定は、若干の技術的改正を除き第二次協定の規定をそのまま踏襲するものであります。

すずの国際価格の安定は需要の九割以上を輸入に依存しているわが国にとって望ましいことであるのみならず、また、すずの価格安定を通じて開発途上にある生産国の経済発展に寄与することとなるので、わが国が第二次協定に引き続いてこの協定の締結国となりま

すことはきわめて有意義と存じます。次に、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約及び改正議定書は関税率表における物品の分類のために共通の基準を採用することによって、関税交渉、貿易統計の比較を容易にすることを目的として、それぞれ一九五〇年十二月十五日及

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

二、衆議院外務委員長報告(四月二十八日)

○高瀬傳君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委

及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、締約政府が同条約の不可分の一部を構成する付属書の品目表に適合させて自国の関税率表を作成すべき旨を規定するとともに、品目表委員会の構成及び任務等について規定しており、改正議定書は、前記条約付属書を改正議定書の付属書によって新たに置きかえることを規定しております。また、条約第十六条の改正は、この条約の改正手続の簡素化を内容としております。

わが国がこの条約等に加することは、関税及び貿易行政の分野における国際協力の見地から望ましいことであるのみならず、貿易実務上も便利であり、ひいてはわが国の貿易の発展にも資するものと考えられる次第であります。

よつて、ここに、これらの一条約二協定及び一改正議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

三九六

員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、民間航空協定締結のため、ソヴィエト連邦政府と交渉を行なつてまいりましたが、意見の一致を見ましたので、本年の一月二十一日、モスクワにおいて、本協定及び議定書に署名いたしました。

本協定は、わが国とソヴィエトとの間に民間航空業務を開設することを目的として業務の開始及び運営についての手續及び条件を規定し、附属書において両国の指定航空企業が運営する路線及び運営に従事する指定航空企業並びに協定業務の安全、かつ、効果的な運航を確保するための技術的要件を定めております。

議定書は、ソヴィエト連邦政府がさしあたりシベリア上空を外国の航空機のため開放することができないので、協定による相互乗り入れが可能となるまでの期間は、両政府間の合意により暫定的な運航を行なうことを規定しております。

本件は、三月十五日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、なお、日本航空株式会社の職員を参考人として招致し、意見の聴取を行なうなど、慎重審議をいたしました。が、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月二十六日、本件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

なお、本件に関し、自由民主党の永田亮一委員から、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる政府に対す

る要望決議案が提出されました。その要旨は、共同運営開始後二年を経過した後において、協定に定められた自主運航ができない場合には、共同運営を打ち切ることもあるべしとの決意をもって自主運航への移行に努力することを強く要望するものであります。

本決議案は、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院外務委員長報告(五月十三日)

○木内四郎君 ただいま議題となりました協定は、わが国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手續と条件とを規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれ業務を行なうことができる路線を定めているものであります。わが国がこれまでに締結した二十一方国との間の二国間航空協定に一般に規定されていることのほか、ソヴィエト連邦が国際民間航空条約の加盟国でないことにかんがみまして加えられた規定を含んでおるのであります。この協定には、さらに、シベリア上空が開放されて協定上の相互乗り入れが可能となるまでの期間は、政府間の合意により、暫定運行を行なうことを規定する議定書が、協定の不可分の一部として付属しておるのであります。

この協定が締結されますと、両国の航空企業は、さしあたり共同運航の形式により東京とモスクワとの間の飛行を行なうこととなり

ますが、この東京—モスクワ間の飛行は、従来の欧州経由の場合と比較し、距離、運賃、所要時間等において著しく改善をみるようになるのであります。さらに、シベリア上空が開放されて相互乗り入れが実現する場合には、わが国の航空企業にとって、モスクワ以遠第三国内の地点について運航することも確保されておるのであります。

わが国が世界にさきかけてシベリア経由モスクワ線を運航する権利を得ることは、わが国の国際航空界における地位を向上させることとはもとよりであります。さらに、今後の日ソ両国関係の発展のために重要な意義を有するものと期待されておるのであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に暫定期間中の共同運航の態様、北回り欧州線への影響、暫定期間後の本協定実施の見通しと政府の方針、モスクワ以遠乗り入れの具体的計画等につき、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと思ひます。

昨十二日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森委員より、「ソ連が、二年以内に相互乗り入れを実現するというわがほうの希望を了承し、かつ、その際は、わが国を優先的に扱うと約束した誠意は、高く評価したい。したがって、政府は、この誠意を具体的に実現すべく、本協定実施のために引き続き努力するより希望して賛成する」との意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

三九七

◎第三次国際協定の締結について承認を求める件 (昭四一・五・一一国会承認・未公布)

一、提案理由(四月十三日)

(航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の)

二、衆議院外務委員長報告(四月十四日)

○高瀬傳君 たいだいま議題となりました第三次国際協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第三次国際協定は、第二次協定が一九六六年六月に失効することになっておりますので、これにかわるものとして、国連不審会議で採択されたものでありまして、わが国は昨年十二月二十三日に署名いたしました。

本協定は、第二次協定に若干の技術的改正を加え、そのまま踏襲するものでありまして、世界における不審の需給の均衡と価格の安定をはかり、あわせて開発途上にある不審の経済の発展に資することを目的としております。

本協定の骨子は、不審の国際価格を協定で定める最低価格と最高価格との間に安定させるようにするため、不審の供給が過剰となったときに生産国に輸出統制を課するほか、生産国が不審の現物及び

資金を供与して緩衝在庫の制度を設け、これを操作して市場の需給量を調整することにあります。

本件は、三月二十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月十三日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院外務委員長報告(五月十一日)

○木内四郎君 たいだいま議題となりました第三次国際協定は、第二次協定の有効期間が本年六月末日に満了いたしますので、それにかかるとして作成されたものでありまして、輸出統制制度及び緩衝在庫制度の運用によって、世界における不審の需給の均衡及び価格の安定をはかるとともに、開発途上にある不審の経済発展に寄与することを目的としておるものであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に価格安定に対する本協定の効果、わが国が加入する利益等について、熱心な質疑応答がございましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと思ひます。

昨日、質疑を終了し、討論、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(昭四一・六・二三国会承認・未公布)

一、提案理由(四月二十七日)

○国務大臣(稚名悦三郎君) たいだいま議題となりました、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、ドイツとの間の、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定締結につき、昭和三十六年五月以来ドイツ政府との間で交渉を行ないました結果、最終的合意に達し、昭和四十一年四月二十二日にボンにおいてドイツ駐在内田大使とドイツ外務省カルステンス次官及び大蔵省ワルク主税局長との間でこの協定に署名を行なった次第であります。

この協定は、本文三十カ条から成っております。その内容は、わが国が従来ヨーロッパ諸国との間に締結しているこの種の租税条約とは、ほぼ同様であります。案文について、OECDのモデル条

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

約案の規定をできるだけ採用することとしたため条文数が比較的多くなっております。協定の内容のおもなるものは、次のとおりであります。すなわち、相手国内にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利得に対する相手国の課税につきましては、これをその恒久的施設に帰属する部分に限るといふ方式によることとし、船舶、航空機の運用から生ずる所得につきましては、相手国において全額免税としております。投資所得に対する源泉地国課税の税率につきましては、配当では一五%、利子及び使用料ではそれぞれ一〇%をこえないものとしております。政府職員、百八十三日以内の短期滞在者、二年以内の短期滞在の教授及び教員並びに学生及び事業修習者の受け取る報酬や手当等につきましては、滞在地区において課税されないこととしております。また、二重課税の回避は、それぞれの国の税法の規定に基づき、日本においては外国税額控除方式により、ドイツにおいては、投資所得等一部の所得については外国税額控除方式、その他の所得については外国所得免税方式により行なうこととしております。

現在両国間の経済関係は、貿易、技術導入、企業進出等の諸分野において緊密な関係を保っており、また、文化交流も盛んであります。この協定の締結によりまして、両国間の二重課税防止の制度を通じ、経済、技術及び文化の面における交流が一層促進されるものと期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらん

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための
日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
ことを希望いたします。

四〇〇

二、参議院外務委員長報告(六月一日)

○木内四郎君 ただいま議題となりました協定は、わが国とドイツ連邦共和国との間で、所得税、法人税等について生ずる二重課税を回避するための措置を取りきめたものであります。

その内容は、わが国が従来ヨーロッパ諸国と締結いたしましたこの種の租税条約と、ほぼ同様でありまして、海外支店等を有する場合の相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、配当、利子、使用料に対する源泉地国の軽減税率、短期滞在の教授、学生等の報酬、手当に対する滞在地国の課税免除等を定めるとともに、二重課税を回避する方法として、それぞれの国内税法に基づき外国税額を控除する等の措置を定めたものであります。

この協定の締結により、わが国とドイツとの間の経済、技術及び文化の交流は、一そう促進されることが期待されているものであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に、この協定の締結による実益、税収に及ぼす影響等につき、熱心な質疑が行なわれ、政府から、駐在員事務所には課税されない等、事業所得に対する課税基準が明確になる点は大きな実益であるとの答弁がありました。その他詳細は会議録によって御承知願いたいと思ひます。

昨三十一日質疑を終え、討論、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

三、衆議院外務委員長報告(六月二十三日)

○高瀬傳君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国は、ドイツとの間に二重課税の回避のための租税協定を締結するため、昭和三十六年以来ドイツ政府と交渉を進めておりましたが、交渉が成立し、昭和四十一年四月二十二日に本協定が署名されたのであります。

本協定は、企業利得の課税基準、船舶または航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当所得、利子及び無体財産権の使用料に対する課税限度、自由職業その他勤務の報酬に対する課税方式、教授、学生、短期旅行者等に対する租税の免除、二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定しております。

本件は、参議院において承認され、六月一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承を願ひます。

かくて、六月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)

(昭四〇・一二・二七成立)

一、提案理由(十二月二十一日)

○福田(赴)国務大臣 政府は、今回、昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)、特別会計補正予算(特第2号)及び政府関係機関補正予算(機第2号)を国会に提出いたしました。

ここに、予算委員会の御審議をお願いするにあたり、その概要を御説明申し上げます。

一般会計でございますが、昭和四十年年度の租税及び印紙収入につきましては、経済活動の停滞を反映いたしましたして、その収入見込み額が大幅な減少を来すことが明らかとなりましたので、最近までの収納実績等を勘案して、今回、当初予算額から二千五百九十億円を減額することといたしております。この租税及び印紙収入の異常な減少に対しましては、その減収見込み額を補てんするため、臨時応急的な特例措置として、別途今国会に提出いたしております昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律案により、公債を發行することといたしまして、公債金二千五百九十億円を歳入予算に計上いたしております。

なお、この公債は、資金運用部資金による引き受け及び市中公募により發行することといたしておるのであります。

昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)

次に、歳出の追加につきましては、国家公務員等の給与改善をはじめ、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要するものについて、総額千四百十二億円を計上いたしております。これが財源措置につきましては、従来補正予算において財源の大宗をなしておりました租税及び印紙収入が、さきに申し述べましたように、かえつて大幅に減少が見込まれるという困難な財源事情にあつたのであります。税外収入において四百六十四億円、前年度剰余金の受け入れにおいて百八十七億円、合計六百五十一億円を歳入に追加計上するとともに、なお不足する七百六十一億円につきましては、既定経費の節減三百三十億円、出資の融資等への振りかえによる減額二百五十二億円、予備費の減額五十億円等の歳出の減額を行ない、これが財源に充てることといたしております。

次に、追加を行なう事項につきまして、それぞれ御説明いたします。まず、給与改善費でございますが、これは、去る八月十三日に行なわれしました人事院勧告を尊重し、本年九月にさかのほつて国家公務員等の給与改善を実施することとして、三百五十三億円を計上しております。

災害対策費といたしましては、百六十六億円を計上いたしております。本年は、台風二十三号、二十四号、二十五号等により、昨年を大幅に上回る災害の発生が見られ、これにつきましては、すでに既定の予備費をもつて応急の措置を講じてまいつたのであります。が、なお今後の復旧等に必要な経費といたしまして百四十二億円計

上いたしております。このほか、緊急砂防事業費として三億円、過
年発生災害の復旧事業費として二十一億円を追加することとしてお
るのであります。

第三は、農業共済再保険特別会計への繰り入れに必要な経費であ
ります、これは、農業共済再保険特別会計における再保険金の支払
い財源に充てるため、一般会計から同特別会計へ十六億円を繰り入
れるものであります。

第四は、食糧管理特別会計への繰り入れに必要な経費でありまし
て、二百九億円を計上いたしております。食糧管理特別会計につき
ましては、四十年産国内米の政府買い入れ価格が当初予算において
予定していた価格を上回って定められたこと等に伴い、食糧管理勘
定における損失が大幅に増加する見込みとなりましたので、消費者
米価を明年一月より改定して同勘定の収支について改善をはかるこ
とといたしているものであります。なおその損失が、当初予算にお
いて予定していた額よりも相当増加いたすのであります。

したがって、今回同特別会計の経理運営の改善をはかるた
め、百五十億円を調整勘定へ繰り入れることとしたものでありま
す。

なお、このほか、農産物等安定勘定及び砂糖類勘定に対し、三十
九年度において生じた損失を補てんするため、合わせて五十九億円
の繰り入れを行なうことといたしております。

第五は、消費者米価の改定に伴う生活保護費等の増加でありまし
て、三億円を計上いたしております。

は、当初予算において、二千億円と規定していたのでありますが、
国庫収支の推移に因する今後の見通しに基づき、今回の予算総則補
正におきまして、この最高額を四千億円に改めることといたしてお
るのであります。

次に、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましては、今夏
以来実施中の景気対策及びたぐいまれな御説明いたしました一般会計の
予算補正等に関連し、特別会計においては、交付税及び譲与税配付
金特別会計、国債整理基金特別会計、国立学校特別会計等十五の特
別会計予算につき、また、政府関係機関においては、日本国有鉄
道、日本電信電話公社第六政府関係機関予算につきまして、それぞ
れ所要の補正を行なうことといたしております。

また、当面の景気対策につきましては、今夏以来金融面における
措置に加えて、財政面においても財政投融資の繰り上げ及び拡充、公
共事業の繰り上げ施行等の措置を講じてまいりましたのでありますが、
今回、さらに特別の措置として、一般会計、特別会計及び政府関係
機関の公共事業関係等の事業について総額約一千億円の債務負担行
為の活用をはかることといたしております。これによりまして、本
年度末から来年度初めにかけての公共事業関係の事業量は引き続き
高い水準を保ち、当面の景気対策に資することになると考えます。

なお今回の補正予算におきまして新たに追加計上いたします債務
負担行為の限度額は、当初予算に計上した限度額の中で、本年度に
支出化することとされたものに振りかえて実行上措置するものが二
百億円ありますので、これを除きまして、総額八百二十七億円と相

第六は、義務的経費の不足額の補てんに要する経費でありまし
て、国民健康保険助成費二百八億円、義務教育費国庫負担金百二億
円等、四百二十六億円を計上いたしております。

第七は、日韓国交の正常化に伴い必要な経費でありまして、韓国
に拿捕された漁船にかかる船主及び抑留乗組員に対し、総額四
十億円の特別給付金を支給することといたします。ほか、韓国との無
償経済協力に要する経費として十八億円を見込む等、合わせて六十
二億円を計上しております。

第八は、中小企業信用保険公庫出資金でありまして、中小企業者
に対する事業資金の融通の円滑化をはかるため、中小企業信用保険
制度を拡充強化することとしておりますが、これに伴って同公庫の
融資金を増額するため十億円を追加出資するものであります。

第九は、揮発油税収入の減少等に伴う揮発油税等道路特定財源の
道路整備特別会計への繰り入れの修正減少額を補てんするため、一
般財源による同特別会計への繰り入れを追加するに必要な経費であ
りまして百二十八億円を計上しております。

以上御説明いたしました項目のほか、炭鉱整理促進費補助金、糖
価安定事業団交付金の追加等につきまして、それぞれ所要の追加を
行なうことといたしております。

以上の歳入歳出の追加及び修正減少によりまして、昭和四十四年度
一般会計予算の総額は、歳入歳出とも六百五十一億円を増加して、
三兆七千四百四十七億円と相なるのであります。

なお、大蔵省証券の発行及び一時借入金最高額につきまして

なるのであります。

次に、財政投融資計画におきましては、景気対策の一環として推進
しつつある財政投融資対象機関の事業の拡充、地方財政対策及び今
回の補正予算に関連して所要の改定を行なうこととし、総額千三百
三十五億円の投融資を増加することといたしております。そのうち
のおもなものは、日本国有鉄道二百五十億円、住宅金融公庫百十四
億円、日本開発銀行二百億円、日本住宅公団百八十六億円、日本道
路公団百二十億円及び地方公共団体三百十五億円等であります。

以上の結果、本年度の財政投融資の改定計画額は、先般決定いた
しました石炭合理化事業団及び中小企業金融三機関に対する追加額
二百七十九億円と合わせ一兆七千八百二十億円と相なるわけであ
ります。

最後に、特に地方財政対策について申し上げます。

本年度における地方財政は、国の場合と同様、歳入面において地
方税等の大幅な減少が見込まれるとともに、支出面では、公務員の給
与改善、災害復旧等多額の追加財政需要があり、これが財源対策
は、きわめて困難な情勢にありますので、政府としては、次の特別
の措置を講ずることといたしました。

まず、地方交付税交付金につきましては、今回の予算補正において
所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を減額することに伴い五百
十二億円の減額となるべきところ、特別措置としてこれを減額せず、
当初予算額どおりとすることといたしました。ほか、地方公務員の給
与改善の財源に資するため交付税及び譲与税配付金特別会計におい

て、資金運用部資金から三百億円を借り入れ、当初の地方交付税交付金にこれを加算することといたしました。

また、国税と同様相対大幅な減収が見込まれる地方税等の減収対策として総額四百億円の地方債を追加し、そのうち資金運用部資金によって百五十億円を引き受けることといたしました。

以上の諸措置によりまして、地方財政の対策に万全を期することといたしておるのであります。

以上、ごく概略を御説明いたしました。なお詳細にわたりましたは、政府委員をして、補足して説明いたさせます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院予算委員長報告(十二月二十四日)

○青木正君 ただいま議題となりました昭和四十年年度補正予算三案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本補正予算三案は、去る十二月二十日予算委員会に付討され、二十一日政府から提案理由の説明があり、即日質疑に入り、本二十四日質疑を終了して、討論採決をいたしたいものであります。

まず、一般会計補正予算の概要を申し上げますと、歳入におきましては、租税及び印紙収入の減収見込み額二千五百九十億円を減額する一方、その補てんのため新規に公債金二千五百九十億円を計上し、また、追加歳出の財源として日本銀行納付金、前年度剰余金受

け入れ等、総額六百五十一億円を追加するものであり、歳出におきましては、公務員の給与改善、災害対策費、食糧管理特別会計への繰り入れ、義務的経費の不足額の補てん等のために、総額千四百十二億円を計上する一方、出資の融資等への振りかえ、既定経費の節約等により総額七百六十一億円を減額し、結局六百五十一億円を追加するものでありして、その他大蔵省証券または一時借入金の高額の増額、国庫債務負担行為の増額等の措置を講じております。

また、特別会計及び政府関係機関の補正予算は、景気対策及び一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金等、十五特別会計、及び日本国有鉄道等六政府関係機関の予算に所要の補正を行なうものであります。

次に、予算委員会の審議の経過を申し上げます。審議は国政各般にわたり熱心に行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、ここではおもなるもの一、二について申し上げます。

まず、国債発行に關しましては、「現在のよりに物価騰貴の著しい時期に赤字国債を発行すれば、インフレに拍車をかけることとなりはしないか。国債発行のような重大な政策変更の際には、むしろ解散して信を国民に問うべきではないか。今後赤字国債の発行を繰り返すことはないか。国債消化の方針はどうか。市中消化の条件が整わなければ、日銀貸し出し、または日銀買いオペにより結局日銀引き受けと同じ結果になるのではないか。国債の利回りを幾らに予定しているか。また、来年度の国債発行について、その歯どめを

どう考えているか。これを財政法に規定する範囲にとどめるとしても、公共事業費の範囲をどう考えているか。」との趣旨の質疑に対しまして、「現在は、国債を発行しても需要を喚起しなければ、不況を克服し得ない。しかしながら、その規模及び使途を規制して財政の健全性を維持する。現在の経済情勢において、衆議院を解散することは、かえって国民に迷惑をかけることとなる。今後赤字国債を発行する意思はない。今次の国債の約半額は、資金運用部に引き受けさせ、残りは市中金融機関等のシンジケートに依頼するが、最近の金融緩慢の状況にかんがみ、市中消化は可能であると考えている。応募者利回りは六〇七九五と予定しており、中小金融機関にとってはコスト割れになるものもあるが、預金準備として国債を持つことは、妥当と思う。また、来年度国債の歯どめについては、財政規模を適正にすること、財政法に規定する範囲にとどめること、日銀引き受けによらないことの三つを考えている。財政法の公共事業費の範囲としては、特定財源以外の公共事業関係費のほか、住宅対策費、環境衛生対策費、防衛庁施設費を除く官庁運営費等、国民の財産として残るものを考えているが、これを全部国債に依存する意味ではない。」との趣旨の答弁がありました。

次に、物価問題に關しましては、「四十年年度の成長率は、当初見通しをはるかに下回っているのに、消費者物価はかえって当初見込みをはるかにこえて七〇以上上昇している。その理由は何か。効果ある物価抑制策を講ぜずに、消費者米価をはじめ鉄道運賃等、公共料金の上上げをはかることは政策の逆行ではないか。管理価格の徹

底的調査をすべきではないか。将来の物価の動きをどう見通しているか。」との趣旨の質疑に対しまして、「賃金の平準化に対し生産性の向上が伴わない部門に値上りが生じたことが消費者物価の予想外の上昇の原因と考へる。公共料金も同じことであるが、これについては、国民生活への圧迫を少なからしめるよう配慮したい。なお、消費者米価は、家計を脅かさない範囲で生産者米価との逆ざやを解消する程度の値上げを考えたものである。物価抑制については、合理化の促進、流通機構の整備、生鮮食料品の価格安定制度の確立等の措置を講じている。いわゆる管理価格については、二、三のものについて調査した結果は、独禁法違反の事実はなかったが、他のものについてもさらに調査する来年度の消費者物価上昇率は五〇台にとどめ、その後は三〇台にとどめるよう努力したい。」との趣旨の答弁がありました。

本日、質疑終了後、日本社会党から、本補正予算三案を撤回のうえ編成替えを求めるとの動議が提出され、その趣旨説明がありました。

その要旨は、赤字国債発行の取りやめ、消費者米価の引き上げ停止、地方財政の拡充、人事院勧告の完全実施等をはかり、財源不足は、大企業の課税強化、外国為替資金の取りくずし、防衛費の削減等により補おうとするものであります。

かくて、討論に入り、自由民主党が政府原案賛成、日本社会党の動議反対、日本社会党が政府原案反対、日本社会党の動議賛成、民主社会党が政府原案及び日本社会党の動議反対の討論を行ない、採

決の結果、日本社会党の動議は否決され、本補正予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十七日)

○平島敏夫君 たいま議題となりました昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)、特別会計補正予算(特第2号)、及び政府関係機関補正予算(機第2号)の予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正の概要を御説明申し上げますと、一般会計は、歳入の追加が一千四百十二億円、修正減少が七百六十一億円であり、歳入の追加は三千二百六十一億円、修正減少は二千六百十億円となっておりますので、結局、補正の規模としては、歳入歳出とも六百五十一億円の増加となり、補正第一号をも加えた昭和四十年年度予算の総額は三兆七千四百四十七億円と相なります。

次に、その内容であります。第一が、租税及び印紙収入の減収補てんのため、財政法特例公債二千五百九十億円の発行、第二が、義務的経費の不足や給与改善費、災害復旧費、食管繰り入れなど新規追加要因とその財源措置、第三に、景気振興を目的とした財政投融资並びに国庫債務負担行為の追加、第四が、大蔵省証券の発行の限度拡張という、大体四つの部分からなっておりますが、その詳細は省略いたします。

また、一般会計の補正に伴いまして、特別会計補正予算(特第2

は、つま先上がりに景気がよくなるといったが、現実には、つま先下がりに悪化し、戦後最高の倒産記録をつくるようになってい。しかも、政府の物価政策は全く無力であり、今年度は七八%、明年度も五%の上昇は避けられぬといっている。このように、物価騰貴、公共料金の引き上げを通じ、大衆の購買力を奪奪することをやっていると、いかにも公債を出し、減税を行ない、有効需要増加政策をとろうと、効果はないではないか」との質疑に対し、政府より、「七月に決定した不況対策は、当時の状況からいえば、あの程度の措置で景気に浮揚力がついて、七・五%に近いところに行くと思つたが、しかし、公共事業費の動き出すのがおくれたため、所期の効果があらなかった。政府としては、不況対策と物価安定策には矛盾する面もあるが、当面、不況対策に力点を置きながら、同時に、物価上昇が国民生活を圧迫しないよう、各般の措置を講じているので、いまま少し時間をかけてほしい」との答弁がありました。

次に、公債の発行に関連しまして、「政府は今回の補正予算において、財政処理特別措置法による赤字公債を発行し、また、四十一年度以降も、財政法第四条に基づき、六、七千億円に上る公債を長期間発行するというが、これは財政の一大転換である。また、赤字公債と建設公債とはどう違うのか、政府の見解を聞きたい。財政法第四条でいう適債の公共事業とは、収益性があり資本回収性のある公共事業に限定すべきである。それ以外の公共事業は、経常支出であるから、経常支出を公債でまかなえば赤字公債となる。政府は建設公債といふことばを使って、健全財政だという誤った印象を与え

号)において、地方交付税及び譲与税配付金特別会計など十五特別会計が、また政府関係機関補正予算(機第2号)において、日本国有鉄道、日本電信電話公社等六政府関係機関の予算が、それぞれ補正されておるのであります。

これらの補正予算三案は、去る十二月二十日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、翌二十一日に福田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五、二十六、二十七日の三日間にわたり、佐藤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対して質疑を行ないました。以下質疑のおもなものについて、概要を御報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の提出に關しまして、「今年度の巨額な歳入欠陥はどうして生じたのか。われわれはすでに四十年年度予算の審議の際に、このままでは歳入欠陥になることを指摘してきたが、総理はそんなことにはならないと説明していた。政府は景気のせいにしてはいるが、明らかに政府の責任ではないか」との質疑がありました。これに対しまして、佐藤内閣総理大臣並びに福田大蔵大臣は、「歳入欠陥を生じた最も大きな原因は、四十年年度予算編成の際、歳入を見込む根拠とした四十年年度の経済成長率七・五%が、実際には二%台になりそうな事態になったことによる税収の非常な落ち込みによるものである。不況がこれほどひどくなることは考えていなかったわけ、見通しが甘かった点は認めるが、しかし、自由経済のもとではある程度の見込み違いは避けられない」との答弁がありました。

次に、経済の見通しと不況対策の問題につきまして、「経済企画庁は去る七月二十七日に二千百億円の財政投融资を追加支出し、今後

よりとしている。実体が赤字公債であるならば、赤字公債だと説明するほうが財政の放慢化を防ぎ得るのではないか。なお、この補正予算に財政法第二条で規定している公債の償還計画が付けられていないのは不備ではないか」などの質疑がありました。これに対しまして、佐藤内閣総理大臣並びに福田大蔵大臣は、「四十年年度の特例法による公債は税収欠陥補てんのため追い詰められて発行するもので、また、四十一年度以降の公債は財政法第四条によるもので、これによって政府は借金を背負うことになるが、企業や家庭の蓄積をふやし、社会資本のおくれを取り戻そうというものである。財政法第四条の対象となるものは、出資、貸付金及び公共事業で、国の資産として残るものであればよいと解している。いずれにせよ、公債発行が財政の転換であることはそのとおりだが、こうした積極政策をとるに至った財政経済事情にあることも理解願いたい。政府としては、公債は借金であることを肝に銘じて、いやしくも財政が放漫に流れるようなことはしない」との答弁がありました。

このほか、公務員給与の完全実施、建設公債発行に伴う地方財政への影響、日韓経済協力、物価対策、不況下における雇用、失業問題、社会保障、文教政策、選挙制度等々、質疑は広範にわたりましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて本日をもって質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して亀田委員が反対、自由民主党を代表して米田委員が賛成、公明党を代表して鈴木委員が反対、民主社会党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して春日委員が反対の旨、それ

ぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和四十四年度補正予算三案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和四十四年度特別会計補正予算(特第

2号) (昭四〇・一二・二七成立)

一、提案理由(十二月二十一日)

(昭和四十四年度一般会計補正予算(第3号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(十二月二十四日)

(昭和四十四年度一般会計補正予算(第3号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十七日)

(昭和四十四年度一般会計補正予算(第3号)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和四十年政府関係機関補正予算

(機第2号) (昭四〇・一二・二七成立)

一、提案理由(十二月二十一日)

(昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(十二月二十四日)

(昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十七日)

(昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和四十年政府関係機関補正予算

(機第3号) (昭四一・二・二三成立)

一、提案理由(二月四日)

(昭和四十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(二月十七日)

○福田一君 ただいま議題となりました昭和四十年政府関係機関補正予算(機第3号)につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本補正予算は、昨年十二月二十一日予算委員会に付託され、去る二月四日政府から提案理由の説明があり、昨日から質疑に入り、本日、質疑を終了して、討論採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の内容を申し上げますと、日本国有鉄道において二月十五日以降に運賃の改定を行なうこととしてもなお生ずると見込まれる運輸収入の減収額二百六十二億円について、鉄道債券の発行等によりこれを補てんしようとするものであります。

次に、予算委員会における審議の概要を申し上げます。まず、国鉄運賃の値上げにつきましては、「物価抑制を重要政策としている際に、なぜ国鉄運賃を上げなければならないのか、まず保有している不用品を処分すべきではないか。不足資金を利用債

昭和四十年政府関係機関補正予算(機第3号)

等借り入れによりまかなうこととしても、将来景気回復、輸送力の増強などに伴う増収による償還が期待されるから、あえて値上げをする必要はないのではないか。また、運賃の値上げは諸物価に大きな影響を与えるのではないか。」との趣旨の質疑に対しまして、「公共料金の決定にあたっては、極力経営の合理化を行なわせるとともに、長期低利の資金を供給し、それでも真にやむを得ないもののみ値上げを認めることとしたものであり、国鉄運賃の改定においても、過去一年値上げを抑え、経費の節減、経営の合理化を行なわせてきたが、現在の交通難を緩和する第三次計画を推進するためには、これ以上値上げを押えることは適当でないと判断し、最低の値上げを行なおうとするものである。不用品は従来処分してきており、現在は複線化等の施設予定地を先買しているものはあるが、不用品地はあまりない。不足資金の全額を利用債等でまかなえば、金利負担の圧迫が増高し、独立採算制のためまえからして、二、三年後の運賃改定の幅を大きくしなければならなくなり、国民に急激な負担を与えることとなる。また、貨物運賃値上げの諸物価への影響は、正確には試算できないが、〇・五〇程度と見られ、個々の物資への影響は比較的軽微なものと思われる。」との趣旨の答弁がありました。

また、物価対策につきましては、「四十年度は、消費者物価上昇率を四・五〇と見込んでいたが、実際は七・七〇程度上昇している。物価騰貴の原因は何か。政府は物価抑制策として何をしたのか。財政を膨張して、はたして物価は下がるか。物価安定推進本部

を置くか。これを置いて強力な物価抑制策を遂行する意思があるのか。さらに進んで、調査、査察権等を持った物価安定委員会を設置する意思はないか。」との趣旨の質疑に対し、「現在不況であるのに物価が下がらない理由は、構造的要因がきわめて強く作用している。したがって、農業、中小企業等の低生産部門の生産性向上にとめるとともに、流通機構の整備、近代化、労働力の流動性の確保、公正取引委員会の機能の強化、輸入、関税政策の適宜な運用等の各般の施策を総合的に推進し、また、さきに小麦粉の値上げ抑制に成功したように、各種の具体的な価格、料金の抑制指導を強化し、四十一年度においては、財政が膨張しても、経済の安定的発展により、消費者物価を五・五％程度に抑えたい。公共料金は、今次の改正後はしばらく上げない方針である。現在は企画庁を中心に各省の協力を得て物価安定を推進する方針であって、物価安定推進本部を置くことはまだきめていない。物価安定委員会の提唱はよく検討したが、物価安定のためには、政府の努力ばかりでなく、各界各層の協力が最も重要であると思う。」との趣旨の答弁がありました。

このほか、補正予算に関連して、国有資産所在市町村交付金据置き理由、消費者米価引き上げ理由、本年の生産者米価に対する構想、食糧管理特別会計の運営、景気回復の見込み、外債募集額減少に伴う産業投資特別会計の処理、四十一年度の減税方針の当否、沖繩の信託統治に関連する国連憲章第七十八条の解釈、沖繩の社会保障制度の改善及び郵便貯金支払いの促進、石炭企業の将来の

あり方、産炭地域の教育及び財政、未解放部落民の貧困及び差別待遇の解決方法、臨時行政調査会の内閣機能強化、行政機構整理統合、事業別予算制度等行政改革に関する答申の実現の決意、エンタープライズ号の日本寄港と核装備持ち込みの危険、第一管区海上保安本部特別哨戒の任務内容等、国政の各般にわたり、きわめて熱心な質疑が行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありました。その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、説明を省略させていただきます。

かくて、本日、質疑を終了して討論に入り、日本社会党反対、自由民主党賛成、民主社会党反対の討論があり、採決の結果、本補正予算は多数をもって政府原案のとおり可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院予算委員長報告(二月二十三日)

○石原幹市郎君 ただいま議題となりました昭和四十四年度政府関係機関補正予算(機第3号)の予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の内容を御説明申し上げます。本補正予算は、四十一年度の日本国有鉄道の運輸収入が、旅客及び貨物輸送量の減少により、本年二月十五日以降運賃の改定を行なうことを予定した場合の増収額百九十一億円を見込んで、なおかつ、二百六十二億円の不足が見込まれますので、これを鉄道債券の発行等により補てんしようとするものであります。

予算委員会におきましては、二月四日に福田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日衆議院からの送付を待って、一昨日及び昨日の二日間にわたり、佐藤内閣総理大臣以下関係各大臣に対して質疑を行いました。以下質疑のおもなるものについて、その要旨を御報告申し上げます。

まず、当面の景気見通し及び四十年度の租税収入の状況に関しまして、「昨年来の一連の景気対策の効果は、はたしていつごろからあらわれるのか。四十一年度の実質七・五％の成長率を達成するためには、相当財政支出を早め、景気回復を促進する必要があるのではないか。また、四十年度は租税の減収に見合うだけ公債を出すことにしているが、その後の租税収入の状況はどうなっているか」等の質疑に対し、「政府側から、「いままでの一連の景気対策の効果は、その顕著にはあらわれてはいませんが、十二月を境によくなっている。四十年度は公共事業費の支出がおくれたので、来年度予算の執行にあたっては、公共事業費の支出促進につとめ、契約ベースで上半期中に六〇％、支払いベースでも、本年度の二八％に対し、来年度は四〇％程度支出できるようにしたい。これによって来年度の景気は次第に回復し、実質七・五％の成長率を達成できると思われ。四十年度の税収については、金利低下、ビール価格改定などの影響もあり、法人税、酒税が若干好転しているものの、大きく予定が変わるという状況ではない」との答弁がありました。

次に、国鉄の補正予算に直接関連する問題といたしまして、「この補正予算は、運賃の改定を二月十五日と予定し、それによる増収

額を計上しているが、国鉄運賃法の成立がおくれ、運輸収入に不足を生ずることが必至となった事態に対し、どのように対処するか。前提がくずれた以上、補正予算第四号を提出する必要があるのではないか」との質疑があり、これに対し、「政府側から、「運賃法の成立遅延で、一日約四億円の減収となるので、政府は、その成立の一日も早いことを望んでいる。国鉄の予定している歳出はぜひとも確保したいと考えており、収入の不足は、国鉄の企業努力や、不用資産及び施設の売却、貯蔵品の効率的使用などで何とかやりくりできると思うので、補正第四号は、ただいま出すことを考えていない」との答弁がありました。

また、補正の要因となりました国鉄赤字の原因や、国鉄第三次計画の問題に関しまして、「国鉄の運輸収入は、四十年度において運賃改定による増収分を見込まないと四百五十三億円の減収になるが、その原因はどこにあるのか。さらに、今回の運賃値上げによって国鉄七カ年計画の資金収支はどういうふうになるか。また、工事規模約三兆円のこの計画は、今後における物価の上昇を考えると、このままでは、はたして計画を完遂できるのかどうか。計画期間中の人件費については、どの程度の上昇率を見ているか。今後、計画期間中、運賃値上げは行なわないかどうか」などの質疑がありました。これに対し、「政府側から、「四十年度における赤字の原因は、不況の影響で、運輸収入、ことに貨物収入の伸びが予想以上に鈍化したためである。運賃値上げによる七カ年間の増収額は一兆二千億円で、七カ年の所要資金総額中に占める自己資金、外部資金の割合

は、自己資金が二三%、外部資金が七七%となる。物価変動との関係については、卸売り物価は安定しているので、計画は予定どおり達成できると思う。計画期間中の人件費の上昇率は七%と見ており、計画期間中、運賃値上げは考えていない」との答弁がありました。

次に、国鉄運賃の引き上げと物価対策との関連についてでありますが、国鉄の運賃引き上げは、物価対策の見地から、非常に大きな問題であるが、国鉄運賃引き上げの物価に及ぼす影響はどのくらいか。政府は物価対策に真剣に取り組みと言いつつ、米価、国鉄運賃、郵便料金などの公共料金を次々に値上げしているが、一体、政府のこれら公共料金に対する基本的な考え方はどうか。などの質疑がありました。これに対し、「公共料金引き上げの消費者物価に対する影響は、米価〇・七%、国鉄運賃は〇・三%、私鉄は〇・〇七%、郵便料金は〇・〇六%程度である。貨物運賃引き上げの卸売り物価への普及については、正確に把握できない。公共料金の値上げについては、政府の直接関係しているものは、現在計画しているもの以外は考えておらず、また、地方公共団体その他の公共料金については、値上げの時期、経理内容等を勘案して、慎重に対処していく所存であり、便乗値上げなどは厳に抑制する方針である。なお、国鉄運賃、郵便料金については、今後五年くらいは値上げをしないつもりである」との答弁がありました。

このほか、質疑は広範にわたりましたが、その詳細は、会議録により御承知を願いたいと思います。

◎昭和四十一年度一般会計予算

(昭四一・四・二成立)

一、提案理由(二月四日)

○福田(赴)国務大臣 昭和四十一年度予算編成の基本方針及びその大綱につきましては、先日、本会議におきまして御説明いたしましたところありますが、本日から予算委員会御審議をお願いいたします。昭和四十一年度予算の編成にあたりましては、先日の財政演説で申し述べました財政金融政策運営の基本的な考え方にのっとり、公債政策の導入による財政規模の積極的な拡大と画期的な大幅減税の断行を通じて、有効需要の拡大をはかり、景気のすみやかな回復を実現して経済を安定成長の路線に導くとともに、住宅、生活環境施設等の飛躍的な拡充をはじめ、物価対策の強化、社会資本の整備、社会保障の充実、低生産性部門の近代化等の重要諸施策に対する財源の重点的配分を行ない、あわせて一般行政費の節減合理化、機構の拡大、定員の増加の抑制など、財政体質の改善の推進と予算の弾力的執行の強化をはかることを基本方針といたしましたのであります。

この基本方針に基づき編成されました昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入、歳出とも四兆三千四百四十三億円であります。昭和四十年当初予算に比し六千五百六十二億円、補正(第3号)後の予算に対して五千六百九十五億円の増加となっております。

昭和四十一年度一般会計予算

かくて、昨日をもって質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小林委員が反対、自由民主党を代表して日高委員が賛成、公明党を代表して多田委員が反対、民主社会党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨を、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和四十年政府関係機関補正予算(機第3号)は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

また、財政投融资計画の総額は、二兆二百七十三億円でありまして、昭和四十年当初計画に対し四千六十七億円の増加となっております。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入予算の総額四兆三千四百四十三億円の内訳は、租税及び印紙収入三兆一千九百七十七億円、税外収入三千八百十三億円、公債金七千三百億円及び前年度剰余金受入五千三百億円となっております。

まず、租税及び印紙収入三兆一千九百七十七億円は、前年度当初予算に対し九百億円の減少、また、補正(第3号)後の予算に対し一千六百九十億円の増加となっております。これは、現行税法を前提とする四十一年度の収入見込み額三兆四千六百六十六億円から、税制改正による減収等二千八十九億円を差し引いた額であります。

四十一年度の税制改正におきましては、最近における国民の税負担の状況及び経済情勢の推移にかんがみ、国税において、平年度三千六十九億円(初年度二千五十八億円)にのぼる減税を断行することといたしました。これは戦後最大の規模の減税であります。

税外収入三千八百十三億円は、前年度当初予算に比べ八百六億円の増加となっております。

次に、公債金七千三百億円は、財政法第四条第一項ただし書きの規定により、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充当するため発行する公債の収入を見込むものであります。なお、ここにいう公共事業費の範囲は、一般会計予算総則第七条に掲げるとおりであります。その金額並びに出資金及び貸付金の合計額は七千六百五十

億円であります。公債金の収入見込み額七千三百億円を三百五十億円で回すものとなっております。

このように、昭和四十一年度に発行する公債は、その対象を公共事業費等に限定いたしますとともに、市中消化によることとし、今後における公債の発行が乱に流れることのないよう特に配意いたしました次第であります。

前年度剰余金の受け入れ五十三億円は、前年度当初予算に比べ六百四十四億円の減少となっております。

次に、歳出のおもな経費につきまして、順次御説明いたします。社会保障関係費といたしましては、総額六千二百十七億円を計上し、経済の発展と国民生活の向上に即応した施策の充実をはかっております。

すなわち、まず生活保護費におきましては、生活扶助基準を一・三・五％引き上げる等の改善措置を講じますほか、社会福祉費において、心身障害児対策の強化等児童保護施策の充実、社会福祉施設職員の処遇改善等を行なうことといたしておるのであります。

社会保険費におきましては、拠出制国民年金の年金額を大幅に引き上げ、いわゆる夫婦一万円年金を実現いたしますほか、福祉年金につきましても、年金額の引き上げ等の改善を行なうこととしております。また、政府管掌健康保険等に対しまして、四十二年度に抜本的な財政再建対策を講ずるまでの間、保険料率の引き上げ等の財政措置を講ずるとともに、特別の国庫補助を行なうこととしております。さらに、国民健康保険につきましても、療養給付費に対する

国庫補助の制度を整備して、世帯員七割給付の着実な推進をはかることといたしております。

このほか、保健衛生対策につきましては、結核、精神衛生、原爆障害等、各般にわたり経費を増額いたすとともに、特にガン対策を強化することといたしております。

また、雇用対策につきましても、職業転換給付制度の新設等、失業者の就職促進と労働力移動の円滑化に資するための施策を拡充することといたしております。

文教及び科学振興費といたしましては、総額五千四百三十三億円を計上し、青少年の健全な育成と科学技術の振興をはかることといたしております。

すなわち、初等中等教育につきましては、引き続き学級編制基準の改善を行ないますとともに、公立文教施設につきましては、単価及び補助基準の改定等により、その整備を一そう促進することといたしております。

また、義務教育教科書の無償給与につきましては、その範囲を中学一年にまで拡大いたしますとともに、学校給食の拡充、就学援助の強化、特殊教育の充実等につきましても格段の配慮を加えておるのであります。さらに、僻地教育の充実についてもきめのこまかい施策を講ずることとし、新たに僻地における学校ぶろの設置費に対する補助を行なうとともに、僻地教員宿舍の増設、寄宿舎の整備、無償給食の実施等の措置を講ずることといたしております。

次に、大学教育につきましては、大学入学志願者の急増に対処し

て、国立大学の新設及び学部・学科等の新設、拡充により約四千六百人にのぼる入学定員の増加を予定いたしますとともに、これに即応した施設の整備、充実をはかりますほか、育英貸し付け金制度の拡充等を行なうことといたしております。

また、特に、私学に対しましては、私立学校振興会の貸し付け規模を大幅に拡大いたしますほか、各種の国庫補助を拡充する等、その助成を強化することといたしております。

以上の施策を通じて、学校教育の水準及び内容の充実に期し

ておる次第であります。さらに、科学技術の振興につきましても、原子力の平和利用、宇宙開発、大型重要技術の研究開発等の重要研究を推進することと

に、各省の試験研究機関の研究体制の整備をはかっておるのであります。国債費といたしましては、国債の償還及び利子の支払い等に要する財源を国債整理基金特別会計に繰り入れるため、四百八十九億円を計上いたしております。

恩給関係費につきましては、恩給増額の際の年齢制限の緩和等、引き続き制度の改善をはかることといたしまして、千九百十七億円を計上いたしております。

次は、地方財政対策であります。

四十一年度の地方財政は、地方税収等の伸びの鈍化、人件費の増

加等により、きわめて困難な状況に立ち至っておりますのであります。

このような事態の改善は、地方公共団体自身の財政の健全化のた

昭和四十一年度一般会計予算

めの努力にまつべき点も少なくないのでありますが、国におきましても、地方財政の健全な運営を確保するため、積極的に、総合的な財政対策を講ずることといたしております。

すなわち、まず地方交付税の率を一・五％引き上げて三二％とし、これにより五百八十六億円の増額を行ないますとともに、四十二年度限りの措置として、臨時地方特例交付金四百十四億円を交付することとし、合わせて一千億円を手当てすることといたしました。また、地方債につきましても、新たに特別事業債千二百億円を計上することとしておりますので、地方財政対策の総額は二千二百億円で相なるのであります。

このほか、地方公営企業に対する再建措置、超過負担解消のための措置等をおおせ講ずることにより、地方の行政水準と住民福祉の一そうの向上を期することといたしております。

防衛関係費としては、三千四百七億円を計上いたしまして、国力に応じた防衛力の計画的な整備充実をはかるとともに、特に基地対策の強化に配意いたしております。

特殊対外債務処理費につきましては、韓国に対する無償経済協力費の増額等を行なうこととして、三百十五億円を計上いたしております。

公共投資につきましては、国力発展の基盤を培養することともに、国土保全に万全を期するため、社会資本の計画的な整備拡充を思い切って推進することとし、公共事業関係費といたしまして、総額八千八百四億円を計上いたしております。

まず、当面の急務である住宅対策につきましては、一世帯一住宅の目標を実現するよう、新たに住宅建設五カ年計画を策定し、計画期間内の建設必要戸数を六百七十万戸と見込み、このうち政府の施策により二百七十万戸を建設することといたしております。四十一年度におきましては、その初年度として、公営住宅、改良住宅、公庫住宅及び公団住宅について合計三十万三千五百戸を建設することにも、住宅の床面積の拡大等、質の向上をはかることといたしまして、一般会計の住宅対策費四百八十七億円、財政投融资計画において住宅金融公庫及び日本住宅公団に対し二千六百七十四億円を計上いたしております。これらを合わせて見ますと、前年度当初に対し実に一千億円をこえる増加となり、その総額は三千百六十一億円と相なるのであります。なお、政府施策住宅全体では、このほか厚生年金住宅等をも合わせ四十万四千戸に達すると見込まれるのであります。

また、生活環境施設の整備につきましては、公園、上下水道、終末処理施設、ごみ処理施設等の建設を促進するとともに、公害防止対策にも特に留意いたしております。

さらに、新たに都市開発資金融資制度を設け、大都市における再開発を推進するため、工場跡地等の買取等に要する資金を地方公共団体に融資することといたしております。

次に、道路整備につきましては、産業基盤の整備をはかり、地域開発の一そりの推進に資するため、まず一般会計におきまして三千六百十三億円を計上いたしております。また、財政投融资計画にお

きまして、日本道路公団等の有料道路事業について大幅な増額をはかり、一千六百七十一億円の資金を投入することといたしております。

空港につきましては、将来の国際航空輸送の増大に対処して、四十一年度には新東京国際空港の建設に着手するほか、東京及び大阪国際空港その他の整備を重点的に実施するとともに、港湾整備につきましても、輸出入の振興、地域開発等に関連する事業に重点をおいてその促進をはかることにいたしております。

次に、日本国有鉄道につきましては、安全輸送の確保と輸送力の増強をはかるため、工事規模を大幅に拡充するとともに、特に四十一年度から山陽新幹線に着工することといたしました。また、日本鉄道建設公団につきましても、新線建設を促進するため、五百億円の事業規模を確保することといたしております。

日本電信電話公社につきましては、旺盛な電話需要に対処するため、加入電話百二十三万個の増設等、電信電話施設の整備を進めることにいたしております。

さらに、治山治水対策につきましては、既定の計画の促進をはかるとともに、一級水系の追加指定等を行なうこととし、また、災害復旧等事業費を大幅に増額して、四十年発生災害につきその復旧進捗を繰り上げる等の措置を講ずることといたしております。

輸出の振興と国際経済協力の推進は、わが国経済の均衡ある発展をはかつていく上において不可欠の要件でありまして、四十一年度においても、重点的に施策の拡充をはかつていくこととしておるの

であります。

すなわち、まず大幅な企業減税により、企業の国際競争力の強化をはかりますとともに、日本輸出入銀行に対して千五百二十億円の財政資金を投入してその貸し付け規模を大幅に増額するほか、日本貿易振興会等が行なう輸出市場拡大のための諸事業を拡充し、輸出の一そりの伸長を期することといたしております。

また、経済協力につきましては、韓国及び台湾向け借款の増加等に対処して、海外経済協力基金に対する財政資金を大幅に増額いたすとともに、新たにナムグム・ダムの開発援助資金の拠出、アジア開発銀行に対する出資等を行なうことといたしております。

さらに、貿易外収支の改善に資するため、海運業の再建整備、外航船腹の拡充、国際航空事業の育成強化等につきましても、格段の配意をいたしておるのであります。

農林漁業と並んで、中小企業の生産性の向上は、当面の重要な課題であり、四十一年度においては、その近代化、高度化を強力に推進するため、税制、財政、金融上の諸施策を総合的に展開することといたしております。

まず、一般会計におきましては、中小企業高度化資金融通特別会計への繰り入れを大幅に増額し、貸し付け条件の改善を行なうとともに、新たに小売商の連鎖化及び共同工場の建設貸与の制度を設けることといたしております。また、設備近代化補助、小規模事業対策、経営指導事業につきましても一そりの充実につとめることとい

たしておるのであります。

税制面におきましては、法人税の軽減税率の引き下げ等により、平年度七百億円をこえる減税を行なうことといたしております。

中小企業金融につきましては、まず財政投融资計画におきまして、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に対し、二千五百四億円を投入、貸し付けワクの二割拡大をはかるほか、本年四月以降の長期貸し付け金利の三厘引き下げ等により中小企業者の負担軽減につとめることといたしました。この措置は、昨年九月の引き下げに続く再度のものであります。

また、昨年十二月に、連鎖倒産防止のための保険制度の創設等大幅な改善が行なわれた信用補完制度につきましても、中小企業信用保険公庫の融資基金に充てるため、四十年補正予算による十億円の出資に引き続き、七十五億円を出資して、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化をはかることといたしております。

農林漁業につきましては、その近代化、合理化を着実に推進するため、生産基盤を整備充実するとともに、需要の変化に即応する生産の選択的拡大と経営の近代化、価格の安定等の施策を総合的に推進することといたしております。

これがため、新たに事業規模二兆六千億円の土地改良長期計画を定め、圃場、農道等を中心に農業基盤の整備を計画的に推進いたしますとともに、林道、漁港等につきましても事業の拡充をはかることといたしております。また、農林漁業を通ずる構造改善事業の推進、農林水産物の生産及び流通対策の拡充、なかんずく畜産、園芸

等成長部門の生産の拡大につとめるとともに、農地管理事業団等による自立経営農家の育成、農業保険の円滑な運営等につきましても施策を強化することにいたしております。

また、当面重要な農林水産物の価格安定につきましては、野菜の集団産地の育成、食肉供給の増大、中央卸売市場の整備、水産物の冷凍の普及等の施策を推進することといたしました。

さらに、金融面の施策といたしましては、農林漁業金融公庫、農業近代化資金等について、それぞれ貸し付けワクを拡大するとともに、特に農業近代化資金の融通の円滑化をはかるため、都道府県の農業信用基金協会の保証業務を強化することとし、農業信用保険制度を創設することにより、その改善、円滑化をはかることにいたしております。

石炭対策費といたしましては、昨年末の石炭鉱業審議会の中間答申の線に沿い、石炭鉱業の合理化、離職者の援護及び産炭地域の振興等に対する施策を強化することにいたしまして、二百四十億円を計上いたしております。

食糧管理特別会計に対しましては、調整資金の状況等を勘案いたしまして、一般会計から千三百十九億円を繰り入れることにいたしております。

産業投資特別会計におきましては、日本輸出入銀行に対する出資三百七十億円をはじめとする総額四百八十億円の出資を行なうこととし、これに要する財源として、一般会計から同特別会計へ四百四十億円を繰り入れることにいたしております。

運用計画の策定にあたりましては、住宅の建設に特に重点を置いてその推進をはかりますとともに、道路、運輸通信等社会資本の充実、輸出の振興等により有効需要の拡大に資することといたすほか、中小企業及び農林漁業金融の充実並びに生活環境施設、文教施設等の整備拡充についてそれぞれ配意を加えておるのであります。また、地方財政につきましては、現下の状況にかんがみ、地方債計画において必要な措置を講ずることといたしております。以上、昭和四十一年度予算につきましては、その概要を御説明いたしました。なお詳細にわたりましたは、政府委員をして補足説明をいたさせます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同いただきたいと存じます。(拍手)

次に、昨年末提出いたしました昭和四十年政府関係機関補正予算(機第3号)につきまして、その概要を御説明申し上げます。

日本国有鉄道につきましては、さきに政府関係機関補正予算(機第2号)により当面緊急に手当てを必要とする修繕費及び改良費等の追加等を行なうことといたしましたのであります。さらに、今回、旅客及び貨物輸送量の減少による運輸収入の減少等に伴う所要の予算補正を行なうこととしたものであります。

今回の補正予算におきましては、本年二月十五日以降に運賃の改定を行なうことといたしてもなお生ずると見込まれる減収額二百六十二億円につきまして、鉄道債券の発行等によりこれを補てんすることといたしております。

予備費といたしましては、災害復旧に要する経費等、最近におけるその使用状況を勘案して、四十年当初予算に対し百五十億円増の六百五十億円を計上いたしております。

四十一年度におきましては、大蔵省証券の発行限度額の引き上げ、及び災害復旧その他緊急の必要がある場合における国庫債務負担行為の限度額の引き上げを行なうこととし、予備費の増額と相まって、予算の弾力的執行をはかることといたしております。

さらに、予算及び財政投融资計画を通じ、事業の執行を上平期に可及的に繰り上げ実施して、有効需要の喚起拡大をはかることにより、景気の早期回復を達成するとともに、年度を通じて安定的な成長を確保することにいたしております。

以上、主として一般会計予算について申し述べましたが、特別会計及び政府関係機関の予算につきましても、一般会計に準じ、経費及び資金の重点的配分と効率的使用につとめ、事業の円滑な遂行を期することといたしております。

財政投融资につきましては、以上のそれぞれの項目において説明いたしておりますが、その原資といたしましては、出資原資として産業投資特別会計出資四百八十億円、融資原資として、資金運用部資金一兆二千三百六十一億円及び簡保資金千七百億円、合計一兆四千五百四十一億円の財政資金のほか、民間資金等の活用として、公募借入金等五千七百三十二億円を見込み、合計二兆二百七十三億円を予定いたしております。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院予算委員長報告(三月五日)

○福田一君 ただいま議題となりました昭和四十一年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本予算三案は、去る一月二十七日予算委員会に付託され、二月四日政府から提案理由の説明があり、翌五日から質疑に入り、以後ほとんど連日にわたり審議を続け、その間、二日間の公聴会、六日間の五分科会を開いて、審議の慎重を期した後、本日、質疑を終了して、討論採決をいたしましたものであります。

予算の規模につきましては、さきに本会議において大蔵大臣から説明がありましたので、説明を省略させていただきます。審議の概要を申し上げます。

まず、公債の発行に関しましては、「従来、一般財源で支弁していた公共事業関係費の大部分を公債財源によることは、実質的な赤字公債ではないか。公債発行の歯どめとしての公共事業費の範囲をどう解釈しているか。兵舎、兵器もこれに含まれるか。公債発行額は市中で消化される額にとどめるといふが、公債のほか、政保債、地方債、その他の起債額を合わせると二兆円をこし、市中消化が困難となり、買いオペ等により日銀が引き受ける結果となりはしないか。今後公債は累積し、数年後には四、五兆円となり、インフレと

なることは必ずではないか。公債償還についての具体的計画はどうか。昭和四十一年度中に補正要因が生じた場合に、四十年と同様の特例公債の発行を必要としないか。また、小型免税国債を発行する意思はないか。この趣旨の質疑に対しまして、「今次の財政政策においては、一般財源により大幅減税、社会保障の充実等を行なう一方、景気回復の手段として公共事業を拡充し、その財源を財政法の規定による公債によるものとするとするもので、いわゆる赤字公債ではない。公共事業費の範囲は、国家国民の財産として残るものと解釈しており、その金額は八千三百億円程度と計算されるが、七千三百億円の公債発行に見合う経費の範囲を予算総則に掲げている。防衛施設は、結局消耗的なものであるから、この範囲から除外してある。公債の市中消化については、金融機関の資金量が四十一年度には六兆七千億円程度増加する見込みであるから、何ら不安はない。今回発行の公債は、四十一年度中は日銀の買いオペ等の対象にはしない。今後公債が累積しても、その額は国民の年間所得に対し一割程度にとどまる見込みであるから、インフレの懸念はない。財政法の規定による公債償還の計画は予算に添付して提出したとおりであるが、将来の公債償還計画及び減債基金制度については、財政制度審議会の答申をまっすぐきめたい。四十一年度予算は、税収をかたく見積もり、予備費を増額するなど、弾力性を与えており、補正要因が生じて、弾力性の幅の中で解決できるから、特例公債を発行することは考えていない。また、小型免税国債については今後検討したい。」との趣旨の答弁がありました。

次に、物価対策に關しましては、「四十年消費者物価の七・七%上昇は、すでにインフレーションの段階であり、国民に貯蓄意欲を失わせるではないか。四十一年度は五・五%に押えるというが、消費者米価、鉄道運賃、郵便料金を値上げし、生鮮食料品の値上がりも予想されるのに、はたしてこれで押えられるか。政府は物価安定を犠牲にして不況克服をはかる意思のようであるが、物価を安定させなければ真の意味の景気は回復しないのではないか、不況下において物価が下がらないのは低生産性部門の立ちおくれが一因と思いが、これに対する明確な対策を講ずべきではないか。ことに、消費者物価上昇に多大な影響のある生鮮食料品の流通機構の改善については、予算をさらに増額して強力に推進すべきではないか。カルテルの存在、独占企業の管理価格、または再販売価格維持制度が物価高の原因となっているが、これに対し強力的な態度で臨むべきではないか、勧告操短は廃止すべきではないか。地価安定強化に關し、さきに衆議院で議決されているが、これをどのように実施しているのか。」との趣旨の質疑に対しまして、「現在、消費者物価は上昇しているが、卸売り物価は落ちついており、国民は通貨価値に不安を有していない。また、この上昇は一時的なもので、二、三年中には三%程度にとどめるから、国民の貯蓄意欲を失わせることはない。四十一年度の消費者物価には、米価、鉄道運賃、郵便料金は計算に入れてあり、放置すれば六%をこえたと予想されるが、五・五%にとどめることを努力目標として各種の施策を講じたい。物価安定と不況克服とは同時になし得るものと考えている。低生産性部門に対して

は、中小企業基本法及び農業基本法を基幹として生産性向上をはかっている。ことに、生鮮食料品については、卸売り市場及び屠殺場の近代化、農産物の指定生産地及び価格安定資金の拡大、コールドチェーン方式の推進等の措置を講じており、所要経費は一般会計のほか財産投融資でも配慮しているが、有効な具体的計画があれば予備費使用を考える。カルテルの認可については、できるだけ厳重に検討し、長期にわたらないよう注意しているが、法に認められていないカルテルが相当あると思われるので、公正取引委員会職員を強化してその取り締まりに努力する。管理価格についても同様である。再販売価格維持契約についても、現在認められているものを再検討するとともに、違法の維持契約を厳重に取り締まる。基礎産業において市況が生産費割れとなっているのに不況カルテルの結成が困難な場合、行政措置として勧告操短をさせることはやむを得ないが、正常な状態に返れば早急にやめるべきものと思う。地価安定対策は広範な問題を含んでいるが、早急に解決すべく努力中であつて、現在大都市周辺の土地利用計画について宅地審議会に諮問中であり、地価公示制度も大都市周辺から早急に実現する準備を進めており、税制面でも土地収用法の改正に關連して考慮している。」との答弁がありました。

次に、不況対策に關しましては、「現在の不況の原因は、過去における過剰設備投資等、均衡を欠いた発展にあると思われるが、この不均衡は正にいかなる措置をとるか。個人消費の増大、輸出依存度の拡大につとめるべきではないか。現在の需給のギャップは相当大

きだが、今次の予算ではたして景気は回復するか。景気回復のため、いかに予算を執行するか。設備投資の額は横ばいであるが、これから生ずる新規供給力が上積みされて、新規の有効需要と相殺され、いつまでも低圧経済が続いて安定成長に移行できないのではないか。」との趣旨の質疑に対しまして、「過去の高度経済成長政策はそれなりに効果をもたらしたが、一面非常な経済のひずみを生じたことを反省し、大企業等設備投資の進んだ部門の投資を抑え、中小企業等低生産性部門の成長に力を入れるよう。十分行政指導をしていきたい。わが国の輸出の伸び率はきわめて高いが、輸出依存度は低いので、今後とも国民生活の向上とともに輸出の振興をはかりたい。現在の需給ギャップを一時に埋めようとすれば、二〇%以上の高度成長を必要とし、再び経済に大きなひずみを与えるから、四十一年度は七・五%程度の安定成長をはかり、翌年度以降もさらに七・八%程度の速度を続けたい。ここ二、三年は設備過剰状態は続くものと思うが、財政が設備投資にかわって有効需要増大の原動力となるように、年度当初から予算の執行を積極的に進めるため、中央、地方の連絡を密にし、年度前半に公共事業六〇%の契約を行なつて事業推進に遺憾なきを期するから、新年度に入ったならば相当顕著な景気回復があらわれられると思う。」との趣旨の答弁がありました。

次に、税制改正に關しましては、「今回の減税は企業減税中心であるが、この方針によつた理由は何か、これで景気回復に効果があると考えるか、景気が回復したら増税に転ずるのか。所得税減税が中高所得層に偏しており、租税負担公平の原則に反するのではない

か。当初特別措置の整理改廃により増収をはかる意図であつたようであるが、特別措置はかえつて増加してはならないか。固定資産税及び都市計画税は、三年間据え置き、暫定措置をとつておけるに、その期間中に引き上げをはかることは公約を無視したもので、改正を取りやめるべきではないか。」との趣旨の質疑に對しまして、「従来の減税は所得税に大きな比率が置かれたが、個人を富ましめると同時に、大企業であると中小企業であるとを問はず、企業の資本蓄積をはかることがこの際必要であると考えたので、今回の減税は、所得税六、企業四の割合によつた。不況対策の面からすれば公共事業費等の支出のほうが減税より相当効果が大きい、今回の減税は必ずしも景気対策の面ばかりを考えたわけではない。現在においても個人、企業の税負担は相当重いから、今後とも長期にわたつて減税をはかりたい。所得税の改正は、課税最低限度を引き上げ、三百万円以下の中堅所得層の税率を軽減するもので、公平の原則には矛盾しない。特別措置については、十分検討したが、中小企業を中心に企業一般の資本蓄積のため、これを強化する必要がある。公平原則に反すること、及び住民税の減税に他恒久財源を求めめる必要があることを考慮し、税制調査会の答申の線に沿つて行なうものであつて、激変を緩和するため徐々に引き上げることとしてゐるが、これについては地方税法の改正案において十分国会の審議を願いたい。」との趣旨の答弁がありました。

はないが、個々の実情に應じ、長期、低利の資金供給、一部一般会計負担を考へている。」との趣旨の答弁がありました。

次に、中小企業対策に關しましては、「中小企業の倒産がきつめて多いが、政府はその実態を把握してはならないのではないかと。依然として長期手形が横行しているが、どう対処するか。中小企業向け金融比率を増加させるべきではないか。公定歩合が下がつたのに、中小企業向け金利はほとんど下がらず、歩積み・両建ても依然として解消してはならないか。」との趣旨の質疑に對しまして、「人員の關係上、中小企業倒産の全体を調査することはできないが、サンプル的に倒産の原因を徹底的に究明しており、その結果によると、売れ行きまたは受注の不振が最も多く、代金回収困難、過去の設備投資の負担がこれに続いている。下請企業に対する代金支払いについては、下請企業にしわ寄せすることのないよう行政指導し、実効があらなければ、法的措置も必要と考へているが、いかなる手形サイトが適切であるかは結論に達していない。中小企業向け金融比率は、最近増加の傾向に転じたが、設備近代化の意欲を喚起するなど、行政指導により、この傾向を維持したい。なお、公定歩合の引き下げに應じ市中金利は多少下がつたが、中小企業向け金利はなかなか下がりにくいことを考慮し、政府三機関の金利を、昨年の三厘引き下げに続き、さらに三厘引き下げようとしてゐる。過大な歩積み・両建てについては、逐次整理させ、都市銀行及び地方銀行はほその整理を終わり、相互銀行及び信用金庫も相当整理が進んだ旨報告を受けてゐるが、さらに銀行検査を通じ的確に把握していきたい。ま

次に、地方財政に關しましては、「地方財政悪化の原因は何か。財政強化のためいかなる措置をとつたか。また、これによりどの程度財政が改善される見通しか。景気刺激のため公共事業が拡充される結果、地方債の増発を招くこととなるが、はたして消化することができるか。特に弱小地方公共団体では困難ではないか。国の補助委託費の基準単価等が不適正なため、地方財政は多額の負担をしいられてゐるのではないか。過密都市の財政困難に對しいかなる援助策を講ずるか。地方公営企業は、その公共福祉性にかんがみ、地方の一般会計が財源補てんをし、さらに国がこれを補助すべきではないか。」との趣旨の質疑に對しまして、「地方財政悪化の原因は、不況による税収減と人件費等の負担増にあり、四十一年度においては、地方財政収支不足見込み額約二千五百億円に對し、交付税率二・五%の引き上げ、臨時特例交付金の交付、固定資産税及び都市計画税の改正、特別事業債発行等の措置を講じて収支均衡をはかることとしてゐる。景気回復のため国も公債発行の方針をとるのであるから、地方債が増発されることもやむを得ないが、その消化については、国債同様懸念はない。弱小地方公共団体の起債については、なるべく政府資金でまかなうこととする。国庫補助単価等の改正については、知事会から八項目の要請があり、おおむねその要請にこたえた。過密都市の財政援助については、臨時特例交付金の一部のたばこ本数割り配分、固定資産税及び都市計画税の改正、大都市海岸事業の補助率の引き上げ等の措置を講じてゐる。地方公営企業の財政は、当該企業の受益者が負担すべきもので、この原則を変へる意思

た、歩積み・両建ての苦情処理機関をつくつたが、受付件数が少ないので、さらに適切な方途を検討している。」との趣旨の答弁がありました。

次に、外交政策に關しましては、「ベトナム紛争の解決に對し、いかなる態度で臨んでいるのか。ベトナムを和平交渉の相手方とするよう努力すべきではないか。来たるべき日米安保条約の改定期にいかに対処するか。現在のよう米軍の常時駐留を有事駐留に切りかへるべきではないか。アメリカの沖繩施政権行使は条約上の疑義もあるから、強ちに施政権返還を要求すべきではないか。日ソ航空協定が暫定運航のままいつまでも推移することはないか。中国の国連加盟問題について今後いかなる態度をとるか。対中国貿易に輸銀資金を使用するか。韓国が十年間の有償無償の経済協力に早期繰り上げを要望していると伝えられるが、これを認めるか。」との趣旨の質疑に對しまして、「ベトナム紛争については、戦闘を停止して協議に入ることが最も望ましいと思ひ、その方向で努力してゐる。この場合、ベトナムの意向は何らかの形で会議に反映させるべきものと思ふ。日米安保条約については、現在のところこれを改定する意思はない。有事駐留に切りかへることは反対である。沖繩施政権返還については、アメリカ大統領に強く要望し、大統領の意向は共同声明に表現されたとおりであるが、今後とも日米の相互理解と協力によつてこれを実現するよう努力したい。日ソ航空協定については、二年以内の本格的乗り入れの実現を強く申し入れ、相手方もこの申し入れを了承してゐる。中国の国連加盟は、国民政府の処遇とも関

連し、きわめて重要な問題であるから、従来の重要事項指定方針を堅持するが、流動する国際情勢に処して誤りのないよう注意する。中国貿易は、国交未回復の現在、政経分離のたてまえで進んでいるが、輸銀資金使用についてはケース・バイ・ケースで対処していきたい。日韓の経済協力は協定に従って行なうもので、多少の変更はあっても、十年を六年に短縮することは不可能である。」との趣旨の答弁がありました。

以上のほか、全日空機及びカナダ航空機事故に関連する対策及び航空行政のあり方、早稲田大学紛争に関連する私学振興策、京都の精神異常少年犯罪に関連する警察行政及び精神異常者対策、新潟県知事選挙違反事件に関する処理等、最近生じた事件に関連する事項をはじめ、沖縄の自治権拡大、青少年の意気高揚及び非行防止対策、同和問題の根本的解決、第三次防等将来の防衛構想、自衛隊の海外派兵、北九州高射群配置にあつた自衛隊の行動、米軍提供施設整備費によるゴルフ場移転、核拡散防止に対する態度、日米加漁業条約及び日米繊維貿易協定の不公平の是正、輸出及び国際収支の見直し、輸出秩序の確立、ベトナム特需の現状、賠償担保の貸し付け、日銀の山一証券への融資の経緯及び今後の処理、教職員の超過勤務手当、低開発地方の高校教育補助、医療保険制度改正の方向、原爆被爆者援護、環境衛生関係営業への金融、社会保険診療報酬支払基金の運営、業務行政の改善、食糧自給対策、食糧制度及び生産者米価算定方式の維持、農業構造改善事業の成果、農林漁業団体職員共済組合等に対する補助、農林漁業用揮発油税の免税または身が

わり農道等整備費の増額、国有林の経営方針、原子力発電の開発、繊維産業の構造改善、鉄道運賃の値上げ及び値上げ遅延に対する補正予算の必要、都市交通の改善、郵便料金の値上げ、放送法改正の構想及び電波免許方針、最低賃金法の改正、住宅及び宅地開発対策、出かせぎ労働者の雇用体系及び宿舍設備の改善、地方公務員の定年制、その他国政各般にわたり、きわめて熱心な質疑が行なわれ、政府から答弁がありました。その内容は、会議録をごらん願うことといたしまして、説明を省略させていただきます。

本日、質疑終了後、日本社会党から、昭和四十一年度総予算につき撤回のうえ経済財政政策を転換し編成替えすることを求めるの動議が、また、民主社会党から、昭和四十一年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、それぞれ趣旨説明がありました。その内容は会議録をごらん願うことと存じます。

かくて、予算三案及び両党の動議を一括して討論に付し、自由民主党が、政府原案賛成、両党の動議反対、日本社会党が、政府原案及び民主社会党の動議反対、日本社会党の動議賛成、民主社会党が、政府原案及び日本社会党の動議反対、民主社会党の動議賛成、日本共産党が、政府原案及び両党の動議反対の討論を行ない、採決の結果、両党の動議は否決され、予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決された次第であります。(拍手)

三、参議院予算委員長報告(四月二日)

○石原幹市郎君 たいだいま議題となりました昭和四十一年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十一年度予算は、景気のすみやかな回復を實現して、経済を安定成長路線へ導くことが、当面わが国の経済に課せられた最も重要な課題であるとの考え方に立って、公債政策の導入による財政規模の積極的な拡大と画期的な大幅減税を通じて、有効需要の拡大をはかるとともに、住宅、生活環境施設等の飛躍的拡充をはじめ、物価対策の強化、社会資本の整備、社会保障の充実、低生産性部門の近代化等の重要諸施策に対して、財源を重点的に配分し、あわせて、一般行政費の節減合理化と予算の弾力的執行を強化することを基本方針として、編成されたものであります。

これら予算三案は、去る一月二十七日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、二月四日福田大臣から提案理由の説明を聴取し、三月五日衆議院よりの送付を待って、七日から質疑に入り、自來本日まで、委員会を開くこと十六回、その間二日間にはわたり公聴会を、三日間にわたり分科会を開いて、慎重に審査を進めてまいりました。以下、質疑のおもな点につきまして、その要旨を御報告申し上げます。

まず、最も質疑が集中した公債政策の問題であります。今回政府が公債発行に踏み切ったことは、政策の大転換であるが、その理

由は何か。公債発行は財政を放漫にし、インフレを惹きさせる危険はないか。公債発行は市中消化にと言っているが、実際には割り当てであり、しかも、大蔵省証券の発行を先行させる公債発行方式は、結局、日銀引き受けと何ら変わるところはない。今後における財政規模の拡大、租税収入見込み等を勘案すれば、たとえ景気回復後においても、公債政策からの脱却は、はなはだ困難であり、公債の累積は巨額にのぼるものと思われる。政府は、償還計画等をも含めて国債の今後の見通しを明らかにせよ。などの質疑がありました。これに対し、政府から、「公債政策に踏み切った理由は、現在の不況克服のためには、積極大型予算を組み、低生産性部門への投資、立ちおくれた社会資本の充実ははかり、また、国民に蓄積を与えるために大幅減税を行なう必要があるからであり、財政にこのような景気調節機能を持たせることが必要であるという観点から、公債を発行することになったものである。現在のわが国は、低圧経済下にあり、財政が公債発行によって拡大されても、物資及び労働力の需給を圧迫することはなく、また、貯蓄性向は非常に高く、国債を含めた起債消化も十分にまし得る状態にあるので、インフレの心配は決してない。新規国債については、一年間は買いオペの対象や日銀貸し出しの担保にはしないし、通貨の増発も、成長通貨の範囲にとどめ、健全な金融政策を堅持する考えである。公債の発行額は景気情勢のいかんによる。ここ数年間は低圧経済が続くので、公債は増加するが、四十四、五年ころから租税収入がふえ、公債は漸減の方向に向かう見通しである。公債の償還については、耐用年数の長い国

の資産に見合うものであるから、七年後に全部現金償還する必要はなく、借りかえても差しつかえはない。今後の減債制度については、財政制度審議会に諮問して、その答申を待って結論を出したいと考えている。」との答弁がありました。

また、不況対策につきましては、「政府は、四十一年度予算において公債を発行して、積極大型予算を組み、しかも、上半期に支出を集中して、有効需要を拡大し、不況を打開すると言っているが、これ現在のデフレギャップはどの程度埋まるのか。上半期への支出の集中は、過去の実績、地方団体の現状等から考えて、はたして可能なのか。政府は、有効需要増大にのみ意を用いているが、どうして、もう一つの不況の特殊要因である企業の資本費の増加に手を打たないのか。また、政府は、景気はすでに底入れしたと見ているようであるが、経済指標の好転は、生産調整によって供給が押えられているため、需要がふえたためではない、これをもって底入れと見るのは根拠が薄弱ではないか。」などの質疑がありました。これに対し、政府から、「三、四兆円、あるいはそれ以上ともいわれている現在のデフレギャップを一挙に解消することは、かえって危険であり、政府としては、二、三年をかけて、このギャップを解消していくつもりである。四十一年度予算も、かかる見地から編成されており、それによって喚起される有効需要で相当程度ギャップは埋まるものと思ふ。現に、景気は一応、底入れ感が出てきており、年間を通じて七・五%の成長を遂げると考えている。なお、上半期に六〇%の契約完了という目標は、現在、確実に事務手続を進行させてお

り、達成できるものと確信している。また、自己資本の充実については、経営主体が蓄積に努力すると同時に、企業減税が必要と思われるので、四十一年度においても、この企業減税に意を用いており、一方、金利についても、表面金利は低下しているので、実質的な金利引き下げに努力を傾注しているところである。」との答弁がありました。

次に、物価対策につきましては、「四十年度は、政府の当初見通しを大幅に上回る七・五%の上昇となり、三十五年以来の平均上昇率は六%をこえている、これはまさにインフレといふべきではないか。政府は不況対策を優先し、物価対策を二の次にしているのではないか。さらに政府は、四十一年度は五・五%の上昇にとどめ、その後は三%程度の上昇にとどめたいとしているが、これでも、相当異常な物価騰貴である。公共料金を軒並み値上げをし、操短を勧告したり、カルテルを結成させるなど、政府は、一体、物価対策を真剣に考えているのか。」などの質疑がありました。これに対し、政府から、「四十年度の消費者物価上昇は、生鮮食料品、サービス業、中小企業製品等の騰貴が大きかったからである。もしも長期にわたったりば、インフレといふべきであろうが、現在のわが国経済を直ちにインフレと即断することはできない。政府が景気対策として積極的大型予算を組んでも、それが物価安定と相反するものとは思われない。経済の基調が健全になれば、物価は安定するのであって、不況対策と物価対策とは必ずしも矛盾しない。四十一年度五・五%は努

力目標であるが、達成不可能とは思っていない。農業や中小企業等の低生産性部門では、賃金の平準化を生産性の向上で吸収できず、それが価格に転嫁されるので、これら低生産性部門の合理化、体質改善等を含めた総合的な対策をとり、最善の努力を払って、物価問題に取り組みでいきたい。」旨の答弁がありました。

地方財政につきましては、「公債発行による公共事業拡大のため、地方財政はそのおきを受け、国の補助事業は大幅に増加したが、一般財源の伸びは小さく、単独事業は圧迫され、地方財政は全く弾力性を失った。国の地方財政対策は中途はんぱであり、このままでは、地方団体は年度途中で非常な財政難におちいるばかりでなく、地方団体本来の機能を果たすことができなくなるのではないかと、この質疑がありました。これに対し、政府から、「現在の地方財政の窮乏は、経済不況に原因があるのであり、国としては、地方交付税率の引き上げや臨時地方特例交付金の交付など、中央、地方の財源配分については、大幅に地方に傾斜したやり方をとっている。国の公債発行は、地方開発を力強く推進して、地域間の格差を是正し、地方経済の落ち込みを直していこうという趣旨のものであるから、地方も国と一体となって事業を推進する必要がある。しかし、国の一般財源は非常に窮乏なので、地方に特別事業債千二百億円を認め、その元利償還については、国が全部負担するたてまえではないが、基準財政需要額の中に織り込んで、地方の財政負担を解消することを考えており、地方財政に大きな支障はないと思われるが、今後とも地方財政の運営上支障を来たすことのないよう、十分配慮し

て措置をしていきたい。」との答弁がありました。

農業政策につきましては、「自立経営農家を育成し、他産業との格差を是正していこうとする農業基本法の目的は一向に実現されず、農政の失敗は明らかである。兼業化、労働力の流出、格差の拡大傾向等、農基法とは逆の方向に向かっているわが国農業の現状に対し、政府はいかなる政策をとろうとするのか。」などの質疑がありました。これに対し、政府から、「農業基本法の趣旨に即し、専業農家の育成に力を入れているが、実際には兼業農家が増加した。しかし、兼業農家の増加には、それなりの理由があり、この実情を無視するわけにはいかない。また、他産業との格差も、わずかながら改善されたとはいえ、依然としてかなり存在している。したがって、農業所得とともに、農家所得の増大をはかることも、あわせて考えて農業施策を推進していくつもりであるが、いままでの政策を再検討せよという議論もあり、農業のあり方については、今後十分に検討の上、結論を出したい。」との答弁がありました。

中小企業対策につきましては、「政府は、これに重点を置くと言いながら、中小企業対策費は一般会計予算のわずか〇・六八%にしかなり、これでは十分な施策は行なえないではないか。中小企業は現在極度に困窮しており、その倒産もなお高水準にある。政府は、中小企業に官公需要を確保するため、これを法制化する考えはないか。」などの質疑がありました。これに対して、政府から、「中小企業対策費は、決して多いとは言えないが、しかし、その増加率は他に例を見ないほどであり、さらに、財政投融资、金融、税

制の各部面にわたって、総合的に対策を講じている。中小企業の倒産の根本原因は、不況により受注が減少したことにあるので、政府としても、景気の回復に努力するとともに、官公需の中小企業への発注についても、参加資格要件を緩和するとか、事業を分割して発注するとか、種々の方法を目下検討中で、中小企業が立ち直らなければ、不況の克服もできないし、物価問題も解決しないので、中小企業対策には特に重点を置いている。」との答弁がありました。

最後に、外交及び防衛に関しましては、日米安保条約の満期に対処する政府の態度、沖繩防衛問題、海外派兵問題、核拡散防止と核軍縮の問題、中共の核武装とわが国の第三次防衛力整備計画、ベトナム紛争の平和的解決、及び共同規制水域における漁船拿捕事件、並びに、中共代表団の訪日問題等、幾多の重要諸問題が取り上げられ、きわめて活発な質疑が行なわれました。中でも、沖繩防衛問題につきましては、総理大臣の発言をめぐり、一時紛糾を見ましたが、最終的には、総理大臣から、「私は、切実な国民感情から率直に申し上げたのであって、万々一の場合でも、直ちに、わが自衛隊が出動すると結論を下したわけではない。いまのように施政権をアメリカが掌握している限り、憲法論、条約論、自衛隊法等により、自衛権の発動、自衛隊の出動ができないことは当然である。」という趣旨の答弁がありました。

◎昭和四十一年度特別会計予算

(昭四一・四・二成立)

一、提案理由(二月四日)

(昭和四十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月五日)

(昭和四十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(四月二日)

(昭和四十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

心な質疑が行なわれました。

なお、中共代表団の入国拒否問題につきまして、「総理は平和に徹すると言いが、アジアで共産圏を無視したやり方では平和は望み得ない。世界の大部分が中国との接触の必要を認めてきている今日、もっと大局的見地に立って、代表団の訪日を認めるべきではないか。」との質疑に対し、総理大臣から、「何ら中共を敵視するものではないが、両国が仲よくするためには、お互いに独立を尊重し、内政に干渉しないということが絶対に必要である。」旨の答弁がありました。

このほか、質疑は、減税問題、社会保障、ことに医療問題、その他、社会開発に関する諸問題等、きわめて広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日をもちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して亀田委員が反対、自由民主党を代表して白井委員が賛成、公明党を代表して鈴木委員が反対、民主社会党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して春日委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和四十一年度予算三案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和四十一年度政府関係機関予算

(昭四一・四・二成立)

一、提案理由(二月四日)

(昭和四十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月五日)

(昭和四十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(四月二日)

(昭和四十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

◎内閣総理大臣の施政方針に関する演説

(昭和四十一年一月二十八日)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 第五十一回通常国会の再開に際し、昭和四十一年度予算その他の重要案件の審議を求めらるにあたり、当面する内外の諸問題について、政府の所信を明らかにいたしたいと存じます。

私は、本年こそ不況を克服し、経済を立て直すべき年であるとかたく決意し、こん身の勇気をもってこの問題に対処してまいらる覚悟であります。(拍手)このため、本格的な公債政策を取り入れるとともに、大幅な減税を断行することといたしました。これは財政面から積極的に景気の回復をはかり、経済の均衡ある発展と国民生活の安定向上を実現するためであります。

昨年の夏以来強力に推進いたしました一連の景気対策は、現在ようやくその効果をあらわし始め、民間における生産や設備の調整、経営の合理化等の真剣な努力と相まって、四十一年度予算の能率的な実施により、経済は本年には必ずや明るさを取り戻すものと確信し、また、何としてもそうしなければならぬと強く決意しております。(拍手)

国民経済が安定的な成長を続けるためには、有効需要と供給能力とが均衡を保ちながら拡大していくことが必要であり、農業、中小企業等生産性の低い部門の近代化も促進されねばなりません。かか

内閣総理大臣の施政方針に関する演説

る観点のもとに、政府は、不況の克服、物価の安定を最優先とし、総額四兆三千百億円の一般会計予算、二兆三百億円の財政投融资という大型積極の財政規模を設定し、さらに、国税、地方税を通じ平年度三千六百億円に及ぶ画期的な大幅減税を実施いたします。

今回の減税は、中小所得者の負担軽減のための所得税の減税と、企業の体質改善、特に中小企業の経営基盤の強化に資するための企業減税を最重要といたしました。この結果、ここ数年来二二%前後で推移した国民所得に対する租税負担率は、四十一年度におきまして二〇・二%と大幅に軽減され、昭昭三十五年度以来の最低の負担となります。このことは、国民生活の安定に貢献することはもとより、需要の拡大、企業の体質改善等を通じて、景気の回復に大きく寄与するものと信じます。

公債の発行が国の財政を不健全にし、インフレーションに発展するとして反対を唱える向きも一部にありますが、物資が極度に欠乏していた戦時中及び戦後の当時と、経済力の充実した今日においては、条件は全く異なっております。(拍手)公債政策は、有効需要の調整を通じて経済の安定に最も効果をあげるものであり、インフレーションを抑え、デフレーションを回避しつつ、各般の財政需要に安定的にこたえていくものであります。財政がその時々々の経済情勢に応じて適正規模に維持されれば、決してインフレーションになる心配はありません。私は、今後も健全な財政の確立につとめ、絶対にインフレーションを招来しないことを国民諸君にかたく約束いたします。(拍手)

なお、昨今の不況下にかかわらず、幸いにして、輸出貿易は大幅に増進し、国際収支は好調に推移しております。国民経済の安定と発展のためには、経済規模の拡大に応じて外貨準備の増進をはかることが何よりも必要であります。このため、国内的には、国際競争力を強化するための輸出振興策を講ずるとともに、対外的には、世界貿易拡大のための国際的努力に対し、協調を保ちつつ、貿易環境の改善をはかり、もって輸出の拡大のため最善を尽くしてまいります。

現在、わが国経済は、きわめて苦しい事態に当面しておりますが、幸いに、若い体質に恵まれ、強い底力を蔵しております。国民各位の理解と協力のもとに、適正な経済政策を行なうことによつて、わが国経済は、今日の事態を早期に克服し得るばかりでなく、近い将来、必ずや栄光に満ちた繁栄の道が約束されるであらうことを、私はかたく信ずるものであります。(拍手)

私は、平和に徹することを外交の基本方針としてまいりました。が、真の平和への道は、困難、かつ、きびしいものがあります。世界の諸国が、基本的には、自国の主張のみに固執することなく、話し合いによつて問題の解決をはかる姿勢を保ち、そのための根強い努力を続けることが、真の平和達成への道であります。

この意味において最も緊急を要する問題は、ベトナム紛争の平和的解決であります。

私は、昨年末ハンフリー・米副大統領の、また本年初頭ハリマン・米特使の来訪を受け、米国クリスマス休戦を契機として北爆を一時

停止しながら進めてきた平和工作について詳細説明を受ける機会を得ましたが、その際、米国が問題の解決について柔軟な考え方をとり、真剣に平和を求めていることを確かめることができました。また、(拍手)国際世論の大勢も、非同盟諸国を含め、ベトナム問題の平和的解決のためここに一つの好機が到来したものと判断し、北ベトナム政権やいわゆる民族解放戦線に属する人々がこの平和への機会を逃がすことなく、平和への歩み寄りを示すことを強く望んでいるのであります。(拍手)

政府は、北ベトナムなど関係者がこの強い世界の世論に背を向けることなく、平和のための話し合いの呼びかけに対し早急に積極的な反応を示すよう訴えてまいりましたが、今日に至るまで好ましい徴候もあらわれていないことは、まことに残念であります。私は、ここに重ねて関係国の自重を促すとともに、今後、事態がいかに推移するにせよ、ベトナム問題の解決のため最善の努力を傾け続ける決意を有することを明らかにいたします。(拍手)

世界の平和、特にアジアの平和と安定は、直接わが国の国家利益につながるばかりでなく、イデオロギーを越えた人類共通の願望であります。わが国としては、第二十回国連総会において安全保障理事会の理事国に選出されたことにより、その国際的役割が一段と重要性を増したことを考えますと、平和への責任はまことに重いものといわざるを得ないのであります。

他方、戦後の世界情勢のもとにおいて、一国の安全を一国のみで確保することができないことは明らかであります。一部に主張される

ごとく、わが国が日米安全保障条約を一方的に破棄し、中立を宣言すれば、わが国の安全が確保されるという考えは、あまりにも幻想に過ぎるのであります。(拍手)日米安全保障条約がわが国の安全を守り、平和的發展を助けたことは、事実が証明するところであります。(拍手)私は、現下の国際情勢においてわが国の国家利益を考へる場合、みずから国の安全を守る努力をするとともに、日米安全保障体制を維持していくことが、わが国の平和と安全を確保するため最も現実的な政策であると信ずるものであります。(拍手)

日米安全保障体制の維持は、イデオロギーや政治体制を異にする国々との平和共存を否定し、これを不可能にするものではありません。このことは、最近わが国とソ連との間に各方面にわたつて善隣関係が積み上げられており、このほど椎名外務大臣が日ソ国交回復後わが国外務大臣として初めて訪ソしたことによつて実証されるところであります。(拍手)相互の立場の尊重と内政不干渉の原則にのつたる限り、あらゆる国と平和的に共存することが可能であり、また、わが国もそのために努力を惜しむものではありません。(拍手)近時の国際情勢のもとにおいて、中国問題は、単にアジアのみならず世界の平和と安全に密接につながる問題として、ますます重要性を加えております。古来より中国民族と密接な関係を有するわが国にとつて、長期的な国家利益から見、世界の緊張が緩和され、中国民族全体との間に共存の關係が樹立されることが望ましいことは、あらためて申すまでもありません。しかし、中共が現在のごとくかたくなな態度をとり、みずから国際社会復帰への門戸を閉ざし

かねない政策をとり続ける限り、事態の前進にはなお幾多の困難があることを認めざるを得ないのであります。(拍手)政府は、中華民国との間に従来の友好親善関係を維持するとともに、中共とは、相互に内政に干渉しないことを前提として、国家利益の存するところを見きわめつつ、慎重に対処していく所存であります。(拍手)

戦後アジアに芽ばえた民族主義は、多くの国において社会経済基盤の後進性に制約されて苦難の道を歩んでおります。また、アジア諸国の中には、今日深刻な食糧危機や経済危機に直面しているものもあります。アジアの一員としてのわが国は、世界の先進国に率先し、最も身近にあるこれらの諸国に対し、あたたかい理解を示すと同時に、この現状の改善に資する協力と援助を積極的に進めるべき立場にあります。昨年末、わが国がアジア開発銀行の設立に進んで参加し、また、四月に東京において東南アジア開発閣僚会議を開催いたしますのも、かかる精神に基づくものであります。また、早急に救援を必要とするアジア諸国に対しては、その窮状打開のため他の先進諸国の理解と協力を求めつつ、緊急の援助を検討し、実効のある施策を進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

アジアの発展は、アジア諸国の相互信頼と理解に基づく協力関係なしには達成しがたいのであります。この意味において、さきに韓国との国交正常化が実現されたことは、われわれに明るい希望を与えるものであります。私は、今後とも、アジアの友邦に対し、相互の立場を尊重しつつ、互譲の精神に立って一そう協調することこそ

発展と繁栄への道であることを呼びかけてまいる考でありませぬ。
(拍手)

国民の生活を守り、これを向上させることは、国民に奉仕する政府の任務であり、政治の眼目であります。すべての国民が希望に満ちた明るい生活を営むことができる豊かな社会をつくり出すことは、私のかねてからの強い念願であります。戦後二十年にしてアジア第一の高度の経済と文化を築き上げたわれわれは、さらに勇を鼓して、疾病と貧乏を追放し、旺盛な発展力に満ちた文明社会の建設に向かつて邁進したいと存じます。(拍手)

消費者物価の大幅な上昇は、経済の健全な発展を阻害することにも、国民生活にとって切実な問題であります。政府は、昨年末、物価問題懇談会を設け、広く国民的基盤に立って真に効果のある物価対策を推し進める体制を整えており、また、四十一年度予算においては、物価の安定を最も重要な政策目標とし、生鮮食料品の生産体制の近代化、流通経費の節減をはかるための流通機構の合理化、公正な物価を形成するための公正取引委員会の機構の拡充など、各般にわたる物価安定対策を財政面から強力に推し進めることといたしております。特に、生鮮食料品については、安定した供給の確保に努めてまいります。

このたび、国鉄運賃、郵便料金等について最小限度の値上げを認めることといたしますが、これは、それぞれの分野における健全な運営を確保するためのやむを得ない措置であり、今後、公共料金の取り扱いについては、経営の合理化を強力に進め、その上昇要因を

できるだけ吸収する措置をとり、値上げを極力抑えることはもちろん、便乗値上げのごときは絶対に許しません。

農業は、自然的社会的に種々制約を受けることが多く、内外の経済の変動に即応していくことが困難なため、他産業との間に格差を生じております。政府は、このような事情を十分に考慮し、自立経済農業を育成するため、農地管理事業団をすみやかに発足させ、農業経営規模の拡大を促進する施策を進める一方、兼業農家の増加の傾向にかんがみ、その所得の増大をはかるための施策を推進いたします。さらに、豊かな住みよい農村を実現するため、後継者の養成確保、生活環境の整備等の施策についても十分意を用いてまいります。

中小企業は、不況のしわ寄せを最も受けやすく、昨年の倒産件数が従来になく多数にのぼったことは、まことに心痛にたえません。このような倒産を防止するためには、何よりも不況の克服が第一であります。当面、政府関係中小企業金融機関の資金量の増大、信用保険制度の改善等をもって中小企業金融が円滑に行なわれるようにすることともに、受注のあっせん等、苦境にある中小企業に対する指導体制を整えることといたします。一方、中小企業の体質を改善するためには、事業の共同化を進め、老朽化した設備を更新することが最も必要でありますので、中小企業高度化資金貸し付け制度の拡充、改善等、思い切った施策を講じてまいります。特に、中小企業の体質強化のため、専従者控除の限度額の引き上げ、中小法人に対する税率の特別な引き下げなど、税制面について格別の配慮をいたします。

社会開発のうち、第一の急務は、経済の発展に著しく立ちおくれ

ている生活の場の改善であり、特に住宅対策の拡充であります。住宅は、国民のいこいの場、家族の親睦の場であり、青少年の人間形成の場でもあります。よい住宅は、単に個人や家族にとって必要であるばかりでなく、健全な社会の基礎をなすものであり、住生活の安定なくして国民生活の安定はありません。私は、住宅の整備を国民生活安定の基本と考え、これを強力に推進する決意であります。(拍手)このため、昭和四十五年度までに一世帯一住宅の目標を実現すべく、新たに住宅建設五カ年計画を定め、政府、民間合わせて六百七十万戸の建設を予定し、住宅問題の徹底的な改善をはかります。政府施策住宅としては、五年間に二百七十万戸を建設することとし、社会開発の見地に立って、住みよい住宅とするため、公団住宅の大部分を三居室住宅といたします。さらに、勤労者を中心とする持ち家住宅の建設を推進し、また、宅地の供給につきましても、その拡充をはかることといたします。

すぐれた国民を育成する基礎は教育にあります。祖国を愛する心情を養い、時代の進運に必要な知識と技術を身につけ、民族の繁栄と国家の発展に寄与し得るりっぱな青少年をつくり上げることこそ教育の目的といわなければなりません。(拍手)近時青少年の非行が増加していることは、まことに憂慮にたえないところであり、私は、学校教育、社会教育を通じて道徳倫理の向上につとめる決意であります。(拍手)さらに、科学技術の振興、文教施設の充実、育英奨学の強化を推進し、また、恵まれない児童のための特殊教育を改善するな

内閣総理大臣の施政方針に関する演説

どの配慮をいたします。

国民の中には、経済社会の発展から取り残され、減税の利益に浴さない階層の人々も少なくありません。これら貧困に苦しみ、老齢や病氣や心身の障害に悩んでいるいわば社会の谷間にある人々に対して、あたたかい充実した援助の手を差し伸べることが肝要であると考えます。政府は、この見地に立って、生活保護階層に対する生活扶助基準の大幅な引き上げ、夫婦一万円年金の実現を中心とする国民年金の改善、重症心身障害児対策、ガン対策の強化など、社会保障関係施策の充実をはかってまいります。国民生活の向上、老人人口の増加、家族構造の変化など、社会、経済の変動に即応しつつ、国民の幸福を守るため、今後社会保障の一そりの充実をはかる決意であります。(拍手)

労働問題のあり方が経済、社会に及ぼす影響は、きわめて大きいものがあります。私は、使用者と労働者の双方がわが国経済の健全な発展と国民生活の安定のため良識と相互の信頼を基調とする合理的な解決をはかる機運が醸成されることを期待してやみません。(拍手)現在雇用は伸び悩みの状態にありますので、離職者が再就職できるようにつとめることはもとより、広域職業紹介体制の整備、職業訓練の拡充等の雇用対策を積極的に進めてまいりたいと存じます。

健全な地方自治の確立は民主主義の基盤であります。政府は、最近における地方財政の窮状が地方自治に与える影響を考慮し、地方交付税率の大幅引き上げ、地方債の充実等、地方財源の増強のため格

段の措置を講ずることいたしました。地方自治体にあつても、地方財政の健全な運営をはかるとともに、行政水準の向上のため一そり努力するよう強く要請いたします。

最少の行政費による最高の能率こそ、国民の最も希望するところであります。このため、私は、明年度において公庫、公団の設立を認めず、各省部局の新設、人員の増加等を最小限度にとどめた次第であります。国家の秩序を保持し、国民の福祉の増進をはかるためには、政府がみずからその姿勢を正す必要があります。公務員諸君は、一そう厳正な規律の保持と行政の能率的運営につとめ、国民に対する義務を忠実に果たさなければなりません。(拍手)

沖繩につきましては、四十一年度の援助費を画的に増額して、本土復帰の日に備え、教育、社会福祉等の各分野における本土との格差を解消し、住民の福祉向上を積極的にはかることといたしました。

戦後新憲法のもとに議会民主政治が発足してから早くも二十年になります。その間、国会の権威を高め、議会民主政治を確立するための真剣な努力が続けられてまいりました。しかるに、昨年末の国会運営の混乱は、国民の間につちかわれてきた議会民主政治に対する信頼感を低下せしめ、一部に議会不信の念を芽ばえさせるに至ったことは、まことに憂慮にたえません。この際、与野党の別を越えて率直に反省し、再びこのようなことを繰り返さないよう努力いたしたいと思います。(拍手)

議会民主政治における政見の相違は、秩序と規律を保ちつつ解決

されねばなりません。政党が、いたずらにみずからの主義主張のみに固執し、建設的な話し合いを忘れ対立を事とするならば、国政の円滑な運営が阻害されるのみならず、議会民主政治に対する国民の信頼を失い、ひいては民主主義の危機を招くおそれなしとしないのであります。(拍手)議会民主政治は、国民多数の意思を背景とする多数決原理に基づく調和と前進の政治であります。国会における審議が健全な世論を正しく反映し、審議の過程を通じておのずから国論の統一が醸成されることこそ、議会民主政治の真髄にはなりません。(拍手)国会が良識と寛容の精神に立脚する充実した言論の府となり、常に国家のための論議に終始するならば、政治に対する国民の信頼を必ず確保し得ると信ずるものであります。同僚議員各位の党派を越えた協力を切に期待してやみません。(拍手)

私は、最後に、青少年諸君に訴えたいと存じます。今日の青少年諸君が自由と平和に恵まれつつ、はつらつと成長できることは、まことに幸福であります。しかし、真の平和を長く享受するためには、何よりも、青少年諸君が深い自覚と強い意志を持ち、常により高く向上を目ざして努力することが必要であります。明治維新の改革を成就し、近代国家としてのわが国の黎明期を築き上げたのは、新しい日本の建設のため知恵と情熱を傾けたすぐれた青年の力にはかなりません。(拍手)青少年こそ国家興隆の原動力であり、民族の盛衰を左右するものであります。国の未来は、あけて青少年諸君の双肩にあります。すでに二十世紀も半ばを過ぎ、歴史は宇宙時代にその歩を進めております。今日の青少年諸君は、二十一世紀に連

なる新しい世代であります。青少年諸君が、未来に向かって輝かしい理想を求め、真理と平和を愛し、公共に奉仕する豊かな人間性を備えたあすの国民としてすこやかに成長することを心から期待するものであります。(拍手)

以上、所信の一端を述べ、国民諸君の御理解と御協力を切望するものであります。(拍手)

◎外務大臣の外交に関する演説

(昭和四十一年一月二十八日)

○国務大臣(権名悦三郎君) 現下の国際情勢を概観し、わが国外交の当面する重要問題につき所信を申し述べたいと存じます。

近時主たる国際的対立の舞台はアジアに移り、また、東西それぞれ側においてその勢力関係が多元化の様相を呈し、国際関係はますます複雑になってきております。これに伴って、わが国の国際政治の場における責任は、いよいよ重大となってまいりますことに、わが国がその国力に相応した責任を果たすよう要望する声が内外に高まっております。昨年国連第二十回総会において、わが国が多数の国連加盟国の支持を得て安全保障理事会の非常任理事国に選ばれましたのは、このような事実の帰結にほかなりません。世界の安全と平和の維持に最も大きな責任を負っている安全保障理事会の理事国として、今後わが国は平和と安全に関するすべての問題について、一そう積極的にわが国の見解を表明し、その解決のための措置に協力するよう努力していきたいと考えます。

わが国とアジア諸国との関係を見ますに、私は、アジアにおける不安の解消とアジアの人々の福祉の向上が、とりもなおさず、わが国の安全と繁栄に連なり、ひいては世界の平和に寄与することを確信するものであります。

昨年十二月十八日、日韓諸条約批准書の交換が行なわれ、多年にわ

たの進展にかんがみ、話し合い実現のため一そう積極的に協力すべく、今般私のソ連訪問の機会に、ベトナム問題の解決がいかに必要、かつ可能であるかにつき、ソ連指導者に強調いたし、ソ連側の協力を要請したのであります。

以上のごとき一連の動きは、たとえ直ちに効果をもたらし得なくとも、その意義はきわめて大なるものがあり、私はかかる動きを契機として、ベトナム紛争の平和解決への努力が次第に勢いを増していくことを期待するものであります。現在の国際社会において、政治的信条と社会体制を異にする諸国間の平和共存の意義が広く理解されつつあるとき、アジアの一角で激しい戦火が続いていることは、きわめて不幸というほかに、北ベトナム側が、ベトナムの平和を熱望する世界国民の声に耳を傾けて、平和裏に話し合いに応ずることを強く希望するものであります。(拍手)

インドネシアの情勢は流動的であり、経済的困難は、一そう深まっておりますと見られますが、わが国といたしましては、同国民がこれらの困難を克服して国づくりを進めていくことに對し、今後とも協力を惜しまないものであります。

国の安全を確保することは、あらゆる内政外交の根幹をなすものであります。われわれは、国際連合が真に世界平和維持機構としての機能と役割りを果たし得る日が一日も早く到来することを願っております。国連強化のための協力を惜しまないものであります。しかしながら、現段階ではわが国の安全保障をあげて国際連合に託することはできないのが実情であります。わが国は、国の安全をはかるため

たりわが国外交の主要な懸案となっていた日韓国交の正常化が実現されるに至ったことは、慶賀にたえません。すでに漁業協定をはじめ諸協定は円満かつ順調に実施に移されておりまして、この短い期間に達成された成果から見ても、両国の関係がいまや急速に緊密化していくことは、疑問の余地のないところであります。

さらにカシミールをめぐるインド、パキスタン間の紛争について、タシケント会談の結果平和解決の曙光が見えてきたことは、アジアの平和と安定のためにまことに喜ばしい次第であります。

中華民国との友好親善関係は近時ますます増進されつつあり、また、中共との間においては、従来どおり政経分離の原則に基づき民間レベルでの交流が進展しておりますが、私は、今後とも国際情勢の推移を慎重に勘案しつつ施策を推進していく考えであります。

現在の世界情勢なかんずくアジアの情勢において、ベトナムの紛争はアジアの安全に対する大きな脅威であり、その帰趨に深甚なる関心を有するものであります。昨年末以来米米が活発な和平推進の動きを示していることは、ベトナムにおける平和招来のため新たな機運をもたらすものとして、これに注目した次第であります。加えて、昨年末から本年初頭にかけて、米米ハンフリー副大統領及びハリマン特使が来日し、日米首脳間において率直なる意見の交換を行ない、これにより米米のベトナム問題の解決に対する真摯な意図をあらためて確認したのであります。

わが国は、かねてからベトナム問題解決のため、すみやかに話し合いを開始するよう関係国に呼びかけてまいりましたが、新たな事

に、戦後独立回復の際、自由と民主主義の擁護を共通の信条とする米米と安全保障条約を結ぶ道を選んだのであります。以来十数年間の長きにわたり、わが国民は国の安全について何らの不安を抱くことなく、経済の安定と繁栄をなし遂げることができました。このことを承知しているわが国民の大多数は、今後も日米安保体制が維持されることを強く望んでいるものと確信するものであります。(拍手)

他国と共同して自国の安全保障をはかるためには、相手国との相互信頼関係を維持することが不可欠であります。わが国は、米米が安全保障条約に基づく日本防衛の義務を果たすことを期待し、またそれを確信しております。それと同時に、わが国も条約上の義務を誠実に果たす用意がなければならぬことは当然であります。条約上の義務を忠実に履行することによってこそ、米米に對しても真のパートナーシップに基づく発言力を確保し、広く世界の問題についてもわが国が積極的役割りを果たし得ると信ずるものであります。

わが国の安全を確保するという観点のみにとどまらず、経済、文化その他国際関係の全般にわたり、米米との良好な関係を維持することが、わが国にとっていかに重要であるかは、多言を要しないところでありまして、米米もわが国との友好関係の発展に多大の関心を寄せております。昨年末日米航空協定につき新たな合意が成立し、わが国はニューヨーク及び以遠へ就航する権利を獲得し、世界でも数少ない世界一周空路を持つ国と相なりました。(拍手)両国政府がこの長年の懸案の解決に成功したことは、日米両国が相互関係の発

展に共通の利益を見出し、それに対する障害を取り除くことに大きな熱意を有することのあらわれであると考へます。

私は、このたびソ連政府の招待により日ソ国交回復後日本の外務大臣として初めてソ連を訪問して、帰国いたしましたところであります。同国滞在中、日ソ航空協定及び貿易協定に署名したほか、コスイギン首相、グロムイコ外相をはじめとするソ連政府首脳と会談し、日ソ間の諸問題及び重要な国際問題について意見の交換を行いました。

まず、航空協定の締結により、シベリア上空を経由して東京—モスクワの直通航空路線を開通することとなり、これから二年以内に自国機、自国乗員による相互乗り入れが行なわれ、東京と西ヨーロッパ間の最短路線の実現が期待されることと相なったのであります。(拍手)また、貿易関係も今後五カ年間にわたる長期貿易協定が結ばれ、その将来の見通しはまことに明るいものがあります。さらに今回の会議において、日ソ領事条約をすみやかに結び、領事館を相互に開設することが望ましいことに意見の一致を見たほか、ソ連側は安全操業問題及び邦人の帰国、墓参問題についても、今後とも協力を約したのであります。私は北方領土問題についてわが国の立場を重ねて強く主張いたしました。ソ連側が従来の態度を変えることなく、同問題は解決済みであるとの主張を固執したことは、私の深く遺憾とするところであります。(拍手)政府としては、この問題については、国民的願望を背景として、将来とも機会あることにわが国の立場を強く主張し続けていく所存であります。(拍手)ま

強化に一そう努力していく所存であります。このため、近く中近東に特派使節を派遣することいたしました。

中南米諸国とは伝統的に友好関係にあります。近時この関係は一そう緊密の度を加えますとともに、経済的、文化的にもこれら諸国とわが国との交流の分野はますます広がりを認めております。また、これら地域に対する移住は順調に進んでおり、このほかカナダ、米国等も技術と能力を備えた移住者を求めているのであります。政府といたしましては、海外移住の促進に努力してまいる所存であります。

国際経済の面におきましては、世界貿易史上画期的な試みといわれるガット関税一括引き下げ交渉は、EEC内部の対立もあり難航を続けており、本年中に大きな山場に差しかかるものと考えられます。わが国としても、この交渉を成功させ、世界貿易を画期的に伸長せしめるため一そうの努力を払う所存であります。

また、わが国の一方的な大幅出超となっている低開発国に対しては、これら諸国との友好関係、経済的互恵の確保増進のため、これら諸国の開発を支援し、わが国の輸入拡大に資するような協力を進めたい方針で協力の具体化につき着々話し合いを進めております。

世界貿易の伸長と国際社会の繁栄を希求するものとして、ここに強調しなければならないのは、低開発諸国に対する経済協力の問題であります。低開発国の経済開発の問題は、二十世紀後半において世界に課せられた最大の課題の一つであります。これらの諸国の開発にあたりましては、先進国の援助が不可欠であります。これに

た、国際問題につきましては、さきに申し述べたとおり、ベトナム紛争の問題を中心に意見の交換を行ない、ベトナム紛争が、関係諸国のみならず、世界の平和全般にとって危険であることについて意見の一致を見ました。しかし残念ながら、紛争解決の方途については双方の立場の一致を見るに至りませんでした。

このたびのソ連訪問を通じ、立場を異にする幾つかの問題はありましたが、私は、両国間の政治社会体制の相違にもかかわらず、双方が誠意を持って話し合えば長年の懸案も少しずつでも解決を見得るものであり、このような両国の善隣関係の発展は、アジアにおける緊張緩和、ひいては世界の平和に寄与するものであるとの信念をますますかたくした次第であります。(拍手)

現下の流動する国際情勢下において、わが国として自由陣営の重要な構成員たる西欧諸国との間に十分な意思の疎通をはかる必要はますます増大しております。このように観点から、私は西欧諸国との友好関係を一そう緊密化するため、英、仏、伊政府首脳と定期協議を行なっており、今回は、ソ連訪問の後、かかる定期協議の一環としてエアハルト首相ほかドイツ政府首脳とも有益かつ忌憚なき意見の交換を行なうまいりました。

最近、中近東及びアフリカ諸国の国際的発言力の強化は著しいものがあります。これら諸国とわが国との関係は日ごとに発展しつつありますが、一方、これら諸国においては、政治情勢が大きく動いております。わが国としては、これら新興諸国が困難を克服し国づくりを進めるための応分の協力をしつつ、相互理解と友好関係の援助を飛躍的に拡充いたす所存であります。

特にアジアにおいては、わが国は唯一の先進工業国であり、アジアの平和と繁栄に貢献することは、わが国に課せられた使命であります。アジアの一部に紛争や貧困が存在している今日、この地域に対するわが国の経済協力をできる限りの分野で強化することは、われわれの責務であり、また、長期的に見てわが国自身の利益にも資するゆえんと信じます。わが国としては、すでに、アジア開発銀行への出資、メコン川開発計画の一環をなすナムグムダム建設援助費の拠出等を約束しておりますが、今後アジア各国の実情と希望に応じて、効果的に援助の責任を果たしていく所存であり、本年をアジア地域に対する協力の強化拡大の第一年としたい考へております。

このような拡大された協力のためには、アジア諸国の考へをも十分に聞かなければなりません。そのための真摯な努力の第一歩として、来たる四月上旬、東京において東南アジア開発閣僚会議を開き、東南アジア諸国の経済開発に責任を有する閣僚から腹藏のない意見を求め、また、わが国の考へをも述べる機会を持ちたいと考へております。(拍手)

経済面における外交と並んで近時ますます重要性を増してきてきたのが、文化面における外交であります。平和を愛好し、高度な文